

元国税・東大卒税法研究者が教える！

超速！平成 27 年度税制改正

著者

元国税調査官・税理士

松嶋 洋

目次

はじめに

平成 27 年度主要税制改正項目サマリー

I 個人課税に関する改正

出国税の創設

出国税に係る納税猶予の創設

国外居住親族に係る扶養控除等の厳格化

ジュニア NISA の創設と NISA の拡充

ふるさと納税の改正

その他押さえておくべき改正事項

II 資産課税に関する改正

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の見直し

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

事業承継税制及び教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正

その他押さえておくべき改正事項

III 法人課税に関する改正

法人税率の引下げ

欠損金の繰越控除等の見直し

受取配当等益金不算入制度の改正

研究開発税制及び所得拡大促進税制の改正

外形標準課税の拡大

地方拠点強化税制の創設

規定の整備と延長等される主な規定

IV 消費課税に関する改正

消費税増税延期に伴う所定の措置

輸出物品販売場制度の拡充

国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

車体課税の見直し

V 納税環境整備等に関する改正

財産債務明細書の見直し

税務関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

番号利用法の制定等に伴う措置

その他押さえておくべき改正事項

VI 国際課税に関する改正

外国子会社配当益金不算入制度の見直し

外国子会社合算税制等の見直し

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の整備

その他の国際課税に関する改正

はじめに

12月30日という、極めて異常なタイミングで出された平成27年度税制改正大綱は、租税法律主義の観点から大きな問題があることはもちろん、政策的な見地からも欠陥が大きいと言わざるを得ない内容になっています。そこに見え隠れするのは、先の衆議院議員選挙で大勝した「数の暴力」を、今後の税制改正に活かしていくという政治の姿勢です。

解散総選挙から短い期間で作ったため、平成27年度改正においては比較的安易な対応が可能な「租税特別措置をいじくる」という方向性が色濃く見えます。しかし、財務省や政府の悲願とも言える改正に対しては、着実に改正項目ないし検討項目に挙げられています。従来から問題が大きいと言われていた、電子商取引に係る消費税の内外判定や国外居住親族に係る扶養控除等の適用の適正化、そしていわゆる出国税の創設は、平成27年度改正の主要改正項目として法制化される見込みであるところ、早急の対応が必要な状況です。

加えて、「税率引下げと課税ベースの拡大等の改革は、大きく分けて2段階で進める」（大綱3頁）という名目で、実現が先送りされた中小法人課税の抜本改革は、平成28年度改正で実現する可能性が極めて大きいと見込まれます。国政選挙は2016年までないと見込まれているところ、選挙に配慮する必要のない平成28年度改正は、日本の税制にとり大きなターニングポイントになる、と言えそうです。この点、平成27年度は来たる税制の抜本改革の猶予期間として、早いうちからクライアントへの注意喚起が必要と言えそうです。

ところで、平成27年度改正の全体像を語る上で、見逃すことができない記述があります。それは、「より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減する」（大綱3頁）というものです。従来の税制改正は、それが票集めの道具になりうることもあって、大衆受けしづらい企業の優遇策をストレートに表現しなかったという印象がありますが、それがこの大綱においては明示されているわけです。

個人的な見解を申し上げますと、膨大な財政赤字を抱えるわが国の現状を解決するには、日本がタックスヘイブン化するような、抜本的な税制改革が必要と考えていました。政治の本音としても、このような改革の必要性を十分に認識しているところ、結果として弱者に涙を呑んでもらう、という税制改正が今後多々見られるのではないかと考えています。

数の暴力が許され、与党の有効な対抗馬も見当たらない昨今、このような方向性を民意で転換させることは非常に困難と考えています。となれば、税理士としては覚悟を決め、納税者の権利を守るために知恵を絞って戦う、という姿勢が必要になるでしょう。税の専門家としては、相当の覚悟をもって、今後の税制改正に向き合う必要があると言えそうです。

平成 27 年度主要税制改正項目サマリー

税制改正項目	概要
出国税の創設	国外転出をする居住者について、有価証券等の含み益に対して課税（平成 27 年 7 月 1 日以後の国外転出等）
出国税に係る納税猶予の創設	上記に対する納税猶予制度（平成 27 年 7 月 1 日以後の国外転出等）
国外居住親族に係る扶養控除等の厳格化	国外居住親族に係る扶養控除等に係る添付等書類の拡大（平成 28 年分以後の所得税等）
ジュニア NISA の創設と NISA の拡充	未成年者による NISA 口座の開設等（原則、平成 28 年 1 月 1 日以後に口座開設可）
ふるさと納税の改正	特例控除額の引上げ（平成 28 年度分以後の個人住民税）とふるさと納税ワンストップ特例制度の創設（平成 27 年 4 月 1 日以後の寄附）
住宅取得等に係る措置の延長	住宅ローン控除等が平成 31 年 6 月 30 日まで延長
国民健康保険税の改正	課税限度額及び減額の対象となる所得の基準の引上げ
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の見直し	非課税限度額の拡大（最大 3,000 万円）と適用期限が平成 31 年 6 月 30 日まで延長（平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与）
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設	子や孫の結婚・出産・育児等の資金の一括贈与に係る非課税措置が創設（平成 27 年 4 月 1 日以後）
事業承継税制の改正	贈与税の納税猶予を受けた 2 代目から 3 代目に対する贈与税の納税猶予の要件緩和等
教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正	教育資金の範囲の拡大、領収書の提出に係る要件緩和（平成 28 年 1 月 1 日以後提出分）及び平成 31 年 3 月 31 日まで延長
登録免許税等の延長・廃止	土地売買による所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置等の延長等
生命保険金等に係る調書の改正	契約者変更等に係る事項の記載が必要（平成 30 年 1 月 1 日以後の契約者変更）
法人税率の引下げ	本則税率が 25.5%⇒23.9%に引下げ（平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度）
欠損金の繰越控除等の見直し	大法人の控除限度額の引下げ（平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から二段階）、繰越期間が 10 年（平成 29 年 4 月 1 日以後開始事業年度）
受取配当等益金不算入制度の改正	株式等の区分と益金不算入額の見直し
研究開発税制の改正	控除税額の上限引下げ、特別試験研究費の税額控除の拡大、及び繰越税額控除限度超過額等の廃止等（平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度）
所得拡大促進税制の改正	平成 28 年 4 月 1 日以後開始事業年度につき、雇用者給与等支給増加割合の要件の見直し
外形標準課税の拡大	大法人につき、外形標準課税の拡大（二年かけて所得割と 1 : 1）（平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度）
地方拠点強化税制の創設	本社の地方移転等に伴う特別償却等及び雇用促進税制の拡充の創設
法人税法の規定の整備	ヘッジ取引の有効性判定に関し、承認要件が届出となる等の所定の整備
中小企業等の貸倒引当金の特例の改正	実質的に債権とみられない金額の簡便法を用いる場合の基準年度が平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日に開始した各事業年度に改正
公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例の延長	適用期限の二年延長

平成 27 年度主要税制改正項目サマリー

税制改正項目	概要
環境関連投資促進税制の改正	即時償却につき、太陽光発電が対象外になり、適用期限の一年延長
買換え特例の改正	9号買換えから機械装置等を除外し、平成 29 年 3 月 31 日まで延長 所定の買換えにつき、繰延べ割合の減額
消費税増税延期に伴う所定の措置	10%増税延期に伴う所定の措置
輸出物品販売場制度の拡充	免税手続きカウンターが認められるなどの拡充（平成 27 年 4 月 1 日以後の申請等）
国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し	電子商取引の内外判定の改正やリバースチャージ方式の創設（原則、平成 27 年 10 月 1 日以後の資産の譲渡等）
国外事業者の国内における芸能・スポーツ等の消費税課税の改正	国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等の役務の提供に対し、リバースチャージ方式の適用（平成 28 年 4 月 1 日以後の役務の提供）
自動車重量税の改正	エコカー減税の二年延長等（平成 29 年 4 月 30 日まで）
自動車取得税の改正	エコカー減税の二年延長等（平成 29 年 3 月 31 日まで）
軽自動車税の改正	軽自動車税のグリーン化特例の創設（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日に新規取得した新車等）
財産債務明細書の見直し	財産債務明細書を財産債務調書とし、記載内容が国外財産調書と同等（平成 28 年 1 月 1 日以後に提出すべき財産債務調書）
税務関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し	スキャナ保存できる税務関係書類の範囲が拡大（平成 27 年 9 月 30 日以後の承認申請）
番号利用法の制定等に伴う措置（住民票の添付不要）	マイナンバー制度を前提に、所定の申告書等に対する住民票の添付が不要（番号利用法附則 1 四に定める日の属する年分以後の所得税等）
番号利用法の制定等に伴う措置（預金情報に係る整備）	銀行等に対しマイナンバーによって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を負荷
e-Tax の利便性向上（資料の提出）	イメージデータによる書面提出が可能（平成 28 年 4 月 1 日以後の e-Tax 等による申請等）
e-Tax の利便性向上（上記以外）	所定の本人確認により、電子署名が不要になる等所定の改正（平成 29 年 1 月 4 日以後の e-Tax 等による申請）
再調査要件の改正	再調査が制限される調査が「実地の調査」に限定（平成 27 年 4 月 1 日以後に開始される前回調査に係る再調査）
複数代理人に対する事前通知	納税者の同意があれば代表する代理人に対する事前通知で可能（平成 27 年 7 月 1 日以後の事前通知）
期限後申告に係る宥恕規定の改正	宥恕対象となる期限後申告書の提出期限が 2 週間から 1 か月に延長（平成 27 年 4 月 1 日以後申告期限到来分）
外国子会社配当益金不算入制度の見直し	損金算入配当が 95%益金不算入の対象外（原則、平成 28 年 4 月 1 日以後開始事業年度において受ける配当）
外国子会社合算税制の見直し	トリガー税率の引下げ、申告要件に係る宥恕規定などの適用除外基準等 の見直し（特定外国子会社等の平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度）
特定課税対象金額の益金不算入の見直し等	外国子会社配当益金不算入の改正に合わせた所定の改正（原則、特定外国子会社等の平成 28 年 4 月 1 日以後開始事業年度において受ける配当）
非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の整備	非居住者の口座情報の自動的交換に係る整備（平成 29 年 1 月 1 日以後）
帰属主義への変更に伴う整備	帰属主義への変更に伴う、PE 帰属所得の計算等所定の整備（原則、平成 28 年 4 月 1 日以後開始事業年度）
クロスボーダーの組織再編成に係る適格性判定の特例の見直し	トリガー税率の引下げに伴う所定の整備と、租税負担割合の計算に係る所定の整備（平成 27 年 4 月 1 日以後の合併等）

I 個人課税に関する改正

出国税の創設

概要

国外転出をする居住者について、転出等の時において有する有価証券等の含み益に対して課税させる制度が創設されます（大綱 27～32 頁）。

納税者不利の改正です。

内容

① 全体像

国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます）をする居住者が、③の対象資産を有する場合には、その国外転出の時に、次の区分に応じそれぞれ定める金額により、その対象資産の譲渡等をしたものとみなされます。

区分	基準となる金額
国外転出の日の属する年分の確定申告書の提出時までに納税管理人の届出をした場合	国外転出時の時価等
上記以外の場合	国外転出予定日の3月前の日の時価等

② 対象者

本特例は、次のイ及びロに掲げる要件を満たす居住者について、適用されます。

名称	内容
資産規模要件	国外転出時等における有価証券等の時価と未決済デリバティブ取引等の利益の額又は損失の額の合計額が1億円以上
在留期間要件	国外転出の前日10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年超（※）

（※）本特例に係る納税猶予を受けている期間を含み、出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格（外交、教授、芸術、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等）で在留していた期間は除かれます。

③ 対象資産の範囲

名称	範囲
有価証券等	所得税法上の有価証券又は匿名組合契約の出資の持分
未決済デリバティブ取引等	未決済のデリバティブ取引、信用取引又は発行日取引

④ 国外転出日から5年を経過する日までに帰国をした場合の取扱い

5年以内に帰国した場合については、国外転出の時に有していた対象資産で国外転出の時以後引き続き有していたものについては、帰国日から4月を経過する日までに、更正の請求をすることによってその課税を取り消すことができます。

ただし、その帰国までの間に、本特例の所得計算につき、基礎となる事実の全部又は一部の隠蔽又は仮装があった場合には、その隠蔽又は仮装があった事実に基づく所得については、この限りではありません。

⑤ 二重課税の排除

居住者が、本特例に相当する外国の法令の規定により外国所得税を課された場合において、その対象となった③の対象資産の譲渡等をしたときは、その者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費又は取得費に算入する金額は、その外国の法令の規定により収入金額に算入された金額とされます。

⑥ 贈与、相続又は遺贈により非居住者に有価証券等が移転する場合

上記②の要件を満たす者の有する対象資産について、贈与、相続又は遺贈により非居住者に移転した場合には、その贈与等の時に、その時における価額に相当する金額により、対象資産の譲渡等があったものとみなされます。

⑦ 更正の期間制限の取扱い

本特例による所得税（確定申告期限までに納税管理人の届出及び税務代理権限証書の提出がある場合として一定の場合を除きます。）の更正の期間制限については、5年のところが7年とされます。

加えて、上記④による更正の請求があった場合の更正については、更正の請求の基因とな

った理由が生じた日から3年間とする期間制限の特例の対象とされます。

⑧ その他所要の措置が講じられます。

適用関係

上記の⑤以外の改正は、平成27年7月1日以後に国外転出をする場合又は同日以後の贈与、相続又は遺贈について適用されます。

上記⑤は、平成27年7月1日以後に国外転出に相当する事由があった場合等について適用されます。

関連法規

新設

コメント

去る平成26年9月に公表されたBEPSプロジェクトの報告書において、租税回避防止措置として、出国時に未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得税課税の必要性が叫ばれています。これを受けて、日本の税制上も、国外転出に伴う課税の特例として、未実現のキャピタルゲインに対する課税制度が創設されます。本特例に限った話ではありませんが、BEPS問題は国際的なコンセンサスを基にその対応が図られていますので、改正税法を実現させやすいところ、今後も同様の改正が多数見られると考えられます。

法人税の世界においては、課税方式の変更に伴って従来の課税方式を精算する必要がある、という考え方で作られる制度があります。例えば、連結納税開始に伴う時価評価（税法61の11）はその典型です。しかし、個人課税の局面においては、このような未実現損益に対する課税は極めて異例の事態であるところ、資産規模という要件や国外転出後5年以内の課税の取消しはあるにせよ、非常にインパクトの大きい改正になる、と考えられます。

未実現損益に対する課税を行う以上、重要になるのは「時価」ですが、これについては大綱上明記されていません。ただし、『与党税制調査会資料』によれば、「(1) 市場価格のあるもの：市場価格 (2) 市場価格のないもの：直近の売買実例を参考に評価。売買実例が存在しない場合には、相続税評価額等を参考に評価。」とされています。この点、今後の通達等で整備がなされると考えられます。ただし、その評価は見積評価額も許される国外財産調書制度の評価ほど甘くはなく、かつ所得課税の本旨に照らし、財産評価基本通達の評価

額をそのまま採用する、といった対応は難しいと考えられます。

実務上、留意しておくべき点としては、以下のようなポイントを指摘することができます。

① 未実現キャピタルロスの取扱い

未実現のキャピタルロスが生じている資産の取扱いについて、大綱上明記されていませんが、『与党税制調査会資料』によると、「出国時特例の対象資産に含むこととし、未実現分を含むその年中のキャピタルゲインと通算した上で、課税所得を計算。」とされていますので、一定の所得と損益通算することが可能であるかのように読めます。ただし、本特例に基づく所得は、原則として分離課税の対象となる所得ですので、未実現キャピタルゲインとの間で通算可能、といった特例が設けられると想定されます。

② 納税管理人の活用

納税管理人を指定すれば、出国（所法 2 四十二）には当たりませんが、本特例の「国外転出」には当たるため、本特例は適用されます。しかし、納税管理人を選定し、かつ所定の要件を満たすことで、後述する納税猶予や更正の期間制限の延長がなくなるといったメリットを享受することもできます。

この取扱いですが、大綱を読む限り、下記の通り、多少複雑になっていると解されます。

特例の内容	納税管理人の資格	備考
納税猶予	申告期限までの届出	期限内の届出
更正の期間制限の特例	申告期限までの届出かつ税理士	税理士の必要性
評価のタイミング	申告時の届出	期限後申告でも選択可能？

評価については、大綱上は「確定申告書の提出時」に届け出れば転出時の時価となる、とされているところ、所得税の確定申告書は期限後申告を含むとされています（所法 2 ①三十七）ので、ストレートに読めば、期限後申告でも問題ないと考えられます。仮に、私見の通りに法制化されるのであれば、転出時の時価と 3 月前の時価を比較する、という対応が可能と考えられます。

なお、納税管理人の選択を行えば、申告期限は通常通りとなり、年の中途中で出国する場合における準確定申告（所法 127）は必要ありません。

③ 贈与税等の二重課税排除

本特例は、贈与等に伴う非居住者への移転に対しても適用する、とされていますが、そうになると贈与税等との二重課税の調整（所法9①十六）が問題になると想定されます。この点、土地の含み益部分に対しては二重課税に当たらない、という判決（東京高裁平成25年11月21日）もありますが、この判決同様、二重課税に当たらないとして全額課税されると考えるべきでしょう。

④ 贈与等の適用

非居住者への贈与等があった場合にも、本特例は適用されます。国外転出であれば本制度の適用を失念することは考え難いですが、贈与や相続の場合には適用もれがあり得る状況ですので、注意する必要があります。

その他、制度論として、今後の法令の検討などを要する点としては、以下のようなポイントが挙げられます。

① 二重課税排除の妥当性の検討

本特例の創設に伴い、諸外国において出国税を課されるようなケースについては、外国で課税対象となった収入金額等を必要経費や取得費とすることで、キャピタルゲインが実現する際、二重課税を排除することになっています。

本制度は、「出国直前に対象資産を譲渡して同時に買い戻したとみなし」（『与党税制調査会資料』）といった制度設計からこのような仕組みが採用されたと考えられますが、適用税率が我が国よりも大きい国で出国税が課税されたとすれば、外国税額控除の対象とならない分現状よりも不利益な取扱いになる可能性があります。

② 納税義務の成立時期

『与党税制調査会資料』によれば、「納税義務の成立時期：出国時（居住者が国内に住所及び居所を有しないこととなる時又は相続・贈与により非居住者が対象資産を取得したとき）」とされていますので、現状の取扱いと同じタイミングで納税義務の成立を判断すると考えられます。このため、通法15の見直しはないと考えます。

③ 有価証券の範囲

本特例の対象となる有価証券等とは、所得税法上の有価証券又は匿名組合契約の出資の持分とされており、所得税法上の有価証券に匿名組合契約の出資の持分は含まない、という前提で整理がなされています。

一方で、国税庁の質疑応答事例によれば、消費税法上匿名組合契約の出資の持分は、「消費税法施行令第9条第1項第2号《有価証券に類するものの範囲等》に規定する「その他法人の出資者の持分」に該当」して、有価証券に該当するとされています

(<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shohi/24/01.htm>)。

法令を比較すると、下記の通りの規定であり、所得税法と消費税法の有価証券の定義規定において、「その他法人の出資者の持分」は所得税においても有価証券とされますので、匿名組合契約の出資の持分は、所得税法においても当然に有価証券になる必要があります。この点矛盾が生じていると考えられます。

所得税法施行令4条	消費税法施行令9条1項
<p>法第二条第一項第十七号（有価証券の意義）に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第十五号まで（定義）に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利（これらの有価証券が発行されていないものに限る。）</p> <p>二 合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第七号（定義）に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分<u>その他法人の出資者の持分</u></p> <p>三 株主又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項（定義）に規定する投資主をいう。）となる権利、優先出資者（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第十三条（優先出資者となる時期）の優先出資者をいう。）となる権利、特定社員（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第五項（定義）に規定する特定社員をいう。）又は優先出資社員（同法第二十六条（社員）に規定する優先出資社員をいう。）となる権利その他法人の出資者となる権利</p>	<p>法別表第一第二号に規定する有価証券に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第十五号まで（定義）に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利（これらの有価証券が発行されていないものに限る。）</p> <p>二 合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、法人税法第二条第七号（定義）に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分<u>その他法人の出資者の持分</u></p> <p>三 株主又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十六項（定義）に規定する投資主をいう。）となる権利、優先出資者（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第十三条（優先出資者となる時期）の優先出資者をいう。）となる権利、特定社員（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第五項（定義）に規定する特定社員をいう。）又は優先出資社員（同法第二十六条（社員）に規定する優先出資社員をいう。）となる権利その他法人の出資者となる権利</p> <p>四 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権</p>

出国税に係る納税猶予の創設

概要

国外転出をする居住者に対する有価証券等の含み益課税に対し、納税資金等に考慮して、納税猶予の特例が設けられます（大綱 27～32 頁）。

納税者の負担に配慮したとはいえ、納税者不利の改正と言えます。

内容

① 納税猶予の全体像

項目	要件など
適用要件	<ul style="list-style-type: none">・ 国外転出の日の属する年分の確定申告書に納税猶予の適用の旨の記載・ 申告期限までに納税猶予分の所得税額に相当する担保を提供・ 申告期限までに納税管理人の届出
納税猶予税額	対象資産につき、譲渡等があったとされた所得に係る部分の所得税
原則的 猶予期限	国外転出の日から 5 年を経過する日（同日前に帰国をする場合には、同日とその者の帰国の日から 4 月を経過する日のいずれか早い日）まで
申請に基づく 猶予期限	国外転出の日から 10 年を経過する日までとすることが可能（※1）
猶予中の 適用要件	猶予期限までの各年の 12 月 31 日（基準日）における所定の事項の届出書を、基準日の属する年の翌年 3 月 15 日までに提出（※2）
利子税の納税	本税に合わせて、利子税の納付義務あり

（※1）この場合、5 年内帰国に伴う課税の取消しは、国外転出の日から 10 年を経過する日までに帰国をした場合に適用することができます。

（※2）届出書を提出期限までに提出しなかった場合には、その提出期限の翌日から 4 月を経過する日が、納税猶予の期限となります。

② 納税猶予の期限までに有価証券等の譲渡等があった場合の取扱い

本特例の適用を受け、かつ納税猶予を受けている者が、納税猶予期限までに、対象資産の譲渡等をした場合には、その納税猶予に係る所得税のうち譲渡等があった対象資産に係る部分については、その譲渡等があった日から 4 月を経過する日が納税猶予期限となります。

ただし、譲渡価額又は決済に係る利益の額が国外転出の時に課税が行われた額を下回る場

合（決済に係る損失の額にあっては上回る場合）等は、その譲渡等があった日から4月を経過する日までに、更正の請求をすることにより、その国外転出の日の属する年分の所得税額の減額等を行うことができます。

③ 納税猶予の期限が到来した場合の特例的取扱い

納税猶予期限の到来に伴い、その納税猶予に係る所得税の納付をする場合において、その期限が到来した日における有価証券等の価額又は未決済デリバティブ取引等の決済による利益の額若しくは損失の額が、本特例の対象となった金額を下回るとき（損失の額にあっては上回るとき）は、その到来の日から4月を経過する日までに、更正の請求をすることにより、その国外転出の日の属する年分の所得税額の減額等を行うことができます。

ただし、この取扱いは、納税猶予期限の到来前に、自ら納税猶予に係る所得税の納付をする場合には、適用されません。

④ 二重課税の調整

本特例に係る納税猶予の適用を受けている者が、その納税猶予の期限までに対象資産の譲渡等をし、その所得に対する外国所得税を納付する場合において、その外国所得税の額の計算上本特例により課された所得税について二重課税が調整されないときは、その外国所得税を納付することとなった日から4月を経過する日までに、更正の請求をすることにより、その者が国外転出の日の属する年においてその外国所得税（納税猶予に係る所得税のうち譲渡等があった部分に相当する金額に限る。）を納付するものとみなして、外国税額控除の適用を受けることができます。

ただし、対象資産の譲渡等による所得が国内源泉所得に該当する等の一定の場合は、対象外とされます。

⑤ 更正の期間制限の取扱い

上記②、③又は④による更正の請求があった場合の更正については、更正の請求の基因となった理由が生じた日から3年間とする期間制限の特例が設けられます。

⑥ 納税猶予の期限を延長した場合の相続税等の納税義務の取扱い

申請により納税猶予の期限を延長した者は、相続税又は贈与税の納税義務の判定に際して

は、その納税猶予がされた期間中は、相続若しくは遺贈又は贈与前5年以内のいずれかの時において国内に住所を有していた場合と同様の取扱いとされます。

⑦ その他所要の措置が講じられます。

適用関係

上記の改正は、平成27年7月1日以後に国外転出をする場合又は同日以後の贈与、相続若しくは遺贈について適用されます。

関連法規

新設

納税猶予の通則については、通法46～49

コメント

出国税の創設に伴い、国外転出時において未実現利益に対する相当の納税義務が課されることを考慮して、「納税資金が不十分であることを勘案し、納税猶予を選択できることとする」（『財務省資料』

(http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/20141230c.pdf)とされました。

配慮する、といっても、納税を猶予するためには担保提供が条件となるなど、実際のところ適用にあたってはかなりハードルがあると思われます。本制度の適用を受ける場合には、所得税法上の有価証券は、上場しているものであれば原則担保として対象となるものの（通法50二、通則法通達50条関係1(4)）、未決済デリバティブ取引等についてはもちろん、本制度の対象となる非上場株式等及び匿名組合契約の出資の持分は担保として認められないと考えられますので、これらに対し出国税が課されるのであれば、別途担保を用意して対応する必要があります。

その他、納税猶予の適用を受けた場合には、その後有価証券の譲渡等をした際、国外転出時の課税対象金額よりも小さければ、国外転出時に課税された所得税の減額を受けることが可能とされています。納税猶予の適用を受ければ利子税が課税されることに加え、長期間に渡り納税者の捕捉が可能になるため、このような特則が設けられたと思いますが、うまく活用することで国外転出時に課された税額を軽減させることも可能となりますから、

慎重に判断したいところです。

加えて、本納税猶予の適用を受ける場合、納税管理人を選択の上、毎年確定申告期限までに届出書を提出する義務があります。納税管理人は税理士であることまで大綱上は要請していませんが、実務上はおそらく税理士が納税管理人となるケースが多いと想定されます。税理士の感覚としては、非居住者は国内源泉所得がない限り申告義務がないという常識がありますから、これと同様に考えて届出書を失念してしまうリスクがあると考えられます。失念すれば、猶予税額の全額が確定し、提出期限から4月以内に納付義務が発生しますので、注意したいところです。

ところで、出国税に関する国際的二重課税に関しては、外国税額控除方式を適用するのではなく、わが国と同様、取得価額の引上げ方式で対応する国が多いようです（参考：原武彦「非居住者課税における居住性判定の在り方ー出国税（Exit Tax）等の導入も視野に入れてー」税大論叢 <http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/65/04/pdf/004.pdf>）。このため、出国税に対する外国税額控除は納税猶予を受け、かつ相手国で二重課税の調整がなされない場合に限り認められますが、この点、出国税はキャピタルゲインの実現までのタイムラグが長く、かつ未実現の所得に対する課税のため厳密な意味では二重課税と言えないことなどの理由が指摘されていますが、日本よりも適用税率が高い国で課税がなされた場合、取得価額引上げ方式では不利になりますし、かつ適用税率が低い国であれば、わが国の課税上、課税の空白が生じる可能性があります。

本制度は国際的なコンセンサスを基礎として立案されたものですので、このあたりの課題についても、今後の国際的な議論の上で決定されていることになると考えられます。このため、今後の BEPS 問題に関する OECD 等の動向にも注意が必要です。

なお、取得価額の引上げ方式にしても、納税猶予の適用を受ける場合の外国税額控除方式にしても、手続きの詳細は大綱上触れられていません。現行の外国税額控除方式を思えば、相当の資料の保存が必要になることは間違いありませんが、とりわけ出国税については、キャピタルゲインの実現まで長期に渡るところ、国外転出後外国で譲渡する場合も見据えて資料を揃えておく、といった対応も必要になると考えます。

国外居住親族に係る扶養控除等の厳格化

概要

国外居住親族に係る扶養控除等の適用誤りが多いという批判を受け、その適用要件として添付等する書類の厳格化が措置されます（大綱 32～33、35～36 頁）。
納税者不利の改正です。

内容

① 適用要件の厳格化

下記の通り、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける者は、所定の書類の提出（確定申告の場合には、添付）又は提示が必要になります。

手続き段階	対象となる非居住者親族に係る所得控除	必要書類
確定申告時	扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除 又は障害者控除	親族関係書類及び 送金関係書類（※1）
給与等又は 公的年金等の源泉徴収	扶養控除、配偶者控除又は障害者控除	親族関係書類
給与等の年末調整	扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又 は障害者控除	親族関係書類（※2） 及び送金関係書類

（※1）源泉徴収時又は年末調整時に提出し、又は提示した場合については、添付又は提示を要しないこととされます。

（※2）非居住者である配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける居住者に限ります。

② 書類の内容

種類等	具体的内容
親族関係書類 (①又は②の書類)	① 戸籍の附票の写し等国等が発行した書類でその非居住者がその居住者の親族であることを証するもの及びその親族の旅券の写し ② 外国政府等が発行した書類で、その非居住者がその居住者の親族であることを証するもの（その親族の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限られます。）

<p>送金関係書類 (その年における ①又は②の書類 (※))</p>	<p>① 金融機関が行う為替取引により、その居住者からその親族へ向けた支払が行われたことを明らかにする書類</p> <p>② クレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと及びその商品等の購入代金に相当する額をその居住者から受領したことを明らかにする書類</p>
---	--

(※) 非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるため、その居住者からの支払が、必要の都度、行われたことを明らかにするものに限られます。

なお、これらの書類が外国語により作成されている場合には、訳文を添付等しなければならないとされています。

③ 個人住民税においても、同様の措置が講じられます。

④ その他所要の措置が講じられます。

適用関係

上記の改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成 28 年分以後の所得税（個人住民税については、平成 29 年度分以後）について適用されます。

関連法規

所法 79・83～85

コメント

『与党税制調査会資料』によると、「会計検査院の平成 25 年度決算検査報告において、「適用要件を満たしているか十分な確認ができていないまま扶養控除が適用されている」状況となっており、「今後、財務省において、国外扶養親族に係る扶養控除制度の在り方について…（略）…検討を行っていくことが肝要である。」との指摘がなされている。（注）国外扶養親族 21 人に係る扶養控除の額を、他の所得控除額と合わせて所得金額 1,062 万余円から控除して、源泉徴収税額 111 万余円の全額還付を受けている事例がある。」と、執行上不適切な扶養控除の適用事例がある旨が指摘されています。

国外居住親族の場合、税務調査が困難であることはもちろん、親族法のルールが国によって異なっているといった事情もありますので、適正な課税が難しいと言えます。この点、不公平感を助長させることにもなりますので、本改正により国外居住親族に関して扶養控

除等の適用を受ける場合には、親族関係書類と送金関係書類の提出等が必要になりました。

本改正により、扶養控除等の適正化が図れることにはなりますが、年末調整で提示等していれば確定申告時に提示等する必要はないとされているところ、確定申告時に国税職員が確認することは現実問題としては多くないと考えられますので、この改正は源泉徴収義務者に大きな負担をかけ、かつ適正公平な課税の実現に係る責任の多くを源泉徴収義務者に転嫁させるものと整理できます。

親族関係書類については、国によっては戸籍制度等がなく、どの資料を用意するか実務上疑義が残るケースもあると考えられます。このため、早急な対応を従業員に促すとともに、場合によっては問題がないか国税に確認する必要があるでしょう。一方、送金関係書類については、「生計一」という事実認定につながるものであるところ、年末調整ベースで内容を確認するとなれば、判断はもちろんのこと資料の確認や保存など、事務作業としても相当の困難性が予測されます。この書類は、具体的には「送金依頼書」や「クレジットカード利用明細書」を想定しているようですが（『与党税制調査会資料』）、これだけで果たして税の専門家とは言えない各企業の経理担当者が、「生計一」の判断が可能になるかは大きな疑問があり、結果として後日の税務調査で判断を覆されて源泉徴収義務者が不利益を被る事態も増える、と想定されます。加えて、大綱上送金関係書類は生活品の領収書では足りないと想定されますから、現金で渡している、という状況では扶養控除等の適用はないと考えられます。この点、従業員に注意喚起しておく必要があります。

その他、訳文を提示等する、とありますが、その手間は個別の従業員にとっては非常に大きいことは間違いありません。納税者本人が行うには負担が大きすぎるため、現実問題としては納税者に代わって源泉徴収義務者が行う、といった事態になると危惧されます。

ところで、送金関係書類を提出させるということは、送金等の実績が必要になる話ですから、年末調整や確定申告時の所得金額の実績を見て、新規に扶養親族を追加して扶養控除を行う、といった対応が難しくなることはもちろん、国内でも生計一の判断が今後厳しくなることも意味します。現状、「生計一」という用語が非常にわかりにくいこともあって、実家の両親を特段の送金もせず扶養親族とする、といった実務も見られますが、このようなポイントについても今後は厳しい指摘がなされると懸念されます。

税務調査対応としては、原則として「提示」で足りるわけですから、基本資料を残さないよう「提示」ベースで考える方がいいと思われます。確定申告の医療費控除においても、実務上ほとんど内容を確認せず「確認済」と押されるのは、ある意味周知の事実ですから、このあたりの活用も考えるべきでしょう。

ジュニア NISA の創設と NISA の拡充

概要

NISA につき、ジュニア NISA が創設されるなど、前年度に引き続き利用を後押しするための改正が実現します（大綱 13～17 頁）。

納税者有利の改正です。

内容

① 全体像

- イ 未成年者口座に設けた次に掲げる勘定の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に支払を受けるべきこれらの勘定において管理されている上場株式等の配当等及びその期間内に譲渡した上場株式等の譲渡所得等については、非課税とされます。

勘定の区分	非課税期間
非課税管理勘定 (平成 28 年～35 年までの各年 (※1) に設定)	設定日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 5 年を経過する日まで
継続管理勘定 (平成 36 年～40 年までの各年 (※2) に設定)	設定日からその年 1 月 1 日において 20 歳である年の前年 12 月 31 日まで

(※1) 未成年者口座を開設している者が、その年 1 月 1 日において 20 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。

(※2) 未成年者口座を開設している者がその年 1 月 1 日において 20 歳未満である年に限ります。

- ロ 非課税管理勘定及び継続管理勘定は、毎年 80 万円を上限に、新たに取得した上場株式等及び同一の未成年者口座の他の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができます。

なお、上限金額は、新規取得分の上場株式等についてはその取得対価の額で、他の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等については移管時の時価で判定します。

② 未成年者口座

- イ 全体像

項目	内容
開設できる者	居住者等のうちその年 1 月 1 日において 20 歳未満である者及び

	その年に出生した者
開設できる期間	平成 28 年～平成 35 年まで
開設手続き	金融機関等に氏名、住所及び個人番号等を記載した未成年者口座開設届出書に未成年者非課税適用確認書を添付して提出
口座数	1 人につき 1 口座

ロ 未成年者口座で管理されている上場株式等につき支払を受ける配当等及び譲渡代金等については、課税未成年者口座において管理されます。

課税未成年者口座とは、居住者等が未成年者口座を開設している金融機関の営業所等に開設した特定口座、預貯金口座又は預り金の管理口座をいいます。

③ 未成年者口座及び課税未成年者口座からの払出制限

イ 未成年者口座内の上場株式等及びについては、居住者等がその年 3 月 31 日において 18 歳である年（基準年）の前年 12 月 31 日までの期間内は、課税未成年者口座以外の口座に払い出すことはできません。同様に、課税未成年者口座についても、基準年の前年 12 月 31 日までは、その資金を未成年者口座における投資に用いる場合を除き、当該課税未成年者口座から払い出すことはできません。

ただし、災害等の事由が発生し、その事由につき税務署長の確認を受けた場合には、未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全てを払い出すことを条件に、払い出すことが可能です。

ロ これらの口座内の上場株式等及び預貯金等の払出しをした場合には、その払出しがあった日において上場株式等の譲渡又は配当等の支払があったものとして、次の金額に対して 15%（他に地方税 5%）の税率により源泉徴収（確定申告不要制度の適用も可能です）がなされます。

所得区分	課税所得の金額
譲渡所得 (※)	$\left\{ \begin{array}{l} \left(\text{開設日～払出日までの間の未成年者口座における上場株式等の譲渡対価の額の合計額} \right) + \left(\text{開設日～払出日までの間の課税未成年者口座に移管された上場株式等の移転時価合計額} \right) + \left(\text{払出日における未成年者口座の上場株式等の時価合計額} \right) \end{array} \right\} - \left(\text{開設日～払出日までの間の未成年者口座における上場株式等の取得対価等の合計額} \right)$

配当所得	開設日～払出日までの間に未成年者口座において支払を受けた上場株式等の配当等の額の合計額
------	---

(※) 譲渡所得の金額の計算上損失が生じた場合には、その生じた損失の金額はなかったものとみなされ、かつ上記の配当所得の金額から控除することもできません。

④ 年間取引報告書の税務署長への提出

金融商品取引業者等は、未成年者口座においてその年中に生じた上場株式等の配当所得の金額及び譲渡所得等の金額その他の事項について報告書を作成し、これを翌年 1 月 31 日までに、税務署長に提出する必要があります。

⑤ 非課税口座（NISA 口座）への移管等

イ その年 1 月 1 日において 20 歳である居住者等が同日に未成年者口座を開設している場合には、同日以後その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所にその居住者等の非課税口座が開設されたものとみなされます。

ロ 未成年者口座の非課税管理勘定等において管理されていた上場株式等は、同一の金融商品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座に移管できます。

⑥ 非課税口座につき、各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額が 120 万円（現行：100 万円）に引き上げられます。

⑦ その他所定の改正がなされます。

適用関係

上記の①～⑤の改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に未成年者口座の開設の申込みがされ、同年 4 月 1 日からその未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用されます。ただし、これらの日が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）附則第 1 条第 4 号に定める日前となる場合には、同日から適用されます。

上記⑥の改正は、平成 28 年分以後の非課税管理勘定について適用されます。

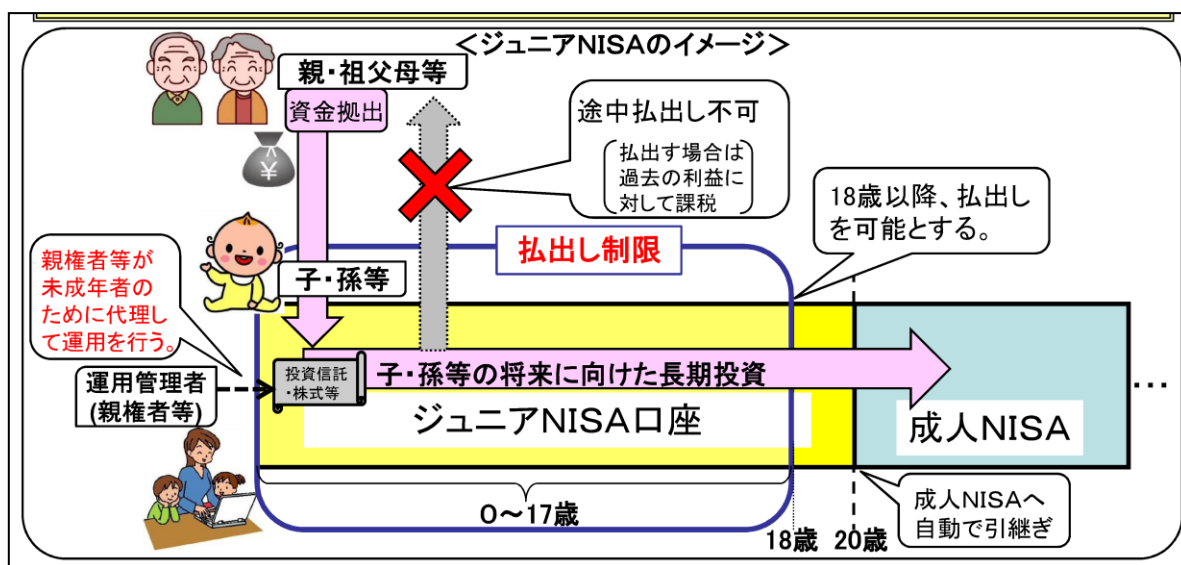
上記⑦の改正は、大綱上特段の規定がないことから、経過措置の原則の通り、平成 27 年 4 月 1 日からそのまま施行されると考えられます。

関連法規

コメント

平成 26 年度改正においても、一年単位で金融機関を変更できるなど NISA の拡充が図られました。平成 27 年度改正においては、若年層の投資を活性化させるという目的で、20 歳未満の未成年者の NISA 口座の開設を可能とする、ジュニア NISA が創設されることになりました。この改正は、処理の簡便性の観点から、番号利用法の施行が前提となっています。

大綱では極めて難しく内容が書かれていますが、イメージとしては、下記のとおりであり、高齢者世帯の金融資産を若年層に回し、長期投資をさせて証券市場を活性化させるという目的が大きいと考えられます。なお、一年あたり 80 万円、という上限がありますので、110 万円以内になることを踏まえ、親・祖父母等からの資金拠出については特段の手当てがなされなかったと考えられます。



(出典) 『平成 27 年度税制改正要望項目』(金融庁)

(<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20140829-9/01.pdf>)

本イメージ図を見る中で、非常に違和感があるのは、「親権者等が未成年者のために代理して運用を行う」という点です。こうなると、税制上は実質的には親権者等に資金が帰属する、という判断になるわけですから、適正な執行のためには相応の法整備が必要になる、と考えますが、このような仕組みは大綱を見る限りありません。上限が 80 万円であり、かつ一人一口座なのですから、課税上の弊害よりも証券市場の活性化を優先したということ

と考えますが、その年に出生した者であっても未成年者口座を開設できるというわけですから、やろうと思えば課税逃れができそうな感があります。

この点、『財務省資料』

(http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/20141230c.pdf) を見ても、「世帯単位で見た非課税投資可能額の引上げ」とあり、個人ではなく世帯を一つとして見た上で利用を促進する意味をアピールしていますので、未成年者口座を活用しながらなされた投資につき、親の財産と見る、といった強硬的な事実認定はなされないと考えます。

その他、非課税口座に係る上限金額が、年 100 万円から年 120 万円に拡大しています。これは、毎月 10 万円という定額投資に適した金額であることを勘案して要望されたものですが（先の『財務省資料』など）、投資に適した金額にすることが、利用を促進することにどの程度影響を及ぼすのかと言われれば、このような改正はそれほど実益のあるものとは思えません。

ところで、金融機関や国税庁が公表するパンフレットを見ると、NISA は仕組みが非常にシンプルであることが分かります。しかし、これを法律で見ると、非常に複雑で難しいものになっています。これは、NISA について毎年のように改正を繰り返したことにより、法技術的に類似した意味を持つ用語であっても、別途用語を使い分ける必要が生じたことなどが大きな原因です。このような事態は、簡素化という租税法の原則にはそぐわないものであるところ、安易な改正ではなく、慎重な検討を行った上で税制改正を行うことが立案者に要請されます。

なお、現実的な適用期日となる「番号利用法附則第 1 条第 4 号に定める日」は、番号利用法の政令で定めることとなっていますので、正確な日付は執筆時現在決定していませんが、平成 28 年 1 月を予定している模様です（内閣官房に電話にて問い合わせ）。現行の政治状況を思えば、改正が立案者の予定通りにいかないとは想定しがたいところ、大綱の記述の通り、本制度は平成 28 年 1 月からスタートすると解されますので、早いうちから制度改正に向けての準備をしておく必要があります。

ふるさと納税の改正

概要

地方創生推進のため、個人住民税の特例控除額の上限の引上げが行われるとともに、ふるさと納税を簡素な手続で行える「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます（大綱 39～40 頁）。

納税者有利の改正です。

内容

- ① 特例控除額（地法 37 の 2②・314 の 7②、地法附則 5 の 5①・②）の控除限度額が、個人住民税所得割額の 2 割（現行 1 割）に引き上げられます。
- ② 確定申告を必要とする現在の申告手続について、当分の間の措置として、次のとおり、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合には、ワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます。

項目	内容
納税者の手続	確定申告をしない給与所得者等は、寄附の際、寄附の控除申請を寄附先の都道府県又は市区町村が寄附者に代行することを要請
寄附を受けた団体の手続	要請を受けた寄附先の都道府県又は市区町村は、控除に必要な事項を寄附者の個人住民税課税市区町村に通知
控除の内容	所得税及び個人住民税の寄附金控除額の合計額の 5 分の 2 を道府県民税から、5 分の 3 を市町村民税からそれぞれ控除
適用除外	寄附者が確定申告を行った場合又は 5 団体を超える都道府県若しくは市区町村に対して寄附を行った場合には、不適用
その他	所要の措置が講じられる予定

適用関係

上記①の改正は、平成 28 年度分以後の個人住民税について適用されます。

上記②の改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる寄附について適用されます。

関連法規

地法 37 の 2①・②・314 の 7①・②、地法附則 5 の 5①・②

コメント

地方 6 団体（全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村長会、全国町村議会議長会）の『平成 27 年度予算・税制等について』

（<http://www.gichokai.gr.jp/kyodo/pdf/2014/141029.pdf>）によれば、「ふるさと納税制度については、その積極的な活用により、地域活性化や人口減少対策などに資する効果も期待されることから、住民税の持つ負担分任の性格にも配慮しつつ、控除額の上限と手続きの簡素化について検討すること。なお、各地方団体においては、ふるさと納税制度本来の趣旨等を踏まえて、寄附に対する謝礼としての特典の提供については、節度ある運用がなされることが求められる。」とされ、この要望を受けて、本改正が実現します。

特例控除額（2,000 円超の部分については、一定の上限までふるさと納税額の全額を所得税・個人住民税から控除できる制度）の控除限度額が増額されることはもちろん、確定申告が不要とされる給与所得者等にとって、円滑にふるさと納税を活用することが可能になるわけで、納税者としては歓迎すべき改正と考えられます。しかし、確定申告をする者はこの制度を適用することはできないわけで、寄附という文化をわが国に根付かせる意味からは更なる要件緩和が期待されます。

加えて、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は当分の間の措置とされているところ、適宜の改正がなされると想定されますので、今後も改正状況に注意する必要があります。

その他、特例控除額の控除限度額を増額に合わせて、「豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、都道府県又は市区町村がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、都道府県及び市区町村に対して要請する。（通知（技術的助言））」（大綱 39～40 頁）とされており、本改正を受け下記のような行為の自粛が要請される模様です。

『財務省資料』（http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/20141230c.pdf）

2. 返礼品（特産品）送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請（中略）
- ①募集に際し、対価の提供との誤解を招きかねない行為
 - ・「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示
 - ②ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）送付
 - ・換金性の高いプリペイドカード等
 - ・高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品

その他押さえておくべき改正事項

概要

所定の住宅取得等に係る措置につき、延長等が行われます（大綱 21～22・24 頁）。
国民健康保険税について課税限度額及び減額の対象となる所得の基準の引上げが行われま
す（大綱 40～41 頁）。
概ね納税者有利の改正と考えられます。

内容

- ① 次に掲げる住宅取得等に係る措置について、適用期限が平成 29 年 12 月 31 日から平成 31 年 6 月 30 日まで、1 年 6 月延長されます。

内容	根拠規定
住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除	措法 41
特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例	措法 41 の 3 の 2
既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除	措法 41 の 19 の 2
既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除	措法 41 の 19 の 3
認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除	措法 41 の 19 の 4
東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例	震災特例法 13 の 2
個人住民税における住宅借入金等特別税額控除	地法附則 5 の 4

- ② 国民健康保険税に係る改正

イ 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額（地令 56 の 88 の 2）につき、次の通り改正されます。

項目	現行	改正
基礎課税額に係る課税限度額	51 万円	52 万円
後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額	16 万円	17 万円
介護納付金課税額に係る課税限度額	14 万円	16 万円

- ロ 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準（地令 56 の 89①、②二ロ・ハ）について、次の通り改正されます。

項目	軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額	
	現行	改正
5割軽減世帯	24.5万円	26万円
2割軽減世帯	45万円	47万円

適用関係

上記の改正は、大綱上明確な規定がありませんので、経過措置の原則のとおり、平成 27 年 4 月 1 日以後そのまま施行されると考えられます。

関連法規

上記のとおり

コメント

住宅取得等に係る措置について。延長される適用期限が平成 31 年 6 月 30 日までと、住宅取得等資金の贈与税の非課税措置等の見直しと同様になっていることから、延期された消費税の 10%増税を見越した、負担軽減措置の一環と解されます。

国民健康保険税の改正について。平成 26 年度も国民健康保険税については本改正と同様の改正が行われています。当時の資料である厚生労働省の『平成 26 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項』（http://www.soumu.go.jp/main_content/000247323.pdf）によると、「国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る。」とあり、課税限度額を増額させることで公平の確保を行い、軽減判定所得の算定中低所得者層の保険税負担の軽減を図る、とあり、この方針を踏襲したのが本改正と考えられます。

ただし、課税限度額の 1 万円の増額が公平の確保にどれだけ資するか、とえば大いに疑問符があります。本改正の趣旨や、増額させる金額の根拠は明示されていませんが、多くの税制改正項目と同様、納税者の負担に配慮して抜本改革に踏み込めなかった、というのであれば、いたずらに税制を複雑にする改正と言わざるを得ません。

II 資産課税に関する改正

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の見直し

概要

若年層への資産の早期移転を通じて、住宅需要を刺激するとともに、消費税率引上げ前後における駆け込み需要とその反動による影響緩和を図る目的で、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等につき、適用期限の延長拡充が実施されます。(大綱 41～43 頁)。納税者有利の改正です。

内容

① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正

下記の通り非課税限度額が拡大された上で、適用期限が平成 26 年 12 月 31 日までから、平成 31 年 6 月 30 日までに延長されます。

イ 住宅用家屋の取得等の対価の額等に含まれる消費税等の税率が 10%である場合

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	非課税限度額	
	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円
平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	1,500 万円	1,000 万円
平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月	1,200 万円	700 万円

ロ イ以外の場合

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	非課税限度額	
	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
～平成 27 年 12 月	1,500 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月～平成 29 年 9 月	1,200 万円	700 万円

平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	1,000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月	800 万円	300 万円

- ② 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例の適用期限が平成 26 年 12 月 31 日から平成 31 年 6 月 30 日まで延長されます。
- ③ 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正

下記の通り非課税限度額が拡大された上で、適用期限が平成 26 年 12 月 31 日までから、平成 31 年 6 月 30 日までに延長されます。

イ 住宅用家屋の取得等の対価の額等に含まれる消費税等の税率が 10%である場合

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	非課税限度額	
	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円
平成 29 年 10 月～平成 31 年 6 月	1,500 万円	1,000 万円

ロ イ以外の場合

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	非課税限度額	
	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
～平成 31 年 6 月	1,500 万円	1,000 万円

- ④ 上記における「良質な住宅用家屋」の範囲とその改正

イ 現状においては、省エネルギー対策等級 4（平成 27 年 4 月以降は断熱等性能等級 4。いわゆる、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋）又は耐震等級 2 以上若しくは免震建築物（大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋）に該当する住宅用家屋をいいます（措令 40 の 4 の 2⑦）。

ロ この良質な住宅用家屋の範囲に、一次エネルギー消費量等級 4 以上に該当する住宅用家屋及び高齢者等配慮対策等級 3 以上に該当する住宅用家屋が加えられます。

- ⑤ ①～③制度の対象となる「増改築等」の範囲に、一定の省エネ改修工事、バリアフリ

一改修工事及び給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事が加えられます。

⑥ その他所要の措置が講じられます。

適用関係

上記の改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

その他、平成 28 年 9 月以前に契約を締結した住宅用家屋について上記①ロに掲げる非課税限度額の適用を受けた者であっても、上記①イに掲げる非課税限度額を適用できるよう措置されます。

なお、平成 28 年 9 月以前に契約を締結した住宅用家屋について上記③ロの適用を受けた場合も同様に、上記③イに掲げる非課税限度額を適用できるよう措置されます。

関連法規

措法 70 の 2・70 の 3、措令 40 の 4 の 2、震災特例法 38 の 2 等

コメント

『平成 27 年度国土交通省税制改正要望事項』

(<http://www.mlit.go.jp/common/001052645.pdf>) によると、住宅取得環境の悪化への対応として、高齢者から住宅取得者層への資産移転の必要性が挙げられるとともに、今後の経済状況に対する懸念への対応として、消費税率 10% 引上げの反動減の懸念から住宅投資の喚起の必要性が挙げられています。この対応策として、平成 27 年度改正においては、住宅取得等資金の贈与税の非課税措置等につき、適用期限の延長と非課税限度額を最大 3,000 万円とするといった改正が実現します。

非課税限度額は、取得等する住宅の消費税が 10% とされるか否かで大きな違いがあるわけですが、これは本改正が景気対策の意味が大きいところ、事業者以外の者から購入した場合には、非課税限度額の増額をしない、という意味があると考えられます。本改正は平成 25 年度改正における住宅ローン控除の控除額の増額に類似した内容になっていますが、住宅ローン控除の条文上、このように措置されている（措法 41⑤）ため（注）、同様の改正条文が設けられると解されます。

（注）措法 41⑤は、「当該住宅の取得等に係る消費税法第二条第一項第九号に規定する課税

資産の譲渡等～につき～第二十九条 に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の取得等をいう。」とされているところ、消法2①九の「課税資産の譲渡等」は、「資産の譲渡等のうち、第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のもの」ですから、事業とならない資産の譲渡については、住宅ローン控除の控除額の増額は適用がないことになります。

ところで、非課税限度額については『財務省資料』には以下の記述があり、景気対策の必要性はあるものの、本音としては認めたくないからか、非常に複雑な非課税限度額を設定していることが読み取れます。

『財務省資料』 (http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/20141230c.pdf)

<消費税率10%への引上げに伴う駆け込み・反動減への対応(28年～31年6月)>

- 消費税率引上げに伴う経過措置が終了する28年9月末にかけて駆け込み増、10月以降の反動減が想定されるところ、それへの対応として以下の措置を行う。
 - ・28年1月～9月は、駆け込み増を考慮して非課税枠を縮小。一方、10月以降は、反動減対策として、消費税率10%が適用される住宅購入者のみを対象とした非課税枠(10%適用枠)を創設することにより、住宅需要の喚起を図る。
 - ・反動減が特に大きくなる経過措置終了後の1年間に、需要喚起のためのインセンティブ措置を集中させるため、28年10月～29年9月の非課税枠は最大3,000万円とする。
 - ・反動減がやわらぐ29年10月以降の非課税枠は段階的に縮小。しばらく反動減の影響が残ることに留意し、十分な期間の反動減対策を実施するため、非課税措置は31年6月末までとする(住宅ローン減税と同様)。

その他、非課税限度額の金額は、現状の条文とは異なり、住宅取得等資金の取得ベースではなく、契約ベースで判断することになっています。非課税措置の適用は取得ベース、非課税限度額の金額の判断は契約ベースとなるわけで、混乱しないよう注意するとともに、契約だけ先行して行い、贈与は後日という判断も今後は必要になると考えられます。

なお、適用期限は平成31年6月30日となっているわけですが、現行の条文上「平成二十四年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者」(措法70の2①)とされていることから、平成31年6月30日までに取得したものに適用があると解されます。非課税限度額の定めは平成31年6月30日までの契約、としながら、住宅取得等資金の取得の制限も実質的に設けられると考えられますので、改正後の条文にも注意したいところです。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

概要

将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため、これらに要する資金の一括贈与に係る非課税措置が創設されます。(大綱 43～45 頁)。

内容

① 贈与時の手続き等

イ 要件や手続き

項目	内容
受贈者の要件	20 歳以上 50 歳未満の個人
贈与者の要件	受贈者の直系尊属
贈与財産の種類	結婚・子育て資金の支払に充てるための金銭等
贈与の方法	信託会社、信託銀行、銀行等及び金融商品取引業者(※)等に信託等
非課税限度額	信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者 1 人につき 1,000 万円(結婚に際して支出する費用については 300 万円)
申告要件	非課税申告書を金融機関経由で受贈者の納税地の所轄税務署長に提出
適用期限	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの拠出

(※) 第一種金融商品取引業を行う者に限られます。

ロ 結婚・子育て資金の範囲

内閣総理大臣が定める次に掲げる費用に充てるための金銭をいいます。

- ・ 結婚に際して支出する婚礼(結婚披露を含みます。)に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用のうち一定のもの
- ・ 妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び保育料のうち一定のもの

② 払出時の手続き

主体	具体的手続き
受贈者	払い出した金銭等につき、結婚・子育て資金の支払に充当したことを証する書類を金融機関に提出
金融機関等	・結婚・子育て資金の支払に充当されたことを確認し、金額を記録 ・書類及び記録を資金管理契約の終了の日の翌年3月15日後6年間保存

③ 終了時の取扱い

項目	内容
終了事由	・受贈者が50歳に達した場合 ・受贈者が死亡した場合 ・信託財産等の価額が零となった場合に終了の合意があったとき
金融機関の調書提出	非課税拠出額及び資金管理契約の期間中に結婚・子育て資金として払い出した金額の合計金額等を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出
残額の贈与税課税	終了事由該当日に、受贈者に非課税拠出額から資金支出額を控除した残額に対する贈与税の課税 ただし、受贈者が死亡した場合には、贈与税は課されない

④ 契約期間中途において贈与者が死亡した場合の取扱い

契約期間中途において贈与者が死亡した場合、その死亡の日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算します。ただし、その残額に対応する相続税額については相続税額の二割加算の対象とされません。なお、その残額は、結婚・子育て資金支出額とみなされます。

⑤ その他所要の措置が講じられます。

適用関係

上記の改正は、大綱上明確な規定がありませんが、適用期限が平成27年4月1日からとされていますので、同日以後の贈与について適用されると考えられます。

関連法規

新設

コメント

少子化対策の一環として、子育て資金等の一括贈与の特例が創設されます。アウトラインをご覧くださいと分かる通り、法律の設計としては、平成 25 年度改正で創設された教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（措法 70 の 2 の 2）に類似した内容になると考えられます。

大きく異なるポイントとして、贈与者死亡の際の相続税加算の規定が挙げられます。教育資金については、「贈与者の存否にかかわらず確保されることが望ましい」（『平成 25 年度改正税法のすべて』661 頁）とされ、贈与者死亡の際の相続税課税については触れられていません。しかし、本制度は「相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する」（下記『財務省資料』）と明言されています。結婚等の費用は一時的に支出されることが多いため、教育資金とは異なり長期的に確保する実益が乏しいことなどが勘案されたと考えます。このため、一括贈与を受けた資金についてはきちんと使い切ることを前提に、計画的に使っていく必要があると思われる。

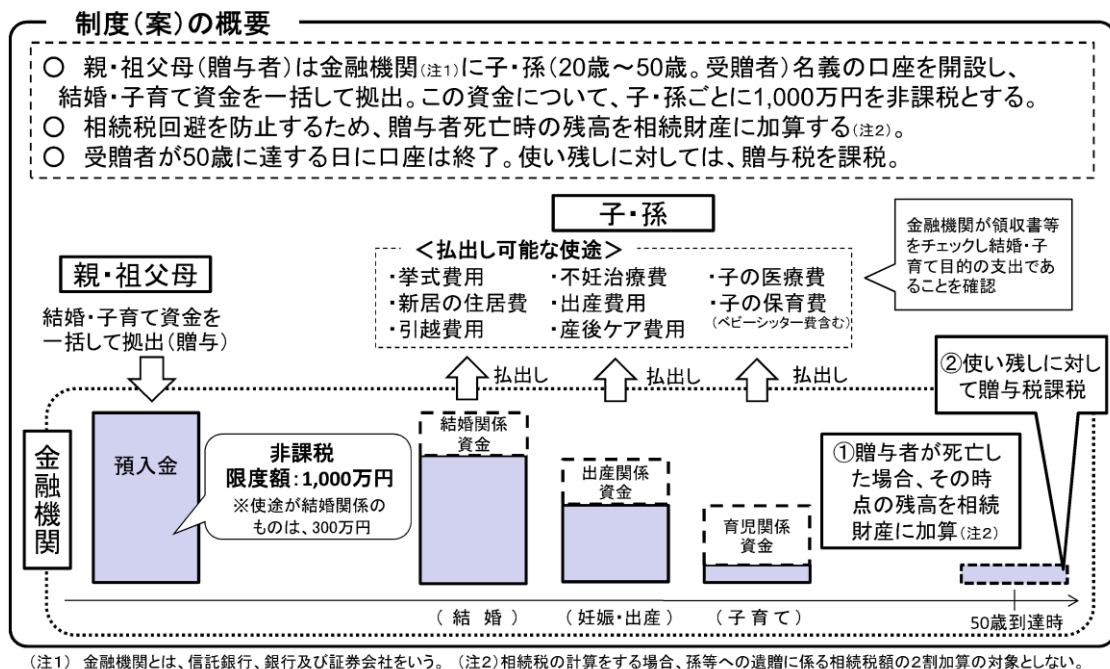
結婚資金等は一時的に支出するものであるとともに、残額が課税されるのであれば、現行の贈与税の非課税規定（相法 21 の 3①二）で対応すれば足りる、といった見方もあるようです。この点、教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置については、その趣旨が「その都度贈与を行えばよいのですが、それでも手間がかかる場合や、受贈者側としては将来必要なときにタイミングよく贈与してもらえるかどうか見通しが不確実な場合があります」（『平成 25 年度改正税法のすべて』642 頁）と説明されているところ、これらの手間やリスクを削減する効果は結婚・子育て資金にもあると判断されたものと考えます。

ところで、本制度上贈与者が死亡して残高が遺贈により取得したとみなされて相続財産に加算がなされたとしても、二割加算（相法 18）の適用はない、とされています。このような取扱いがなされる趣旨は明確にされていませんが、仮に受贈者に係る相続税の負担が考慮されたものとするれば、相続税をかけないとするべきと考えます。現状では、本規定の適用を受けた孫につき、遺贈により取得したとみなされるのであれば、生前贈与加算（相法 19 ①）の対象にもなると想定されます。

もしくは、二割加算の趣旨に照らしたものであるという考えもあります。二割加算はその対象者の財産の取得につき、「偶然性が強く、(中略)孫に直接遺産を遺贈することにより相続税の課税を一回免れることになるために設けられた」(『DHC コンメンタール相続税法』1352～1353頁)と説明されているところから、金融機関等を活用して計画的に贈与しているため、偶然性が強いとは言えない、という判断がなされた可能性も指摘できます。しかし、仮に私見のとおりであれば、現状二割加算を逃れることができない、孫に対する相続時精算課税の贈与(相法21の9、措法70の2の5)についても同様の措置が講じられるべきであるところ、改正趣旨を深く検討する必要がある、と言えます。

その他、大綱上は明記されていない、本制度を適用する場合の金融機関等に対する領収書の提出方法について多少気になります。教育資金の場合には、継続適用を前提に立替払等をして一年以内に領収書を提出するか、支払日の翌年3月15日までに提出することになっています(措法70の2の2⑦)が、これらの提出がない払出は贈与税の課税対象となります(同旨、『平成25年度改正税法のすべて』657頁)。おそらく、本制度もこれと同等の措置が講じられると思われるので、この点もきちんと周知しておく必要があります。

加えて、受贈者が死亡した場合における残額の課税はどうなるのか、大綱上は見えて来ません。教育資金の場合には、「受贈者の相続財産として受贈者の死亡に係る相続税の課税対象となります」(『平成25年度改正税法のすべて』642頁)ので、同様と想定されます。



(出典) 『財務省資料』

(http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/20141230c.pdf)

事業承継税制及び教育資金の一括贈与を受けた場合 の贈与税の非課税措置の改正

概要

事業承継税制について、猶予税額の免除事由が拡大されるなど所定の改正が行われます（大綱 46～47 頁）。

教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、資金使途の範囲見直しや領収書等の提出要件の見直しがなされた上、適用期限が延長されます（大綱 46 頁）。納税者有利の改正です。

内容

① 事業承継税制の改正

イ 経営贈与承継期間経過後に、経営承継受贈者が後継者へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合において、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額が免除されます。

ロ 経営贈与承継期間内に、経営承継受贈者が後継者へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合（身体障害等のやむを得ない理由によりその経営承継受贈者が認定贈与承継会社の代表者でなくなった場合に限ります。）において、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額が免除されます。

この点、相続税の納税猶予制度についても同様とされます。

ハ 中小企業経営承継円滑化法の改正を前提に、認定承継会社等に係る認定事務が都道府県に移譲されることに伴う所要の措置が講じられます。

ニ その他所要の措置が講じられます。

② 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正

イ 特例の対象となる教育資金の使途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等が加えら

れます。

- ロ 金融機関への領収書等の提出について、領収書等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、領収書等に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類を提出することができることとされます。
- ハ 適用期限が、平成27年12月31日から平成31年3月31日まで延長されます。

適用関係

上記②ロの改正は、平成28年1月1日以後に提出する書類について適用されます。
上記①ハの改正は、大綱上明確な規定がありませんが、「経営承継円滑化法の改正を前提」とされていますので、同改正の施行の日から施行されると考えられます。
その他の改正は、大綱上明確な規定がありませんので、平成27年度改正法の施行の日（平成27年4月1日）からそのまま施行されると考えられます。

関連法規

措法70の7・70の7の2、措法70の2の2

コメント

- ① 三代目に対する贈与税の納税猶予の要件緩和の改正について（上記①イ・ロ）

中小企業の事業承継の円滑化を目的としているにもかかわらず、制度が硬直的すぎるという批判が大きい事業承継税制ですが、平成25年度改正における要件緩和に引き続き、今回は早い段階での承継（代替わり）を促進するための要件緩和がなされることになりました。

現行、贈与税の納税猶予については、その猶予税額の全部又は一部が免除される場合は、下記の通りとされています。

免除の種類	要件
届出による免除（措法70の7⑯）	<ul style="list-style-type: none">・ 贈与者死亡の前に経営承継受贈者が死亡した場合・ 贈与者が死亡した場合

申請による免除(措法 70 の 7⑰)(※)	経営贈与承継期間後の全部譲渡の場合 etc
------------------------	-----------------------

(※) 猶予税額の一部の金額が免除されることになり(措法 70 の 7⑰)、この場合、申請書に書かれた事項について税務署長の調査が実施されます(措法 70 の 7⑱)。

猶予税額の免除が上記の通り制限される現状、早い段階での承継(代替わり)が難しくなることを踏まえ、平成 27 年度改正においては、厳格な適用要件が設けられている 5 年の経営贈与承継期間後であれば、後継者が贈与税の納税猶予の適用を受けることを前提に、経営承継受贈者に係る贈与税が免除される、という仕組みが法制化されます。大綱上、措法 70 の 7⑰とは異なり、免除される税額について細かい規定はありませんから、申請書ではなく、届出書の提出をもって免除される、という仕組みになると考えられます。

この改正に伴い、経営贈与承継期間内であっても、経営承継受贈者が経営を継続するにやむを得ない事情があつて代表権を喪失した場合には、後継者が贈与税の納税猶予の適用を受けることを前提に、経営承継受贈者に係る贈与税が免除されることとなります。やむを得ない事情について、詳細は明記されていませんが、経営贈与承継期間内に代表権を喪失しても全部確定とならない、措規 23 の 9⑮の事情と同等になると想定されます。

大綱を前提とすれば、今後は経営贈与承継期間経過後の生前贈与を活用することで、株価対策を実質的な税負担をすることなく行える、と考えられます。従来、要件が厳しすぎることもあつて忌避されていた制度ですが、有効な株価対策の一つになる期待が持てます。

ただし、その反面、生前贈与を予定していた経営者が急死した場合には、20%の納税が必要となる相続税の納税猶予の適用を受けざるを得ず、本来であれば 100%の納税猶予ができるものができなくなった、といった想定外の負担を被る状況も考えられます。

② 中小企業経営承継円滑化法の改正に伴う措置について(上記①ハ)

経済産業省の『平成 27 年度税制改正(租税特別措置)要望事項』

(http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/request/reti/27y_reti_k_18.pdf)によると、「確認・認定事務を都道府県へ移譲することにより住民サービスの利便性向上と政策の浸透を図る。」と本改正の趣旨が述べられています。現状、経済産業局等が行う認定業務について、今後中小企業経営承継円滑化法を改正させ都道府県に移行することが考えられますので、その対応と考えられます。

③ 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正について(上記②)

文部科学省の『平成 27 年度税制改正(租税特別措置)要望事項』

(http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/request/mext/27y_mext_k07.pdf)によると、「本制度は領収書等の金融機関への提出をはじめ、非課税となる教育費か否かの確認のための手続が多くあり、金融機関・制度利用者双方にとって非常に煩雑となっている。また、非課税となる教育費の範囲が、一部で、教育費としての支出の実態とそぐわない点があるといったことも見受けられる。これらの点を改善し、より利用しやすい制度として更なる利用者の拡大に資するため、この簡素化・非課税対象の拡大を行う。」と述べられています。この指摘を受けて、制度の簡便化の観点から、平成27年度改正では領収書の提出が多少軽減されます。

その他、本制度の教育資金の使途の範囲について、通学定期券代、留学渡航費等もそれに含まれるとされます。従来、下記文部科学省のQ&Aの通り交通費関係も留学渡航費等も、一定の場合を除き、原則としては本制度の対象にならないとされています。

しかし、これらの費用も教育のための必要経費と言えますので、ある意味妥当な改正と言えますが、その反面線引きについてまた問題が生ずると考えられるところ、今後文部科学省告示等で公表されると考えられる、その範囲についてチェックする必要があります。

教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について

(文部科学省 Q&A (「教育資金」及び「学校等」の範囲等))

(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2014/08/21/1337560_1.pdf)

Q4-2 留学の費用のうち、留学の渡航費や滞在費は非課税の対象ですか。

○ 渡航費や滞在費は対象とはなりません (※)。

※寮費は留学先の学校等に支払われたことが、学校等からの領収書等により確認できる場合に限り、1500万円までを上限とする非課税の対象となります。

○ ただし、①現在通っている学校等に直接支払っている場合と、②仲介業者に支払っているが現在通っている学校等の授業やカリキュラムの一環として海外に渡航する場合はこの限りではありません。①現在通っている学校等に直接支払う場合は1500万円までを上限とする非課税の対象となります(中略)②仲介業者に支払っているが現在通っている学校等の授業やカリキュラムの一環として海外に渡航する場合は500万円までを上限とする非課税の対象となります(以下略)。

Q4-11 学校へ通学したり、受験したりする際の交通費は非課税の対象ですか。

また、塾や習い事に通う際の交通費は非課税の対象ですか。

<学校等に関する交通費>

○ スクールバスに係る費用について、学校に直接支払う場合は1,500万円までの非課税の対象となりますが、業者に支払う場合は非課税の対象とはなりません。

○ 通学定期については非課税の対象とはなりません。

○ 受験の際の交通費も非課税の対象とはなりません。

<塾や習い事に関する交通費>

○ 塾や習い事に通う際の交通費についても同様です。塾や習い事のスクールバスに係る費用について、塾や習い事に直接支払う場合は500万円までの非課税の対象となりますが、業者に支払う場合は非課税の対象とはなりません。

○ 塾や習い事についても、定期代については非課税の対象とはなりません。

(注：下線は著者)

その他押さえておくべき改正事項

概要

所定の住宅取得等に係る登録免許税の軽減措置等につき、延長や廃止が行われます（大綱 47～48 頁）。

生命保険金等の支払調書等について、所定の改正が行われます（大綱 59 頁）。

事務負担や税務調査リスクが増えると想定される支払調書等の改正を除き、原則として中立的な改正と考えられます。

内容

- ① 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（措法 72 ①）の適用期限が、平成 27 年 3 月 31 日から 2 年延長されます。
- ② 住宅用家屋の所有権の保存登記（措法 72 の 2）若しくは移転登記（措法 73）又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記（措法 75）に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が、平成 27 年 3 月 31 日から 2 年延長されます。
- ③ 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（措法 81）が、適用期限である平成 27 年 3 月 31 日の到来をもって廃止されます。
- ④ 保険会社等は、生命保険契約等について死亡による契約者変更があった場合には、死亡による契約者変更情報及び解約返戻金相当額等を記載した調書を、税務署長に提出しなければならないこととされます。
- ⑤ 生命保険金等の支払調書（所法 225①四、相法 59①一）について、保険契約の契約者変更があった場合には、保険金等の支払時の契約者の払込保険料等を記載することとされます。

適用関係

上記④及び⑤の改正は、平成 30 年 1 月 1 日以後の契約者変更について適用されます。

その他の改正は、大綱上明確な規定がありませんので、平成 27 年度改正法の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日）からそのまま施行されると考えられます。

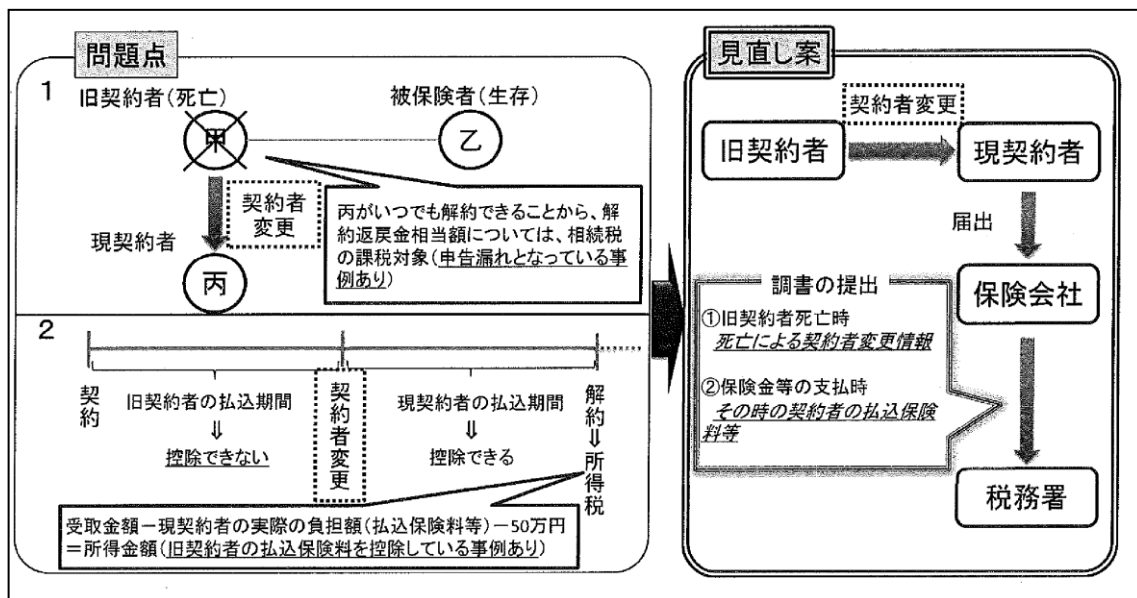
関連法規

上記のとおり

コメント

①～③について。登録免許税関係の租税特別措置については、基本延長されるという印象がありますが、会社分割に伴う不動産の所有権移転登記等について、適用期限の到来をもって廃止されることになりました。このあたり、どのような検討がなされたのか明確ではなく、政策の方向性が見えないところです。

④と⑤について。『与党税制調査会資料』によると、下記の図を参照しながら、「保険契約の契約者変更の際に税務当局に必要な情報が提供されないため、本来相続税が課されるにもかかわらず申告を怠っていることや、所得税の所得金額の計算上控除できない旧契約者の払込保険料を控除していることを税務当局が把握できない場合がある。そのため、次の見直しを行うこととする。」と改正の趣旨が述べられています。



(出典)『与党税制調査会資料』

保険契約の変更については、死亡による契約変更があれば相続税法上の「生命保険契約に関する権利」の課税が発生しますが、この点調書制度が整備されていないこともあって、適正な課税が難しい現状があり、やむを得ない改正という印象があります。

その他、所得税の課税にしても、平成 23 年度改正で給与所得に算入されない支払保険料は、保険金の一時所得等の計算上、控除することができないといった改正がなされていますので、おそらくはその改正を担保する形で、契約者変更があった場合には、保険金等の支払時の契約者の払込保険料等を調書に記載することとされたと考えられます。

ところで、『与党税制調査会資料』によれば、収入する保険金に係る所得税について、「所得税の所得金額の計算上控除できない旧契約者の払込保険料」という解説がなされているものの、条文上必ずしもこの旨が明確であるとは言えません。この点、先の平成 23 年度改正は、「保険料又は掛金の総額については、その年金の支払を受ける者以外の者が負担した保険料又は掛金の額も含まれ～るものとして取り扱われてきました。しかしながら、養老保険を利用して関係法人から役員に資金を移転する租税回避の事例があることを踏まえ、これを適正化するため、～給与所得課税が行われたものに限る旨を明確化することとされました」（『平成 23 年度改正税法のすべて』87 頁）とされているところ、国税としては、当然解釈として生命保険金に係る所得税の計算は、自分が払い込んだ金額を意味する、という立場に立っているようです。

この点、先の逆ハーフタックスの裁判の差し戻し審（福岡高裁平成 25 年 5 月 30 日判決等）においても、国税の取扱い変更に対し、過少申告加算税が免除される「正当な理由」（通法 65④）にはあたらない、と判断しています。

となれば、本調書の改正は平成 30 年 1 月 1 日以後の契約者変更に適用されるものの、それ以前であっても当然解釈として旧契約者の払込保険料は控除できないことになるわけですから、同日前の契約者変更であっても、注意する必要があると考えられます。

その他、平成 30 年 1 月 1 日以後は変更前の契約者に係る保険料の支払情報も国税に把握されるわけですから、場合によっては変更前の契約者からの贈与と見ることができる、といった認定が増える可能性も指摘できます。いずれにしても、今まで以上の適正申告に努めたいところです。

Ⅲ 法人課税に関する改正

法人税率の引下げ

概要

成長志向に重点を置いた法人税改革という旗印の下、法人税率の引下げが行われます（大綱 60 頁）。

納税者有利の改正です。

内容

- ① 法人税法の本則税率が 23.9%（現行 25.5%）に引き下げられます。
- ② 中小法人、公益法人等及び協同組合等の軽減税率の特例（所得の金額のうち年 800 万円以下の部分に対する税率を、法人税法の 19%から 15%とする制度）の適用期限が平成 27 年 3 月 31 日までに開始する事業年度から、2 年延長されます。中小法人、公益法人等及び協同組合等の軽減税率（19%）は、引き続き、中小法人、公益法人等及び協同組合等のそれぞれの課税全体の見直しの中で検討することとされました。

適用関係

上記①の改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されます。

関連法規

法法 66、措法 42 の 3 の 2

コメント

法人税率引下げが国際的潮流となっている昨今、わが国もこの波に乗り遅れることのないよう、将来的な課税ベースの引上げを明言するとともに、平成 27 年度改正では更なる法人税率の引下げが行われます。この結果、「国・地方を通じた法人実効税率（現行 34.62%）は、平成 27 年度に 32.11%（▲2.51%）、平成 28 年度に 31.33%（▲3.29%）となる。さ

らに、引き続き、平成 28 年度以降の税制改正においても、20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続していく」とうたわれています（大綱 1 頁）。

法人税を引き下げる、ということは課税ベースの拡大とセットになる話であり、本来であれば平成 27 年度改正で中小法人等の課税も見直すべきであったことは言うまでもありません。二段階などといった小手先の改正を実施する必要は本来的にはないはずで、この点から平成 27 年度改正は安易な税のバラマキ、と表現することもできます。

ところで、ここ数年、法人税率の引下げが矢継ぎ早に行われているわけですが、その状況を見てみると、現状においては下記の通りまとめられます。

① 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日までに開始する事業年度

	年 800 万円以下	年 800 万円超
中小法人（資本金 1 億円以下） 一般社団法人・公益社団法人等 人格のない社団	15% （措法 42 の 3 の 2①一・二）	25.5% （法法 66①）
中小法人以外の普通法人	25.5%（法法 66①）	
外国法人（中小・人なしは軽減あり）	15% （措法 42 の 3 の 2①一）	25.5% （法法 143①）
公益法人（一般社団法人・公益社団 法人等を除く）・協同組合等	15%（措法 42 の 3 の 2①三）	19%（法法 66③）

（※）相互会社等、相互会社等の 100%子法人及び資本金額が 5 億円以上の法人の 100%子法人は、中小法人の範囲から除かれるとともに（法法 66⑥）、完全支配関係のあるすべての大法人（相互会社等や資本金額が 5 億円以上の法人をいいます。法法 66⑥三）の子法人も、中小法人の範囲から除かれています。

② 平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までに開始する事業年度

	年 800 万円以下	年 800 万円超
中小法人（資本金 1 億円以下） 一般社団法人・公益社団法人等 人格のない社団	15% （措法 42 の 3 の 2①一・二）	23.9% （法法 66①）
中小法人以外の普通法人	23.9%（法法 66①）	
外国法人（中小・人なしは軽減あり）	15% （措法 42 の 3 の 2①一）	23.9% （法法 143①）
公益法人（一般社団法人・公益社団 法人等を除く）・協同組合等	15%（措法 42 の 3 の 2①三）	19%（法法 66③）

（※）相互会社等、相互会社等の 100%子法人及び資本金額が 5 億円以上の法人の 100%子法人は、中小法人の範囲から除かれるとともに（法法 66⑥）、完全支配関係のあるすべての大法人（相互会社等や資本金額が 5 億円以上の法人をいいます。法法 66⑥三）の子法人も、中小法人の範囲から除かれています。

なお、平成 28 年度について、税率の更なる引下げが見込まれています（大綱 1 頁）。

取引相場のない株式の評価にも影響がありますので、今後の動向にも注意が必要です。

欠損金の繰越控除等の見直し

概要

法人税率引下げに対応する課税ベースの見直しの一環で、欠損金の繰越控除等の見直しが行われます（大綱 61～63、67～68 頁）。

納税者不利の改正です。

内容

- ① 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度（法法 57）、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度（法法 58）及び連結欠損金の繰越控除制度（法法 81 の 9）における控除限度額について、現行の繰越控除前の所得の金額等の 100 分の 80 相当額から、次のとおり、段階的に引き下げられます。

対象事業年度等	控除限度額
平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日に開始する繰越控除をする事業年度等	繰越控除前の所得の金額等の 100 分の 65 相当額
平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する繰越控除をする事業年度等	繰越控除前の所得の金額等の 100 分の 50 相当額

- ② 中小法人等（法法 57⑩）は、現行の控除限度額（所得の金額等）が維持されます。
- ③ 更生手続開始の決定があったこと、再生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた法人については、その決定等の日から更生計画認可の決定、再生計画認可の決定等の日以後 7 年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度等については、控除限度額は所得の金額等とされます。
- ただし、金融商品取引所への再上場等があった場合におけるその再上場された日等以後に終了する事業年度等は対象外となります。
- 平成 23 年 12 月改正法附則 14②等の規定が、これに統合される形で廃止されます。
- ④ 法人の設立等の日から同日以後 7 年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度等については、控除限度額は所得の金額等とされます。
- なお、対象法人から、資本金の額等が 5 億円以上の法人等の 100%子法人及び 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人は除かれます。

加えて、金融商品取引所に上場された場合等におけるその上場された日等以後に終了する事業年度等は対象外とされます。

- ⑤ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度（法法 59）については、現行どおりとされます。
- ⑥ 特定目的会社等で、支払配当等の損金算入制度の適用対象となるものについては、現行の控除限度額（所得の金額）が存置されます。
- ⑦ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間が 10 年（現行 9 年）に延長されます。これに伴い、下記の措置が講じられます。

項目	具体的内容
帳簿書類の保存要件 （法規 26 の 3）	保存期間が 10 年（現行 9 年）に延長されます。
法人税の欠損金額に係る 更正の期間制限（通法 70②）	除斥期間が 10 年（現行 9 年）に延長されます。
法人税の欠損金額に係る 更正の請求期間（通法 23①二）	除斥期間が 10 年（現行 9 年）に延長されます。

- ⑧ 上記改正に伴い、法人住民税及び法人事業税について、所要の措置が講じられます。

適用関係

上記①～⑥の改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

上記⑦の改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度等において生じた欠損金額について適用されます。

上記⑧の改正は、大綱上明確な規定がありませんが、その趣旨から上記①～⑥の適用関係に合わせる形で適用されると考えられます。

関連法規

上記の通り

コメント

課税ベースの拡大の必要は当然ですが、本改正の趣旨として「控除制限を受けたくない企業には収益改善のインセンティブをもたらず」というポイントが述べられています。『財務省資料』(http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/20141230b.pdf)。この記述が意味するところは、早期に収益改善させて欠損金を使い切る、というものでしょうが、はたして本改正を経てこのようなインセンティブが企業に働くか、大いに疑問があります。そもそも、企業であれば収益改善させたくない、という選択は基本取りえませんが、役員報酬等で大きな節税を図る、中小同族企業にはこの指摘は妥当するかもしれませんが、本制度の対象とする大企業にどの程度妥当するのか、大いに疑問があります。むしろ、インセンティブを設けるのであれば、本改正は租税特別措置で行うべきでしょう。

ところで、10年の欠損金の繰越期間の延長については、控除限度額の改正とは異なり、平成27年度改正により中小法人にも適用されることが決定します。適用が平成29年4月1日以後に開始する事業年度等において生じた欠損金額としているため、敢えて中小法人を除外しなかったと考えられますが、この点からも平成28年度改正においては、中小法人税制に関して大きな見直しが見込まれることが想定されます。

なお、欠損金制度に関しては、「帳簿保存期間の延長などが必要となるが、会社法の帳簿保存期間（10年）との整合性等を踏まえれば、繰越期間の延長は10年が限度。」（『与党税制調査会資料』）との指摘があります。控除限度額については、平成27年度改正で諸外国に比して遜色ないところまで下がる一方で、繰越期間は下記のとおり非常に短いと言えます。控除限度額の制限については諸外国の例を出して正当性を主張し、繰越期間は会社法を盾に期限の延長をしない、というのは立案の方向性としては非常に問題があると考えます。

(2014年1月現在)					
	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
控除制限	所得の80% (大法人のみ)	代替ミニマム税 (AMT)の計算に おいて、AMT課 税所得の90%	—	所得の60% 但し、所得の 100万ユーロ (1.35億円)まで は全額	所得の50% 但し、所得の 100万ユーロ (1.35億円)まで は全額
繰越期間	9年	20年	無期限	無期限	無期限

(出典)『与党税制調査会資料』

受取配当等益金不算入制度の改正

概要

法人税率引下げに対応する課税ベースの見直しの一環で、受取配当等益金不算入制度の見直しが行われます（大綱 63～64 頁）。

原則として、納税者不利の改正です。

内容

- ① 益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合が、以下のとおりとされます。

現行		改正	
区分	不算入割合	区分	不算入割合
完全子法人株式等 (100%保有)	100% (負債利子控除なし)	完全子法人株式等 (100%保有)	100% (負債利子控除なし)
関係法人株式等 (25%以上保有)	100% (負債利子控除あり)	関連法人株式等 (3分の1超保有)	100% (負債利子控除あり)
		その他の株式等	50% (負債利子控除なし)
上記以外の株式等	50% (負債利子控除あり)	非支配目的株式等 (5%以下保有)	20% (負債利子控除なし)

- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額に係る益金不算入割合等につき、下記の通り見直しが行われます。

	現行	改正
特定株式投資信託	原則、収益分配額×50%	収益分配額×20%
上記以外	収益分配額×1/2 (又は 1/4) ×50%	全額益金算入

- ③ 青色申告書を提出する保険会社が受ける非支配目的株式等に係る配当等の額について、その 100 分の 40 相当額（原則 100 分の 20 相当額）を益金不算入とする特例が創設されます。
- ④ 損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例（特別利子を負債利子控除の計算から除くという特例）が廃止されます。
- ⑤ 関連法人株式等に係る負債利子控除額の計算上、簡便法の基準年度が平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度とされます。

適用関係

上記の改正については、大綱上特段の規定が設けられておりませんので、経過措置の原則通り、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度において適用されると考えられます。

関連法規

法法 23、措法 67 の 6・67 の 7

コメント

課税ベースの拡大の方向性から、受取配当等益金不算入についても、益金不算入の対象となる株式等の範囲の見直しがなされています。立案者の整理学としては、下記の方向性が示されています。

『財務省資料』（http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/20141230b.pdf）

- 支配目的の株式と、それ以外の目的（例えば、資産運用目的）の株式等との間で、取扱いを分ける。
- 「支配目的の株式（＝持株比率が高い株式）」への投資については、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことのないように 100%益金不算入としつつ、持株比率の基準（現行：25%以上）を「1/3 超」に引き上げる。
- 「支配目的が乏しい株式等（＝持株比率が低い株式等）」への投資は、他の投資機会（例えば、債券投資）との選択を歪めないように、益金不算入割合（現行：50%）を引き下げることとし、持株比率 5% 以下の場合は 20%益金不算入（ETF 以外の株式投資信託は全額益金算入）とする。

上記のほか、益金不算入割合等については、『与党税制調査会資料』を参照すると、下記のような考え方で決定されたと考えられます。

項目	理由
益金不算入割合の引下げの対象となる持株比率	フランスの例や、金融商品取引法上の大量保有報告書の提出基準等を参考にして、5%以下
持株比率の低い株式の益金不算入割合	支配目的が全くないとは言い切れないため、一部益金不算入(平成14年度改正での引下げ幅(80%→50%)を参考に、20%)
100%益金不算入となる持株比率の見直し	会社法上、定款変更等に必要な特別決議の成立を単独で阻止できる1/3超
株式投資信託の取扱い	ETFについては、株式との交換が可能である点を踏まえ、株式同様に一部益金不算入

このように、受取配当等の基因となる株式等につき、支配目的(益金不算入割合を拡大)と資産運用目的(益金算入割合を拡大)の別に区分して、受取配当等の取扱いを整理したのが本改正ですが、基本的な考え方として、受取配当等益金不算入は、法人税と株主段階における所得税の二重課税を調整する、という所得課税の本質から導かれる制度設計です。この点を踏まえれば、そもそもこのような整理学は正しくない、と言わざるを得ません。

この点、『与党税制調査会資料』では、「どの程度まで負担を調整するかは法人間の関係(持株比率)によって異なり、諸外国においても持株比率が小さい場合には調整の度合いが低い(または調整しない)例が多い。」と指摘した上で、下記の図を提示しています。この図をご覧くださいと、ほとんどの諸外国において負担調整しない割合は極めて低く、かつその持株比率も相当に少ないわけで、指摘と各国の制度に矛盾が生じていると解されます。

(2014年1月現在)									
日本		アメリカ		イギリス	ドイツ		フランス		
持株比率に応じて次のとおり益金不算入		持株比率に応じて次のとおり益金不算入		全額益金不算入	持株比率に応じて次のとおり益金不算入		持株比率に応じて次のとおり益金不算入		
持株比率	益金不算入割合	持株比率	益金不算入割合		持株比率	益金不算入割合	持株比率	益金不算入割合	
0%~25%未満	50%	0%~20%未満	70%		0%~10%未満	0%	0%~5%未満	0%	
25%以上	100%	20%~80%未満	80%		10%以上	95%	5%以上	95%	
		80%以上	100%						

(出典)『与党税制調査会資料』

このような所得課税にそぐわない条文を法人税法に含めるべきではないと考えます。実際のところ、所得税の世界では、租税特別措置で上場株式等の配当等の取扱いを定めており、

法制化するのであれば、法人税においても所得税法と同様、租税特別措置関係として整理する必要があると言えるでしょう。

次に、負債利子控除についても大きな改正がありますが、負債利子控除は、「配当等について益金不算入とし、負債の利子については損金に算入することとすると、非課税部門の収益に対応する非課税部門の費用が、課税部門の収益から控除されることとなり適当ではない」（『DHC コメンタール法人税法』1231 頁）という考え方で設けられています。この趣旨を踏まえれば、本改正の整理学とは異なり、基本的には益金不算入に対する部分は、すべて負債利子控除の範囲に含めるべきと考えられます。

この趣旨や所得税法の配当所得の計算（所法 24②）を考えると分かる通り、負債利子は配当収入を得るための必要経費、という整理が税制上はなされています。このような必要経費は、支配目的の株式に係る配当に対して発生するというよりも、資産運用目的の株式に係る配当にむしろ発生するものと思われまふ。となれば、資産運用目的の株式における益金不算入となる配当に対応する負債利子は、積極的に控除しなければならないと考えられます。しかし、本改正では資産運用目的の株式に係る配当に対しては負債利子控除がなく、支配目的とされる関係法人株式等に係る配当については負債利子控除を維持する、という制度設計になっています。

立案者は、資産運用目的の株式に係る配当は原則益金算入、という観点から、資産運用目的の株式に係る配当に対しては、負債利子控除の対象から外したと考えられますが、理論的には益金不算入部分の配当に対応する負債利子は全額負債利子控除の対象としなければならないはずであり、制度設計上矛盾が生じていると考えまふ。

平成 27 年度改正では、「保険会社は、顧客の資金を運用しており、改革の影響が広く顧客に及ぶおそれがあることから、特例として「持株比率 5%以下」の株式の配当について 40% 益金不算入」（『財務省資料』

http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/20141230b.pdf）といった特例も創設されますが、所得課税の本旨から導かれる本制度が、政策的な措置となってしまうことは悲しい限りと考えまふ。いずれにしても、課税ベースの拡大と所得課税の本旨を取り違えることがあつてはなりません。

立案者は、所得課税の理論などをきちんと精査した上で、立案に当たることが望まれます。

研究開発税制及び所得拡大促進税制の改正

概要

経済の好循環の定着状況等を踏まえつつ、取扱いについて検討するという目的から、研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しが行われます（大綱 64～65・68 頁）。

原則として、納税者不利の改正です。

内容

① 研究開発税制の改正（所得税も同様）

イ 当期の法人税額の 20%である控除税額の上限を 30%に引き上げる措置（措法 42 の 4 の 2）につき、適用期限である平成 27 年 3 月 31 日をもって廃止するとともに、新たに以下の措置により控除税額の上限の総枠が、当期の法人税額の 30%とされます。

ロ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度（措法 42 の 4②）について、以下の見直しが行われます。

項目	現行	改正内容
税額 控除率	12%	・特別試験研究機関等又は大学等との共同研究及びこれらに対する委託研究 30% ・上記以外のもの 20%
控除税額の 上限	一般試験研究費の 控除限度の枠内	総額型等及び中小企業技術基盤強化税制とは別枠で当期の法人税額の 5%
特別試験 研究費の 範囲	①国の試験研究機関等・ 大学との間の共同・ 委託研究 ②民間企業との共同研究 ③中小企業者への委託研究 ④技術研究組合の組合員が 行う協同試験研究 ⑤希少疾病用医薬品・ 医療機器に係る試験研究	・特別試験研究機関等のうち試験研究独立行政法人の範囲から国立研究開発法人以外の法人が除外されます。 ・特定中小企業者に対する委託研究の対象となる委託先の範囲に公益法人等、地方公共団体の機関、地方独立行政法人等が加えられます。 ・特定中小企業者に対する知的財産権の使用料が新たにその範囲に加えられます。

- ハ 試験研究費の総額に係る税額控除制度（措法 42 の 4①）及び中小企業技術基盤強化税制（措法 42 の 4⑥）の控除税額の上限が当期の法人税額の 25%とされます。
ただし、これらの制度の対象となる試験研究費の額には、特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象とした特別試験研究費の額は含まれません。
- ニ 繰越税額控除限度超過額（措法 42 の 4③等）及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度（措法 42 の 4⑦等）が廃止されます。
- ホ 特別試験研究費の額に係る税額控除を法人住民税（地法附則 8 ①等）に適用するなど、地方税においても原則として同様の措置が講じられます。

② 所得拡大促進税制の改正（所得税も同様）

雇用者給与等支給増加割合の要件（措法 42 の 12 の 4①）について、次の見直しが行われます。

対象法人	現行	改正
中小企業者等又は中小連結親法人及びその連結子法人	5%以上 (平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日開始事業年度は 3%)	3%以上 (平成 28 年 4 月 1 日以後開始適用年度)
上記以外の法人		4%以上 (平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日開始適用年度)

なお、法人住民税（地法附則 8 ⑨）については、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する適用年度について、3%以上（現行 5%以上）とされます。

適用関係

上記①の改正については、大綱上特段の規定が設けられておりませんので、経過措置の原則通り、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度において適用されると考えられます。
上記②の改正の適用関係については、上記②の通りです。

関連法規

上記の通り

コメント

① 研究開発税制の改正について

『与党税制調査会資料』では、研究開発税制の見直しにつき、下記の方針が述べられています。

『与党税制調査会資料』

1. 改革に当たっての考え方

以下の考え方に沿って取り組むこととしてはどうか。

- 以下のような観点を踏まえ、増加型や高水準型とあわせて、腰を据えて検討していく。
 - ◇ 総額型は、試験研究費を支出しさえすれば税額控除の適用が受けられる制度となっているが、研究開発投資の増加インセンティブとなる仕組みに作り替えていく。
 - ◇ 総額型は、平成 15 年度税制改正において、税率引下げの見送りと併せて導入された経緯があることを踏まえ、今回の法人税改革において税率引下げに取り組む中で、見直しを行う。
- 平成 27 年度税制改正においては、控除限度額の上乗せ（法人税額の 20%→30%）の適用期限が切れることから、これを中心に検討する。あわせて、特別試験研究費控除の拡充等について、検討する。

本改正においては、このスタンスに立ち、既存の研究開発税制に制限を設ける一方で、オープンイノベーションを推進する観点から、特別試験研究費の範囲の見直しや、特別試験研究費に係る税額控除の拡大がなされています。その一方で、先にもあるとおり、税収への配慮も必要とされ、控除限度額の引上げの廃止と、「繰越控除制度については、元々、利用実態が特定の企業に集中している問題があることも考慮」（『与党税制調査会資料』）され、その廃止も決定されています。

ただし、オープンイノベーションの促進とは言っても、これらは税制だけでなく、補助金等法制の支援も絶対に必要なところであり、今後の制度設計次第では、単なる増税に終わることも懸念されます。

その他、大綱上には明記されていませんが、繰越税額控除限度超過額等の廃止に伴い、所定の経過措置が設けられるのではないかと、といった見方もあるようです。この点、私見を申し上げますと、繰越税額控除限度超過額等に係る税額控除は、過去 1 年前の発生分とされていますので（措法 42 の 4⑤・⑧）、欠損金の繰越しと異なり影響は極めて小さいと考えられることから、特段の経過措置は設けられないと考えます。

このため、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度については、同日前に開始する事業年度において発生した繰越税額控除限度超過額等の活用がすべからくできなくなる、と考えますので、支出する試験研究費の金額等にも注意する必要があります。

② 所得拡大促進税制の改正について

『財務省資料』において、本改正の趣旨が下記の通り述べられています。

『財務省資料』（http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/20141230b.pdf）

- 法人税の所得拡大促進税制の要件緩和
 - ・ 給与等支給額の増加要件について、毎年度1%ずつ上乗せする形へと要件を緩和し、継続して着実に賃上げに取り組む企業をサポートする。
 - ・ さらに、中小法人については、平成27～29年度の要件を一定とし、賃上げへのインセンティブを高める。

平成26年度改正においても、「計画的・段階的に賃上げをしていく企業を支援する仕組みに改めるとともに、企業の従業員構成の多様性に対応する要件緩和を行う」（『民間投資活性化等のための税制改正大綱』5頁）という趣旨の下、平均給与等支給額の要件の緩和が行われています。各省庁は利用が進むとアピールしていますが、見方を変えれば要件緩和に係る改正が毎年度行われるということは、立法の想定とは異なり、賃上げが思ったほど進んでいないことを示していると考えます。

賃上げが行われない原因は、将来の不確実性の問題が大きいと考えられるわけで、賃上げに係る税制の要件を緩和したところであまり意味はないと考えます。何より、法人税率を引き下げる、という方向性があるところ、賃上げして将来に渡るリスクを負ってまで、目先の法人税を削減する企業がどのくらいあるのか、疑問が大きいところです。

このあたり、税制に頼らず、関係官庁との連携や、労働法制の柔軟化など、規制緩和に基づき賃上げをしやすい制度づくりを進めるべきではないかと考えます。何より、このような租税特別措置を拡大し続ければ、当然ながらそれを廃止する際に関係団体の抵抗が大きいところでもあり、政治の安定性や税制の透明性の観点からも問題が残ると考えます。

外形標準課税の拡大

概要

法人税率引下げに対応する課税ベースの見直しの一環で、法人事業税における外形標準課税の拡大が行われます（大綱 65～67 頁）。
納税者不利の改正です。

内容

① 法人事業税の税率の改正

資本金 1 億円超の普通法人の法人事業税の標準税率が、以下のとおりとされます。

		現行	改正	
			平成 27 年度（※1）	平成 28 年度～（※2）
付加価値割		0.48%	0.72%	0.96%
資本割		0.2%	0.3%	0.4%
所得割	年 400 万円以下の所得	3.8% (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)
	年 400 万円超 800 万円以下の所得	5.5% (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)
	年 800 万円超の所得	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)

（※1）平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する事業年度をいいます。

（※2）平成 28 年 4 月 1 日以後開始する事業年度をいいます。

（※3）所得割の税率下段の括弧内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率です。

（※4）3 以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません。

② 地方法人特別税の税率の改正

資本金 1 億円超の普通法人の地方法人特別税の税率が、以下のとおりとされます。

	現行	改正	
		平成 27 年度 (※1)	平成 28 年度～ (※2)
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	67.4%	93.5%	152.6%

(※1) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する事業年度をいいます。

(※2) 平成 28 年 4 月 1 日以後開始する事業年度をいいます。

③ 資本割の課税標準の見直し等

現行の資本割の課税標準である資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた金額を下回る場合、その金額が資本割の課税標準とされます。

加えて、法人住民税均等割の現行の税率区分の基準である資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置が講じられるとともに、その資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた金額を下回る場合、その金額が均等割の税率区分の基準とされます。

④ 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

イ 法人税の所得拡大促進税制に準じ、下記の要件を満たす場合には、雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとされます。

項目	内容
適用年度	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度
適用対象法人	国内雇用者 (※1) に対して給与等を支給する法人
給与等支給増加割合の要件	雇用者給与等支給増加額 (※2) / 基準雇用者給与等支給額 (※1) \geq 3% (※3)
給与等支給額に係る要件	雇用者給与等支給額 (※1) \geq 前事業年度の雇用者給与等支給額
平均給与等支給額に係る要件	平均給与等支給額 (※1) $>$ 前事業年度の平均給与等支給額

(※1) 法人税における所得拡大促進税制の計算の例によるとされています。

(※2) 雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額とされています。

(※3) 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については 4%、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については 5%とされます。

ロ 雇用安定控除 (報酬給与額が収益配分額の 70%相当額を超える場合には、収益配分額から一定額を控除するという制度。地法 72 の 20) との調整等所要の措置を講ずる

こととされています。

⑤ 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

法人事業税の税率の改正に伴い、資本金1億円超の普通法人について、以下の事業年度においては下記のとおり負担軽減措置が設けられます。

イ 平成27年4月1日～平成28年3月31日までに開始する事業年度

当期の付加価値額が40億円未満であり、かつ当期の事業税額が、平成27年3月31日現在の税率を当期の課税標準に乗じて計算される金額を超える場合には、下記の金額を当期の事業税額から控除することができます。

当期の付加価値額	控除金額
30億円以下	(【当期の事業税額】 - 【平成27年3月31日現在の税率を当期の課税標準に乗じて計算される金額】) × 1/2
30億円超 40億円未満	(【当期の事業税額】 - 【平成27年3月31日現在の税率を当期の課税標準に乗じて計算される金額】) × 【一定割合】(※)

(※) 付加価値額に応じて1/2～0の間の割合とされています。

ロ 平成28年4月1日～平成29年3月31日までに開始する事業年度

当期の付加価値額が40億円未満であり、かつ当期の事業税額が、平成28年3月31日現在の税率を当期の課税標準に乗じて計算される金額を超える場合には、下記の金額を当期の事業税額から控除することができます。

当期の付加価値額	控除金額
30億円以下	(【当期の事業税額】 - 【平成28年3月31日現在の税率を当期の課税標準に乗じて計算される金額】) × 1/2
30億円超 40億円未満	(【当期の事業税額】 - 【平成28年3月31日現在の税率を当期の課税標準に乗じて計算される金額】) × 【一定割合】(※)

(※) 付加価値額に応じて1/2～0の間の割合とされています。

⑥ その他所要の措置が講じられます。

適用関係

上記③・⑥の改正については、大綱上特段の規定が設けられておりませんので、経過措置の原則通り、平成27年4月1日以後開始する事業年度において適用されると考えられます。その他の改正については、上記の通りです。

関連法規

地法 52、72 の 15、72 の 20、72 の 21、72 の 24 の 7、312

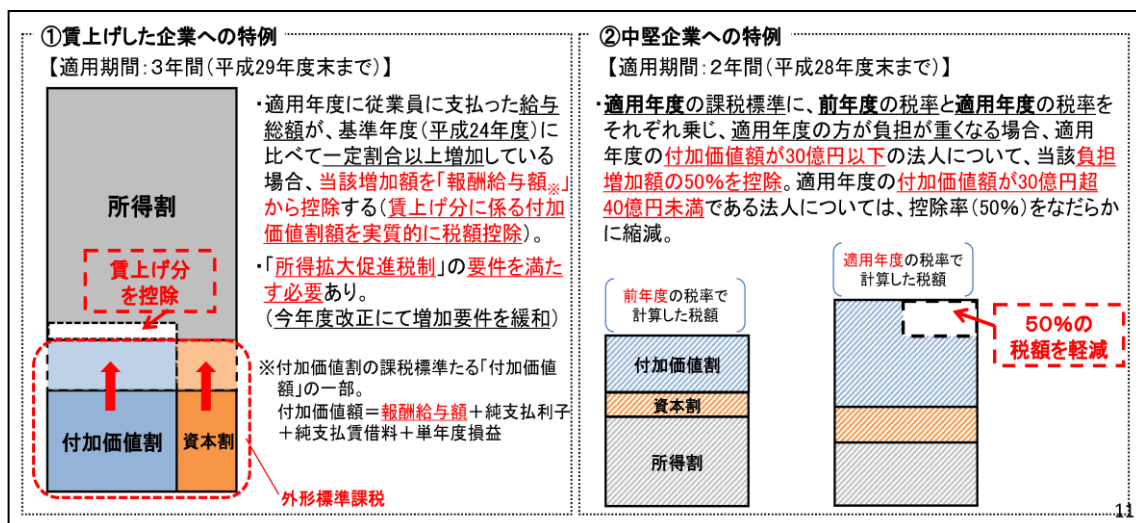
地方法人特別税法 2、9一

所得拡大促進税制につき、措法 42 の 12 の 4

コメント

課税ベースの拡大の観点から、赤字法人に対しても課税がなされる外形標準課税を拡大すべき、という議論があり、これを受けて中小法人以外の大法人について外形標準課税の拡大がなされます。この改正に基づく税率の決定は、所得割と外形標準部分の比率を、現状の「3：1」から、激変緩和のため2年かけて「1：1」とする、という方向性で決定されています（参考：『週刊 T&A master 573』10頁）。

この激変緩和に加え、下記の通り、地方版「所得拡大促進税制」と、中堅企業への特例が設けられます。これらの制度は付加価値割に対する事業税を軽減するものですので、黒字企業だけではなく、赤字企業にも適用されることになります。



（出典）『経済産業省資料』

http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyokodou/02.pdf

課税ベースの拡大の必要性、そして応益課税という事業税の性質を考慮すれば、赤字法人の負担増というデメリットは大きいにしても、この改正は方向性としては間違っていないと考えます。ただし、「赤字法人の黒字化に伴う負担増～が緩和され、稼ぐ意欲が向上」（『財務省資料』(http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/20141230b.pdf))などと、趣旨を偽っているとしか考えられない記述があることは、税制の透明性の観点からすれば非常に問題があると思われます。

その他、従来から問題があると言われていた、法人住民税の均等割及び資本割に係る資本金等の額を基準とする制度について、ようやく見直しがなされます。資本金等の額は、自己株式の取得等により簡単に減少できる仕組みとなっているとともに、近年の税制改正においては、完全支配法人間での自己株式の発行法人への譲渡（法令8①十九）など、非課税規定を適用するために、敢えて仕訳の行き場がない益金不算入金額を資本金等の額で増減させるといった仕組みが取られています。

こうなると、元手に係る取引＝資本等取引という趣旨を逸脱して均等割や資本割を削減することが容易に可能になることから、規模に応じた課税をすべきである法人事業税や法人住民税については、何らかの歯止めが必要であった、と考えられます。この点、平成27年度改正により、資本金に資本準備金を加えた金額が下限になるわけですが、資本金及び資本準備金の減少は、株主総会の決議事項とされているところ、課税回避が難しいという判断がなされたと考えられます（同旨、『週刊 T&A master 576』8頁）。

ただし、このような改正を行うのであれば、元手に係る取引＝資本等取引という整理を逸脱して、非課税取引＝資本等取引という整理も行われている昨今の改正における法人税法上の資本金等の額についても、併せて見直しが必要であったと解されます。

地方拠点強化税制の創設

概要

地域再生法の改正を前提に、企業が本社機能等を地方に移転したり、その本社機能等を拡充したりする取組みを支援するため、本社等の建物に係る特別償却制度等が創設されるとともに、雇用促進税制の特例が時限立法として設けられます。(大綱 68～72 頁)。
納税者有利の改正です。

内容

以下、法人を前提に解説しますが、大綱上「所得税についても同様とする。」とありますので、個人事業者についても適用されると考えられます。

① 地方拠点建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設

イ 全体像

項目	内容
適用対象法人	青色申告法人で地域再生法の地方拠点強化実施計画（仮称）について承認（※1）を受けたもの
適用対象期間等の要件	上記承認の日から2年以内に下記対象資産を取得等して事業の用に供する
対象資産	地方拠点強化実施計画に記載された建物及びその附属設備並びに構築物で、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円以上（中小企業者にあつては、1,000万円以上）のもの
特別償却 (税額控除との選択)	取得価額×15%（又は25%（※2））の特別償却
特別控除 (特別償却との選択)	取得価額×2%（又は4%（※2））の税額控除 (当期の法人税額の20%が上限)

(※1) 承認は、地域再生法の改正法の施行の日から平成30年3月31日までに受ける必要があります。

(※2) その地方拠点強化実施計画（仮称）がその法人の同法の特設施設（仮称）の同法の特設地域（仮称）から同法の大都市等（仮称）以外の地域への移転に関するものである場合に適用されます。

ロ 平成29年3月31日までに取得等した場合の特別控除の上乗せ

地域再生法の改正法の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に地方拠点強化実施計画について承認を受けた法人が取得等をしたものについては、特別償却との選択の上、税額控除額がその取得価額の 4%（その地方拠点強化実施計画がその法人の特定施設の特定地域から大都市等以外の地域への移転に関するものである場合には、7%）とされます。

ハ 法人住民税及び法人事業税については、特別償却は適用され、税額控除は中小企業者等に係る法人住民税に限り適用されます。

② 雇用促進税制の拡充

イ 全体像

項目	内容
適用対象法人	青色申告法人で地域再生法の地方拠点強化実施計画について承認（※1）を受けたもの
適用対象年度	上記承認の日から 2 年以内の日を含む事業年度
基礎となる雇用者数	地方拠点強化実施計画に従って移転又は新增設をした特定施設である事業所における増加雇用者数（※2）
一人あたりの税額控除額	1 現行の適用要件を満たす場合・・・50 万円（※3） 2 現行の適用要件のうち雇用者増加割合が 10%以上であることとの要件以外の要件を満たす場合・・・20 万円

（※1）承認は地域再生法の改正法の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までに受ける必要があります。

（※2）法人全体の増加雇用者数が上限とされます。

（※3）この控除を受ける場合には、現行の雇用促進税制の適用の基礎となる増加雇用者数から、この措置の適用の基礎となる増加雇用者数を控除する必要があります。

ロ 承認を受けた地方拠点強化実施計画が特定施設の特定地域から大都市等以外の地域への移転に関するものである場合の特例

上記適用対象年度のうちその適用を受ける事業年度以後の各事業年度（その特定施設である事業所における雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した事業年度以後の事業年度を除きます。）において、適用対象年度のうちその事業年度以前の各事業年度のその特定施設である事業所における増加雇用者数の合計数に 30 万円を乗じた金額の税額控除ができる措置が講じられます。

ただし、この措置は、事業主都合による離職者がある場合及び風俗営業等を行っている場合には、適用されません。

ハ 上記イ及びロによる控除税額は、当期の法人税額の 30%から現行の雇用促進税制による控除税額と上記①の税額控除制度による控除税額との合計額を控除した残額が上限とされます。

ニ 法人住民税及び法人事業税については、中小企業者等に係る法人住民税について同様に適用されます。

適用関係

上記の改正は、大綱に特段の規定がないため、地域再生法の改正法の施行日から施行され、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されると考えられます。

関連法規

新設

雇用促進税制については、措法 42 の 12

コメント

東京圏への人口の過度の集中等を是正するという目的で、下記のような施策が可能になるよう、現状地域再生法の改正が予定されています。

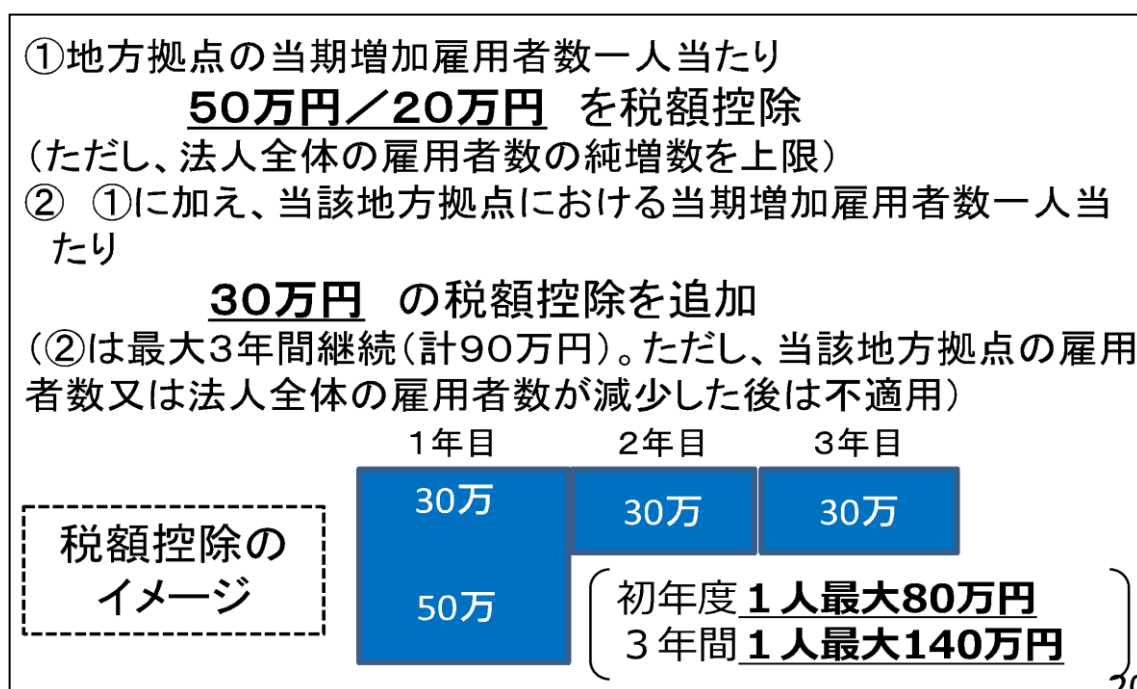
『財務省資料』 (http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/20141230c.pdf)

- 都道府県・市町村が、一定の区域において企業の拠点強化を支援するための計画を作成し、国の認定を受けることができるようにする。
 - ✓ 国が定める「大都市等（仮称）」（3大都市圏）は、対象外。
 - ✓ 都道府県が、各地域の企業誘致の取組等を総合的に勘案して、支援対象となる地域を選定。
 - ✓ 都道府県・市町村は、対象地域の中で、企業の拠点強化を支援する具体的な区域を特定。
- 各企業は、当該区域における本社機能等の強化について、必要な投資や、雇用増の見込み等を盛りこんだ計画（「地方拠点強化実施計画（仮称）」）を作成し、都道府県の承認を受けることができるようにする。
 - ✓ 国が定める「特定地域（仮称）」（東京 23 区）からの移転を伴う計画は『移転型』
 - ✓ その他は『拡充型』

この地域再生法の改正に対応する形で、税制の面においても地方への本社移転等を支援する税制が設けられます。なお、この本社移転等については、本社を地方に移転する①移転

型と、①移転型以外で地方拠点を拡大する②拡充型の二つを想定しているところ、税制においても、より大きなコストがかかり、かつより政策目的にかなう①移転型についてより大きな支援を与える、という二段階の制度設計がなされています。

まず、非常に読みづらい①移転型に係る雇用促進税制の特例についてですが、下記の通り最大 140 万円の税額控除が受けられることを意図している模様です。



(出典)『経済産業省資料』

(http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyokodou/02.pdf)

本制度の注意点としては、本制度に基づく税額控除額に対する控除上限の使い方が挙げられます。上乘せされる雇用促進税制については、上記の特別控除と現行の雇用促進税制による税額控除額を控除した残額となるわけですから、場合によっては、地方拠点建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、特別控除を使わず特別償却とするといった選択が必要になります。

その他、近年の税制改正では毎年のように、特別償却等の政策減税が実現するわけですが、税法で固有に適用要件を設けるべきであるにもかかわらず、近年の政策減税は、その根拠法に係る所管官庁等に対する所定の届出等を前提に税制の優遇を認めるものがほとんどです。本制度においても、「地方拠点強化実施計画(仮称)」に対する都道府県の承認が前提となるようですから、手続きを失念することないように注意する必要があります。

規定の整備と延長等される主な規定

概要

法人税関係について規定の整備や租税特別措置の見直しが行われます(大綱 73~75、78 頁)。概ね納税者不利な改正です。

内容

- ① 繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理におけるオプション取引に係るヘッジの有効性判定について、ヘッジ対象の資産等の評価差額とオプション取引に係る基礎商品の時価変動額とを比較する方法により行う場合には、税務署長に届出書を提出することにより、その方法に変更することができることとされます(現行：申請とその承認が要件。法令 121 の 4、121 の 10)。
- ② 連結納税の承認(法法 4 の 3 等)及び青色申告の承認(法法 122)について、下記の見直しが行われます。
 - イ 連結納税の承認を受けている法人は、退職年金等積立金に対する法人税に係る申告書を青色申告書により提出できることとされます。
 - ロ 法人が連結納税の承認を取り消された場合には、税務署長は必ずその法人の青色申告の承認も取り消すことが明確化されます。
- ③ 中小企業等の貸倒引当金の特例について、実質的に債権とみられない金額の計算について基準年度実績による簡便法を用いる場合の基準年度(措令 33 の 7③二)が、平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度から、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度に見直されます(所得税も同様です)。
- ④ 延長又は廃止縮減される主な規定
 - イ 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例(措法 57 の 9③)の適用期限が平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度から、2 年延長されます。

- ロ 環境関連投資促進税制のうち即時償却（措法 42 の 5⑥）について、対象資産から太陽光発電設備を除外した上、その適用期限が平成 27 年 3 月 31 日までの取得分から 1 年延長されます（所得税も同様です）。
- ハ 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換え（措法 65 の 7①九）について、下記の見直しの上、その適用期限が平成 26 年 12 月 31 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 2 年 3 月延長されます（所得税も同様です）。

改正項目	現行	改正
買換資産の範囲 (措法 65 の 7①九、 措令 39 の 7⑦)	国内にある一定の土地、建物、構築物、 <u>機械装置</u> 、貨物鉄道事業用の機関車、 <u>コンテナ用の貸車</u>	国内にある一定の土地、建物、構築物、 貨物鉄道事業用の機関車
課税の繰延べ割合 (措法 65 の 7①)	80%	大都市等（※）以外⇒大都市等 75% 大都市等以外⇒特定地域（※） 70% 上記以外 80%

（※）大都市等及び特定地域は、改正後の地域再生法に基づく仮称です。

適用関係

上記の改正については、大綱上特段の規定が設けられておりませんので、経過措置の原則通り、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度において適用されると考えられます。

関連法規

上記のとおり

コメント

上記①の改正について

平成 12 年度改正により『金融商品に関する会計基準』に合わせる形でヘッジ取引に係る税制が整備されましたが、減価償却の計算にもあるように、会計基準は適用方法にアローアンスを持たせる一方で、税制は課税の公平の見地から適用できる方法について厳格な定めを置いています。この点、ヘッジ取引に係る税制も同様で、損益の繰延べ等が可能になるヘッジ取引の要件である有効性判定については、繰延ヘッジ（法法 61 の 6）及び時価ヘッ

ジ（法法 61 の 7）の別に原則的な方法を法制化し、それ以外の合理的な方法による場合には、申請の上税務署長の承認を得て行うこととしています。

会計処理上、有効性判定につき、基礎商品比較法（オプションの基礎商品の損益変動額とヘッジ対象資産の損益変動額を対比する方法）という方法でヘッジ取引の有効性を判断して損失を繰り延べながら、法人税の計算上、強制されるデリバティブ比較法（オプションの損益変動額とヘッジ対象資産の損益変動額を対比する方法）を選択して損金を計上した納税者の申告に対し、法人税の計算も会計と同様に基礎商品比較法を適用すべきであるとしてこの損金を否認した更正処分に対する裁判（平成 24 年 12 月 7 日東京地裁判決）がありました。この裁判では、国税側が全面的に敗訴しているところ、この事例を受けて承認のような厳格な手続きを踏まず届出で変更できる、という改正がなされたと考えられます。改正の趣旨が私見のとおりであれば、課税の公平の観点から税制は会計とは異なり処理のアローアンスを制限しているところ、筋違いな改正と考えます。

上記②の改正について

連結納税の承認を受けた法人に対しては、青色申告の適用を受けているか否かを問わず、青色申告と同等の帳簿書類の保存要件等が課せられており（法法 4 の 4）、そもそも連結納税に対しては、青色申告という制度がありません。連結納税は特殊な計算を行うこともあり、青色申告と同等の帳簿書類の保存要件等が当然に必要と考えられたものと思われます。

この点、みなし取消し（法法 4 の 5②）以外の連結納税の取消し事由（法法 4 の 5①）は、青色申告の取消し事由（法法 127①）と同等の事由が設けられており、連結納税の取消し事由に該当すれば、青色申告の取消しは可能とされています（法法 127①五）。

しかしながら、青色申告の取消しは、取消し事由に該当すれば必ず行うものではありませんので（最高裁昭和 49 年 4 月 25 日判決）、連結納税の取消し事由に該当したからと言って、必ず取り消されるとは限られません。しかし、連結納税の取消しも同等の要件が規定されているとともに、青色申告の取消しと同様税務署長の裁量行為ですから、その事由に該当して連結納税の取消しがあった場合には、必ず青色申告も取り消すことが明確化されます。

上記③について

『与党税制調査会資料』によると、「上記簡便法における基準年度が「平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度」と古く、足下の実態と大幅に乖離している可能性があること等から、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの

間に開始した各事業年度」に見直す。」とその趣旨が述べられています。

上記④について

単純な延長ではなく、最も使われる租税特別措置と言っても過言ではない、太陽光発電の即時償却や9号買換えについて制限がなされます。

太陽光発電を含めて、環境関連投資促進税制に係る即時償却の一年延長を環境省は要望していましたが（『平成27年度税制改正要望（環境省）』

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/request/env/27y_env_k_07.pdf）、その要望にかかわらず、太陽光発電はその対象から除かれることとなりました。除く理由は課税ベースの拡大以外に考えられませんが、それであれば本制度の全体の見直しを行うべきであり、妥協の色が大きく見えます。

9号買換えについては、平成24年度改正において買換え資産である土地につき、300㎡以上とするなど適用がかなり制限される改正が行われていますが、その趣旨は「より付加価値の高い資産への買換えを促進し、経済の活性化を図るとの政策目的を明確化する観点からの見直し」（『平成24年度改正税法のすべて』317頁）と説明されています。この方向性を考慮すれば、「政策目的」のため、地方拠点強化税制の趣旨と同様、都市部への集中を避けるため、大都市等以外の地域からの大都市等や特定地域への買換えについて、課税の繰延べ割合を減額することは一考の余地がある、と解されます。通常であれば、政策目的の実現のためには課税の繰延べ割合を増額させて対応するところ、本制度は「政策目的」に沿って80%の割合になる、という側面があることから、敢えて「政策目的」にそぐわないものについて、課税の繰延べ割合を減額する、という仕組みを取ったと考えられます。

ただし、このように買換え資産の範囲を変えるのであれば、所定の経過措置が必要になるはずですが、それは大綱上明記されていません。先の平成24年度改正は、平成24年1月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同日以後に買換え資産の取得をする場合における譲渡について適用（平成24年改正法附則27②）とあるところ、この改正に関しても、類似した経過措置が設けられると想定されます。

なお、『国土交通省資料』（<http://www.mlit.go.jp/common/001065167.pdf>）を前提とすると、上記における「大都市等」とは、東京23区・首都圏近郊整備地帯等を、「特定地域」とは、東京23区を除く首都圏既成市街地、首都圏近郊整備地帯、近畿圏既成都市区域、名古屋市の一部を想定している模様ですが、大綱の記載と多少齟齬があると考えられる部分がありますので、詳細は地域再生法の改正をしっかりと確認する必要があります。

IV 消費課税に関する改正

消費税増税延期に伴う所定の措置

概要

消費税の 10%増税が延期されたことに合わせて、関連法の規定の整備など、所要の措置が設けられます（大綱 82～83 頁）。

規定の整備と考えられるところ、中立的な改正です。

内容

- ① 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律について、次の措置が講じられます。
 - イ 10%への引上げの施行日が平成 29 年 4 月 1 日とされます。
 - ロ 10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成 28 年 10 月 1 日とする等の改正が行われます。
 - ハ 景気判断条項である附則 18③が削除されます。
 - ニ その他所要の措置が講じられます。
- ② 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の期限を平成 30 年 9 月 30 日とするなど、関連する法令について、所要の措置を講じられます。
- ③ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律について、次の措置が講じられます。
 - イ 10%への引上げ等の施行日が平成 29 年 4 月 1 日とされます。
 - ロ 平成 29 年度における地方消費税額について、その 19 分の 10（本則 22 分の 10）が社会保障財源化分以外とされ、その 19 分の 9（本則 22 分の 12）を社会保障財源化分とする経過措置が講じられます。
 - ハ 附則 19③が削除されます。
 - ニ その他所要の措置が講じられます。

適用関係

上記の改正は、大綱上特段の規定が設けられておりませんので、経過措置の原則通り、平成 27 年 4 月 1 日以後施行されると考えられます。

関連法規

平成 24 年 8 月改正法附則 5 ③、16 等

コメント

10%増税が平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日まで一年半延期されたことに伴い、消費税増税に係る経過措置及び転嫁対策措置法等の関連法規について、平成 27 年度改正により所定の調整がなされることになりました。下記の通り、次回の増税は景気状況に関係なく実施する、という方針も示されているところ、景気判断条項も削除されています。

平成 26 年 11 月 18 日（火）記者会見における安倍総理大臣のご発言

デフレから脱却し、経済を成長させる、アベノミクスの成功を確かなものとするため、本日、私は、消費税 10%への引き上げを法定どおり来年 10 月には行わず、18 カ月延期すべきであるとの結論に至りました。
（中略）

来年 10 月の引き上げを 18 カ月延期し、18 カ月後、さらに延期するのではないかといった声があります。再び延期することはない。ここで皆さんにはっきりとそう断言いたします。平成 29 年 4 月の引き上げについては、景気判断条項を付すことなく確実に実施いたします。3 年間、3 本の矢をさらに前に進めることにより、必ずやその経済状況をつくり出すことができる。私はそう決意しています。

（中略）
ただいま申し上げた内容を実現するために、来年度予算の編成に当たるとともに、関連法案の準備を進め、来年の通常国会に提出いたします。

（出典）『与党税制調査会資料』

10%増税の経過措置は、8%増税時の経過措置に準ずる形で設けられているところ、次の指定日は平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 10 月 1 日となりますので、その前後の取引については注意が必要になります。数年前に増税がなされていることから、8%増税時ほどの混乱はないと思われるものの、顧問先への周知等注意したいところです。

輸出物品販売場制度の拡充

概要

消費税免税店の拡大及び利便性向上を図る観点から、商店街やショッピングモール内などにおける免税手続きを、「免税手続きカウンター」でまとめて行えるようにするなど、輸出物品販売場制度が拡充されます（大綱 83～84、104 頁）。

納税者有利の改正です。

内容

① 手続委託型輸出物品販売場制度の創設

- イ 輸出物品販売場について、その販売場における全ての免税販売手続を免税手続きカウンター（下記ロの許可を受けた物的施設をいいます）を設置する事業者に代理させることを前提とした許可制度が創設されます。
- ロ 他の事業者が経営する販売場における免税販売手続の代理をしようとする事業者（課税事業者に限ります）は、その販売場が所在する次に掲げる場所に設けた物的施設において免税販売手続を行うことについて、納税地を所轄する税務署長の許可を受けるものとされます。

販売場の種類	物的施設を設ける場所
商店街振興組合の組合員が経営する販売場	組合の定款に定められた地区
中小企業等協同組合法上の組合の組合員が経営する販売場	組合員が形成する一の商店街
大規模小売店舗内にある販売場	大規模小売店舗の施設
一棟の建物内にある販売場（※）	その建物

（※）大規模小売店舗内にある場合を除きます。

- ハ 免税手続きカウンターにおいて、免税販売手続を代理する複数の販売場の販売金額を一般物品と消耗品の別に合計している場合には、免税販売の対象となる下限額をその合計額でそれぞれ判断することとされます。

② 外航クルーズ船が寄港する港湾における輸出物品販売場に係る届出制度の創設

外航クルーズ船が寄港する港湾の港湾施設内に場所及び期限を定めて臨時販売場を設置しようとする事業者（既に輸出品販売場の許可を受けている事業者に限ります。）が、あらかじめ臨時販売場を設置する見込みである港湾施設につき納税地を所轄する税務署長の許可を受けている場合において、その設置日の前日までに輸出品販売場を設置する旨の届出書を、納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その臨時販売場を輸出品販売場とみなす制度が創設されます。

③ 外国人旅行者が輸出品販売場において免税購入する際に提示する旅券等の範囲に、船舶観光上陸許可書が加えられます。

④ その他所要の措置が講じられます。

適用関係

上記の①・②・④の改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる輸出品販売場等の許可申請又は同日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用されます。

上記の③の改正は、大綱上特段の規定が設けられておりませんので、経過措置の原則通り、平成 27 年 4 月 1 日以後施行されると考えられます。

関連法規

消法 8、消令 18 等

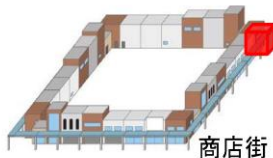
コメント

平成 26 年度改正により、同一店舗における 1 日の販売額の合計が 5 千円超 50 万円までの範囲内の消耗品が本制度の対象になるなど、輸出品販売場制度が大きく拡大されました。この改正は、大きな経済効果をもたらしたと言われていますが、今般更にその利用を促進させるため、各店舗で買い物をした上で、免税の手続きについては免税カウンターによる一括手続きが可能になる、という改正が実現します。この点、下記のような利用が想定されているようです。

【事例1】
一の建物(ショッピングセンター等)内に一括カウンターを設置

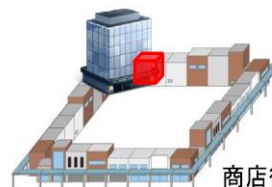


【事例2-1】
商店街内に一括カウンターを設置



商店街

【事例2-2】
商店街内に一括カウンターを設置
(商店街及び商店街に含まれる大型店舗が共同で利用)



商店街

(出典)『経済産業省資料』

(http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyokodou/02.pdf)

上記『経済産業省資料』によると、現状は店舗ごとに免税手続きを行う必要があるところ、それを免税カウンターによる一括手続きを可能と改正することで、「外国人対応について、語学力等の不安がある地方の中小企業等も含め、免税店の拡大が見込まれる」効果や、「店舗における負担を軽減するとともに、外国人観光客等が個々の店舗毎に免税手続きを行う煩雑さが解消され、免税制度の利用が促進される」といった効果が見込まれている模様です。

とりわけ、この改正で大きい部分は、免税販売の対象となる下限額を一店舗ではなく、免税手続きを委託している複数店舗の合計額で判断できる、ということでしょう。現状、この下限額は同一の輸出物品販売場において同一の日に購入する金額で判断するわけですが、その範囲が各店舗の合計額によって判断できることとなるわけで、現状よりも多種多様な免税の譲渡が可能になると考えられます。

ただし、本改正には大綱上所定の経過措置は設けられていない、というポイントを指摘できます。大綱を前提とすれば、改めて免税手続きカウンターベースでの申請が必要になると見込まれるところ、適用を受けるためには早急な準備が必要になるとともに、実務上大量の申請が寄せられて国税当局の処理が混乱する可能性も指摘できます。

その他、平成26年度改正により、所定の消耗品が免税の対象となったことを受け、クルーズ埠頭で購入される消耗品等の大量購入につながることを見越して、「外航クルーズ船の寄港時に埠頭に臨時出店する仮設店舗の免税許可申請を簡素化・円滑化する」(『国土交通省資料』(<http://www.mlit.go.jp/common/001065167.pdf>)) 目的で、外航クルーズ船が寄港する港湾の港湾施設内に場所及び期限を定めて臨時販売場を設置する場合の特例的な取扱いが法制化されます。

国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

概要

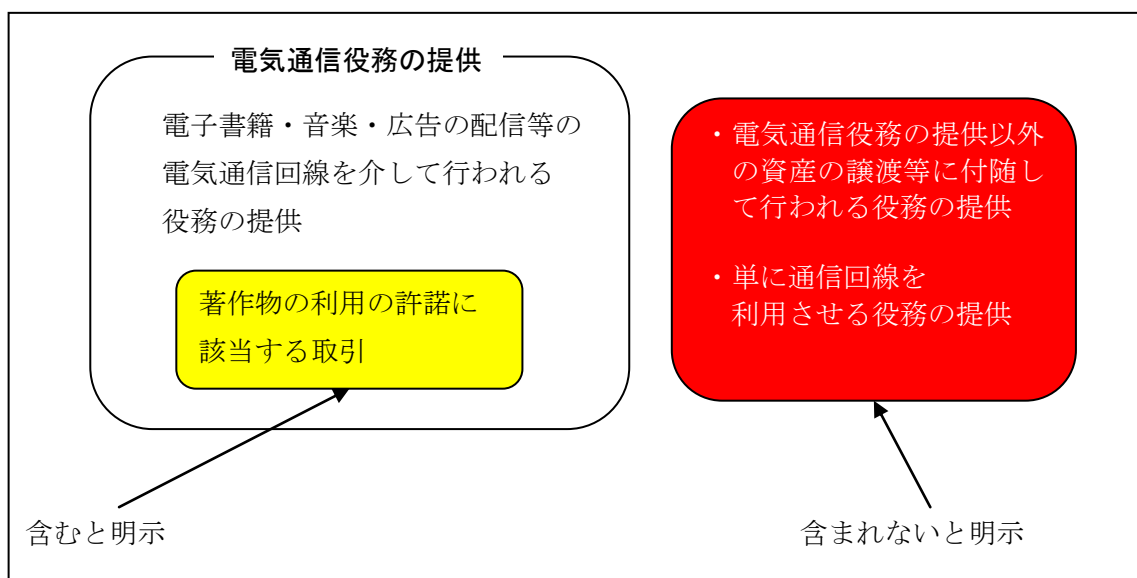
電子商取引や国外事業者の芸能・スポーツ等の役務提供に対する消費税課税について、内外判定や納税義務者等の改正が行われます。(大綱 84~88、104~105 頁)。

平成 27 年度改正の目玉となる改正であり、納税者不利の改正です。

内容

① 電気通信役務の提供に係る内外判定基準の見直し

下記「電気通信役務の提供 (仮称)」については、その内外判定基準が「役務の提供に係る事務所等の所在地等」から「役務の提供を受ける者の住所地等」に改正されるとともに、これを受けて内外判定に係る規定につき、所要の整備がなされます。



② 事業者向け電気通信役務の提供に対するリバースチャージ方式の導入

イ 「事業者向け電気通信役務の提供 (仮称)」について、その取引に係る消費税の納税義務は、役務の提供を受ける事業者に転換されます (リバースチャージ方式の導入)。

- ロ 国内において事業者向け電気通信役務の提供を行う国外事業者は、その役務の提供に際し、あらかじめ、役務の提供に係る特定課税仕入れを行う事業者が消費税の納税義務者となる旨を表示しなければなりません。
- ハ 事業者向け電気通信役務の提供を受ける免税事業者については、納税義務は生じないこととされます。
- ニ リバースチャージ方式の導入により、課税対象取引や納税義務者の規定について、下記の見直しが行われます。

項目	内容
資産の譲渡等の範囲	事業者向け電気通信役務の提供が除かれます。
課税対象取引の追加	特定仕入れ（仮称）が追加されます。
課税資産の譲渡等の範囲	事業者向け電気通信役務の提供が除かれます。
納税義務対象取引に追加	特定課税仕入れ（仮称）が含まれます。

- ホ 「消費者向け電気通信役務の提供（仮称）」については、その国外事業者が納税義務者となります。
- ニ 上記用語の意義については、下記の通りです。

用語	内容
国外事業者	所得税法上の非居住者である個人事業者及び 法人税法上の外国法人
事業者向け 電気通信役務の 提供	国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち、役務の性質又は役務の提供に係る契約条件等により、その役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかなもの
特定仕入れ	事業として他の者から受けた事業者向け電気通信役務の提供
特定課税仕入れ	国内において行った課税仕入れのうち特定仕入れに該当するもの
消費者向け 電気通信役務の 提供	国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち 事業者向け電気通信役務の提供以外のもの

③ リバースチャージ方式に係る計算規定の整備

項目	内容
事業者免税点制度の適用上限	資産の譲渡等を行う事業者に納税義務が課される課税売上高によって判断することとし、特定課税仕入れの支払対価の額については適用上限の計算に含みません。
実質課税の原則	特定課税仕入れを行った者が単なる名義人であった場合に、実質的に特定課税仕入れを行った者に消費税法の規定を適用します。
消費税の課税標準	所要の措置が設けられます。
仕入税額控除 (本則課税)	特定課税仕入れにつき課されるべき消費税額は仕入税額控除の計算対象とされます。
仕入税額控除 (簡易課税)	現行規定によりみなし仕入率を乗じて計算した課税仕入れ等の税額と特定課税仕入れにつき課されるべき消費税額の合計額を課税仕入れ等の税額の合計額とされます(※)。

(※) ただし、当分の間、簡易課税の適用を受ける課税期間において行った特定課税仕入れはなかったものとされます。

④ 適正課税を確保するための経過的な措置

当分の間、消費者向け電気通信役務の提供については、その課税仕入れに係る消費税につき、仕入税額控除制度の適用が認められません。

ただし、登録国外事業者に該当する者から受けたものについては、その登録国外事業者の登録番号等が記載された請求書等の保存等を要件として、課税仕入れに係る消費税につき仕入税額控除制度の適用が認められます。

⑤ 登録国外事業者制度の創設

イ 次の要件を満たす一定の国外事業者は、納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に申請書を提出し、国税庁長官の登録を受けて登録国外事業者となることができます。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者免税点制度の適用を受けないこと 2 国内において行う電気通信役務の提供に係る事務所等が国内にあること又は消費税に関する税務代理人があること(※) 3 国税の滞納がないこと 4 登録国外事業者の登録取消しから1年を経過していること |
|--|

(※) 住所及び事業所等以外の居所がない個人事業主については、納税管理人の届出(通法117①)が必要になります。

- ロ 国税庁長官は、登録国外事業者の氏名等及び登録番号等について、インターネットを通じて登録後速やかに公表しなければならないこととされます。
- ハ 登録国外事業者が、登録の取消しを求める届出書を納税地の所轄税務署長を經由して国税庁長官に提出した場合には、届出書の提出があった日の属する課税期間（届出書の提出が一定の日以後になされた場合には翌課税期間）の末日の翌日以後は、登録は失効します。
- ニ 登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、登録取消しを求める届出書の提出が行われない限り、事業者免税点制度は適用されません。
- ホ その他所要の措置が講じられます。

⑥ 特例的な経過措置

イ 事業者免税点制度に係る特例

基準期間の初日が平成 27 年 10 月 1 日前であるときは、基準期間の初日から本制度の見直しが行われていたものとして事業者免税点制度の規定が適用されます。

ただし、基準期間の初日からこの制度の見直しが行われていたものとして課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、平成 27 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間においてこの制度の見直しが行われていたものとして計算した課税売上高に 4 を乗じて計算した金額によることが認められます。

ロ 特定課税仕入れに関する経過措置

特定課税仕入れがある課税期間の課税売上割合が 95%以上である場合には、当分の間、その課税期間において行った特定課税仕入れはなかったものとされます。

- ⑦ 地方消費税においても、電気通信役務の提供に係る内外判定基準の見直し等に伴い、所要の措置が講じられるとされています。
- ⑧ その他、電気通信役務の提供に係る内外判定基準の見直し等に伴い、所要の措置が講じられます。
- ⑨ 国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等の役務の提供について、その取引に

係る消費税の納税義務が、役務の提供を行う事業者から役務の提供を受ける事業者に転換され（リバースチャージ方式の導入）、その他所要の措置が国税及び地方税において講じられます。

適用関係

上記⑤の改正について、登録国外事業者制度に係る登録申請については、平成 27 年 7 月 1 日以後にできることとされます。

上記⑦の改正は、平成 27 年 10 月 1 日から適用されます。

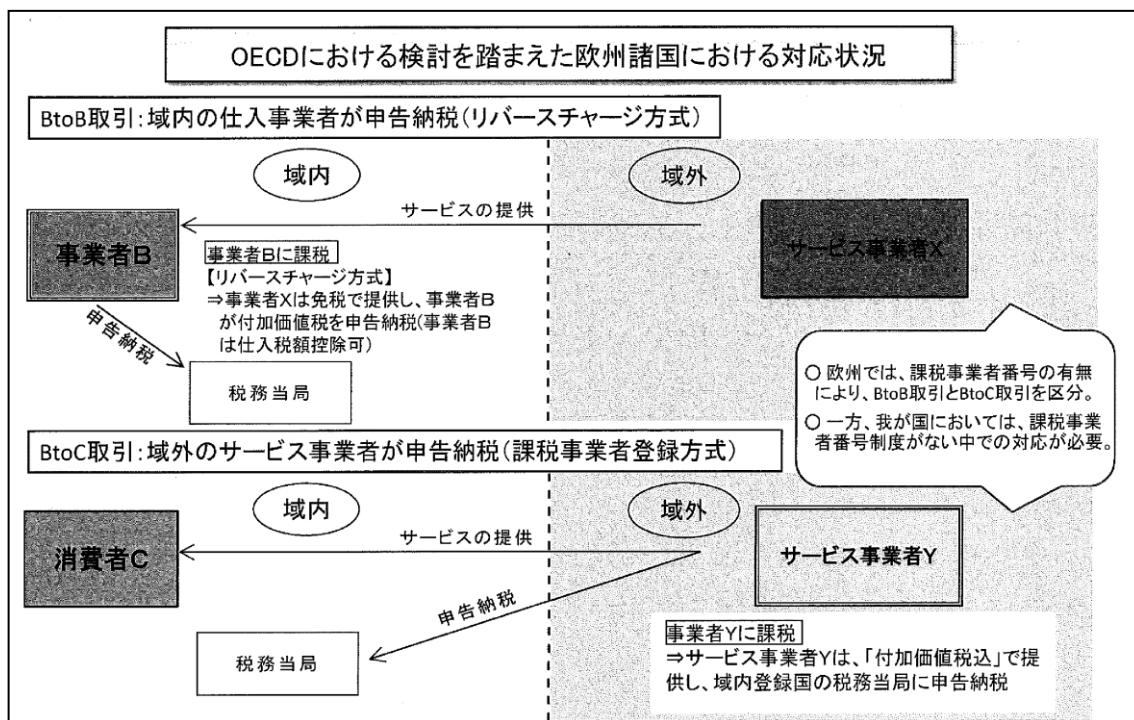
上記⑨の改正は、原則平成 28 年 4 月 1 日以後に行われる役務の提供について適用されます。

それ以外の上記改正は、平成 27 年 10 月 1 日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用されます。

関連法規

消法 2①八・九、4①・③、13、28①、30①、消令 6②七等

コメント



(出典) 『与党税制調査会資料』

従来から大きな問題があると言われていた電子商取引等に係る課税ルールがようやく改正されます。改正前は、サービス消費地ではなく、供給地にて内外判定がなされており（消令6②七）、国内事業者に比して国外事業者が優遇されているという批判があったところですが、その手当てが上図のような形で、平成27年度改正により実現します。

本制度はEUにならったもの、と言われますが、EUと異なり、課税事業者番号（VAT-ID）もインボイスもない我が国の現状に照らし、苦心して制度化されたことが読みとれます。この点、本制度には「当分の間」の措置という形でさまざまな規定を置いていることから分かる通り、将来的にはEUと同等のインボイス等の仕組みを導入した上で、再度の改正を予定していると考えられます。

各省庁の資料を見ても、本改正のインパクトが十分に見えて来ませんが、私見を申し上げますと、下記の通りかなり強硬的な規定を入れているのではないかと、という印象があります。

① BtoB 取引に関して

電子商取引に係る対価は、課税仕入れにも課税売上にも含まれるため、結果としてインパクトはない、といった印象を持つ表現が本制度の解説上なされています。

しかし、課税仕入れを行うのであれば、当然ながら請求書等保存要件（消法30⑦）が事業者には課される話になります。このため、本改正が適用される、事業者向け電気通信役務の提供に関し、仕入税額控除の要件となる資料をきちんと保存等する必要があることはもちろんですが、仮に保存等が不十分と判断されれば課税仕入れのみが否認されることになるわけで、消費税の負担が国内事業者に転換されることになります。

この点、現状のグーグルアドワーズなどの広告費用に関しては、クレジットカードの明細のみを保存して経費とする、といった対応をしている事業者も見られるところです。しかし、この明細は仕入税額控除の要件となる請求書には当たらないとされていますので（<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shohi/18/05.htm>）、注意したいところです。

現状、執行の局面では仕入税額控除の否認が強硬的であることをもって、このような明細であっても仕入税額控除を認めるケースがほとんどですが、このような制度が法制化される以上、今後BtoB取引に関しては慎重な検討が必要になる、と考えます。この点、課税売上割合95%以上の事業者は当分の間事業者向け電気通信役務の提供に係る課税売上も課税

仕入れも認識しない、とされていますが、早いうちから準備が必要と考えられます。

② BtoC 取引に関して

BtoC 取引は、相手が登録国外事業者でない限り、当分の間、仕入税額控除の対象としないとされています。しかし、これでは登録国外事業者以外の国外事業者から、国内事業者がデジタルコンテンツを購入した場合、その国外事業者が仮に申告納税したとすれば、消費税を過大に納税させることにつながります。

この場合、消費者への転嫁ができないという意味で消費税を二重に納めさせることになる、と考えますが、大綱上はこのような場合の救済規定が見られないため、場合によっては酷な結果となる可能性があると思われます。立案者は登録国外事業者でない限り国外事業者が日本で申告納税などするはずない、というある意味割り切りで制度を作ったものと思われませんが、それであれば何らかの救済規定が必要ではなかったか、と考えます。

③ BtoB 取引と BtoC 取引の区分について

予定されている改正では、BtoB 取引と BtoC 取引を「役務の性質又は役務の提供に係る契約条件等により、その役務の提供を受ける者が事業者であることが明らか」という極めてシンプルな区分で区分することとしています。リスティング広告などを除き、このような区分が明確にされる電子商取引は多くはないと考えられます。このため、現実問題としては、消費税法上 BtoC 取引と判断されるケースが多くなると想定されます。

BtoB 取引については、「あらかじめ、役務の提供に係る特定課税仕入れを行う事業者が消費税の納税義務者となる旨を表示」とされているわけですから、後日 BtoB 取引と判明しても、消費税法上は当初の要件に基づき BtoC 取引として取り扱われると想定されます。

BtoC 取引となると、登録国外事業者でない限り、当分の間仕入税額控除が受けられないため、国内事業者から国外事業者に対し登録を求める、といった効果を立案者は想定している可能性があります。本来国内事業者が購入したものはすべからず BtoB 取引としてリバースチャージ方式を活用すべきと考えます。おそらく、課税事業者番号（VAT-ID）がない我が国の特殊性を踏まえてこのような制度となったものと考えますが、このような制度設計では制度の公平性に照らし疑義が残る内容になっていると考えます。

④ 事業者免税点制度に係る特例について

事業者免税点制度に係る特例については、「基準期間の初日が平成 27 年 10 月 1 日前であるときは、基準期間の初日から本制度に基づく見直しが行われていたもの」とする原則が設けられており、すなわち今まで不課税取引として消費税を納税していなかった国外事業者が、突如として課税事業者になる、という危険性が潜まれています。この点、所定の特例措置が設けられているものの、この措置は意味不明な「困難な事情」を基に適用されることになっていますので、遡及立法に該当する懸念も生じます。

⑤ 登録国外事業者と課税事業者について

本制度における登録国外事業者は、課税事業者であることを要件にしています。『財務省資料』（http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/20141230c.pdf）によると、このような仕組みは「納税なき仕入税額控除」を防止する観点」と説明されていますが、免税事業者との取引も課税仕入れとして認めている（消法 2 ①十二括弧書き）現状を踏まえれば、登録することで国税において消費税の補足が可能になる、登録国外事業者に対する措置としては酷と考えます。現状の課税仕入れは、インボイス制度がないため、免税事業者からの課税仕入れも仕入税額控除の対象になるとしているわけですが、それではインボイスを導入しない限り、本制度も現状の枠組みを維持する必要がある、と考えます。

本制度の模範となった EU の執行状況が不明のため確たることは言えませんが、本改正は付加価値税としてさまざまな欠陥のある日本の消費税の現状の仕組みをそのままにした上で行う過渡的なものであり、かつ電子商取引等の消費税課税について、制度の早期の定着を図るためかなり強硬的な取組みも入れたという印象を拭えません。

ところで、国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等の役務の提供についても、リバースチャージ方式が導入されます。この趣旨について、明確に示された資料はありませんが、相当の消費税の課税漏れがある旨、会計検査院の調査で指摘されたという報道がありましたので（<http://www.asahi.com/articles/ASGB9449KGB9UTIL01T.html>）、会計検査院の指導に基づく是正措置と考えられます。

ただし、これらの取引は、国際的なコンセンサスのある電子商取引に関するものではないところ、おそらく租税特別措置法等で手当てされることになると考えられます。執行可能性を踏まえれば、このような制度が必要になることもある意味止むなしと解されますが、「芸能・スポーツ等の役務の提供」と一言でいっても線引きは難しく、今後の法律に注意する必要があります。加えて、執行のしやすさから、本改正のように、リバースチャージ方式を拡大するという改正も今後見られる可能性を指摘できますので、今後の改正状況にも十分に注意したいところです。

車体課税の見直し

概要

例年に引き続き、エコカー減税の見直しなどの改正が行われます（大綱 89～93、96～98 頁）。

納税者有利の改正です。

内容

- ① 自動車重量税のエコカー減税について、適用期限が平成 29 年 4 月 30 日までに二年間延長され、以下のような見直しが行われます。

イ 燃費性能に係る要件見直し【乗用車の場合】

初回車検	現行	改正
免税	平成 27 年度燃費基準+20%以上	平成 32 年度燃費基準+20%以上
▲75%	平成 27 年度燃費基準+10%以上	平成 32 年度燃費基準+10%以上
▲50%	平成 27 年度燃費基準達成	平成 32 年度燃費基準達成

ロ 平成 27 年度基準に係る減税措置の創設【乗用車の場合】

下記の要件を満たす検査自動車（イの検査自動車を除きます）については、自動車重量税の税率が 25%軽減されます。

- 平成 17 年排出ガス規制に適合していること
- 平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないこと
- 平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いこと（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限ります）

なお、バス・トラックのうち、車両総重量に応じて所定の要件を満たすものについても、類似した措置が設けられます。

ハ 平成 29 年 4 月 30 日までに新車に係る新規検査を受けるものに係る経過措置

イ及びロの改正により本措置の対象外となる平成 27 年度燃費基準を満たす検査自動車
平成 29 年 4 月 30 日までに新車に係る新規検査を受けるものについては、その新規検査
の際に納付すべき自動車重量税について本則税率を適用する経過措置が設けられます。

- ② 自動車取得税のエコカー減税について、適用期限が平成 29 年 3 月 31 日まで二年間延
長され、以下のような見直しが行われます。

イ 燃費性能に係る要件見直し【乗用車（新車）の場合】

内容	現行	改正
非課税	平成 27 年度燃費基準+20%以上	平成 32 年度燃費基準+20%以上
▲80%	平成 27 年度燃費基準+10%以上	平成 32 年度燃費基準+10%以上
▲60%	平成 27 年度燃費基準達成	平成 32 年度燃費基準達成

ロ 平成 27 年度基準に係る減税措置の創設【乗用車（新車）の場合】

下記の要件を満たす自動車（イの自動車を除きます）については、自動車取得税の税率
が下記の通り軽減されます。

軽減税率	要件 1	要件 2	要件 3
40%軽減	平成 17 年排出 ガス規制に適合	平成 17 年排出ガス基 準値より 75%以上	平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いこと
20%軽減		窒素酸化物等の排出 量が少ないこと	平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いこと

(※) 対象となるのは、揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限ります。

なお、バス・トラックのうち、車両総重量に応じて所定の要件を満たすものについても、
類似した措置が設けられます。

③ 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の創設

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新規取得した四輪以上及び三輪の軽自
動車（新車に限られます）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいもの
について、取得年度の翌年度（平成 28 年度）分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置が、
概ね下記の通り設けられます。

【乗用車の例】

対象車	内容
電気自動車及び天然ガス自動車（※1）	概ね▲75%
平成32年度燃費基準+20%以上（※2）	概ね▲50%
平成32年度燃費基準達成（※2）	概ね▲25%

（※1）平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないものに限られます。

（※2）平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限られます。

適用関係

上記のとおり

関連法規

措法90の12等

コメント

「消費税率10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税については、～経過的な措置として、平成32年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講ずる。～消費税率10%段階の車体課税の見直しにおいては、税制抜本改革法第7条に沿いつつ、自動車をめぐるグローバルな環境や課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえた議論を行う」（大綱8～9頁）とあるように、本年度の車体課税は、消費税10%増税の延期を受けての経過的な延長という側面が強いように思われます。

車体課税は政争の道具となりやすく、かつ複雑怪奇な制度となっているところ、本来的にはなじみの深い消費税に代替させる形で議論を進めるのが我が国の税制に適合していると考えられます。この点、消費税10%増税時には、自動車税・軽自動車税につき環境性能割を導入する予定であるところ、深い検討がなされることが期待されます。

車体課税はやはり大綱を読んでも複雑であるところ、改正内容が不透明な箇所が多いことから、『国土交通省資料』（<http://www.mlit.go.jp/common/001065167.pdf>）を参照するなどしながら大綱を読んで、アウトラインを掴む必要があります。

IV 納税環境整備等に関する改正

財産債務明細書の見直し

概要

国税当局の調査の円滑化等の観点から、国外財産調書制度にならい、財産債務明細書の記載事項等に見直しが行われます（大綱 113～114 頁）。

納税者不利の改正です。

内容

財産債務明細書について、下記の見直しを行うとともに、名称が新たに「財産債務調書」とされます。

① 提出基準の見直し

現状	改正（次のいずれかで提出義務）
その年分の所得金額 > 2 千万円	<ul style="list-style-type: none">・その年分の所得金額 > 2 千万円・その年 12 月 31 日の財産の価額の合計額 \geq 3 億円・その年 12 月 31 日の出国税の対象資産（※）の価額の合計額 \geq 1 億円

（※）27 年度改正で措置される「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」の対象資産をいいます。

② 記載事項の見直し

現状	改正（次のすべての事項を記載）
財産の種類、数量及び価額	<ul style="list-style-type: none">・財産の種類、数量及び価額・財産の所在、有価証券の銘柄等、国外財産調書の記載事項と同様の事項の記載

その他、財産の評価については、原則として「時価」（「見積価額」とすることもできます）とされ、有価証券等については、取得価額の記載も必要になります。

③ 過少申告加算税等の特例の創設

国外財産調書と同様、財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置が講じられます。

④ その他の規定

イ 財産債務調書の提出に関する調査に係る質問検査権の規定が整備されます。

ロ 現行の財産債務明細書と同様、国外財産調書に記載した国外財産については、財産債務調書への内容の記載は要しないこととされます。ただし、財産債務調書の備考に「国外財産調書に記載のとおり」と記載する必要があります。

ハ 財産債務調書の記載に係る事務負担が過重なものとならないよう、運用上、適切に配慮することとされます。

ニ その他所要の措置が講じられます。

適用関係

上記の改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出すべき財産債務調書について適用されます。

関連法規

所法 232、所規 104、国外送金調書法 5～7 等

コメント

平成 24 年度改正において、国際課税の強化の観点から国外財産調書制度が創設されましたが、平成 27 年度改正においては、国内財産に対する課税についても、国税当局が適切に状況の把握ができるよう、国外財産調書制度にならい、財産債務明細書が調書化されます。この点、「出国時特例に活用する観点から、有価証券等については取得価額も併記」（『与党税制調査会資料』）とされており、出国税の創設が背景にあることが明記されています。

本改正のインパクトを考慮する上では、「明細書」と「調書」の違いを明確化する必要があります。「明細書」は、「適正な課税を確保するための補助的な手段」（『DHC コメント』）

ル所得税法』9186頁)であり、「調書」は、「課税標準の的確な把握を行い適正な課税を達成するため～義務づけ」(『DHC コンメンタール所得税法』8963頁)とされています。つまり、「明細書」よりも「調書」が法的拘束力の強い資料であり、この点「調書」には「明細書」にはない虚偽記載や不提出に係る罰則規定があることから明白でしょう(所法242五、国外送金調書法9二等)。

しかしながら、本改正による「財産債務調書」には、「不提出及び虚偽記載に係る罰則規定は設けない。」(『与党税制調査会資料』)とされ、国外財産調書を参考にした、といいながら、多少その趣旨にそぐわない部分が見られます。この点、国外財産調書よりも財産債務調書は、はるかに対象者が多いことなどが考慮されたと思いますが、「財産債務明細書の提出が必要な者(約36万人)のうち、実際に提出した者は約16万人(提出率44%)(25年分)にとどまっている。国税当局が行政指導により提出を求めているが、実効性が上がらない状況」(『与党税制調査会資料』)として本改正の趣旨を指摘している以上、「調書」の厳格化のためにも、罰則の創設も必要であったと考えます。

ところで、本改正において具体的にどのように記載内容が変わるか、という点に関しては、「現行の財産債務明細書では、①保有財産の記載が、「預貯金」、「有価証券」など概括的であり、②取得価額による記載も可能であるため、実際に保有している資産の規模が不明である。また、③金額等の記載に不備があるものも多い」(『与党税制調査会資料』)として現状の問題点に触れられているところ、国外財産調書と同様に、「不動産は所在地別に、有価証券は銘柄別に記載。価額は原則として時価(見積価額も可)とする」と方向性が述べられています(『与党税制調査会資料』)。

このような厳格な記載を求めるのであれば、「虚偽記載に係る罰則規定」はむしろ必要不可欠なのではないか、と疑問を抱かざるを得ない状況になっています。

その他、財産債務調書は毎年提出が予定されるものであるところ、出国税の対象資産につき、毎年時価評価が必要になると想定されます。このような新規の負担につきどこまで配慮されるのか、今後の改正条文を検討する必要があります。

税務関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

概要

スキャナ保存ができる税務関係書類の範囲が拡大するなど、税務関係書類に係るスキャナ保存制度の見直しがなされます（大綱 114～116 頁）。
納税者有利の改正です。

内容

① 対象書類の見直し

下記のとおり、スキャナ保存の対象となる契約書及び領収書等（重要書類）に係る金額基準（現行 3 万円未満）が廃止されます。

対象資料	スキャナ保存に係る承認の要件
重要書類（契約書・領収書等）	<ul style="list-style-type: none">・ 適正な事務処理の実施を担保する規程の整備・ 適正事務処理要件（※）を満たしていること

（※）内部統制を担保するために、相互けん制、定期的なチェック及び再発防止策を社内規程等において整備するとともに、これに基づいて事務処理を実施していることをいいます。

② 業務処理後に保存を行う場合の要件の見直し

①の重要書類について、業務処理後にスキャナ保存を行う場合に必要とされている関係帳簿の電子保存の承認要件が廃止されます。

③ 電子署名要件の見直し

スキャナで読み取る際に必要とされている入力者等の電子署名が不要とされ、タイムスタンプを付すこととされるとともに、入力者等に関する情報の保存が要件とされます。

④ 大きさ情報・カラー保存要件の見直し

①の重要書類以外の書類については、スキャナで読み取る際に必要とされているその書類の大きさに関する情報の保存が不要とされるとともに、カラーでの保存を不要とされ、グレースケールでの保存でも要件を満たすこととされます。

⑤ 地方税でも同様の措置が講じられます。

適用関係

上記の改正は、平成 27 年 9 月 30 日以後に行う承認申請について適用されます。

関連法規

電子帳簿保存法施行規則 3 ③二、3 ⑤一口括弧書き、3 ⑤二口、3 ⑤二二等

コメント

平成 27 年度改正により、諸外国に比して甚だしく遅れていると言われる、税務関係資料の電子化保存が推進されます。そもそも、わが国のスキャナ保存が進まなかった理由としては、下記の懸念があったため、過重な事務処理負担を納税者に求めたことがあります。

「取引の相手方から紙で受け取った書類等のスキャナ保存については、電子的に保存する際、元の書類を改ざんしてスキャナで読み取る等された場合には、改ざんを発見することが困難で（中略）イメージ化前の紙段階での改ざんとイメージ化後のコンピュータ内での改ざんが行われる可能性があります。（中略）イメージ化前に紙文書を改ざんした上でスキャナ保存された場合には、紙質、筆圧等の情報が消失し、不正把握の重要な端緒が消失してしまうことになります。

したがって、現在の技術では、改ざん防止の点でイメージ文書を紙と同等のものとして取り扱うことはできず（中略）特に重要な文書（著者注：重要書類のうち取引金額が 3 万円以上のものをいいます。）については、引き続き紙による保存を求める」（『平成 17 年度改正税法のすべて』 399 頁）

この点、スキャナ保存制度創設時（平成 17 年度）に比して、現状は格段に技術が向上していることもあり、負担軽減と課税の適正化の比較衡量の下、上記のような改正が実現したのです。

ところで、本改正を理解する上では、国税関係書類について、下記の通り現行のスキャナ保存に係る書類の区分を押さえる必要があります。この区分を基に、それぞれの改正を見ていくこととします。

対象書類	帳簿 決算関係書類	重要書類			一般書類 (見積書等) (※2)
		契約書・領収書		資金移動等 直結書類 (※1)	
		3万円以上	3万円未満		
スキャナ保存	不可 (規3③一)	不可 (規3③二)	可 (規3③二)	可 (法4③)	可 (法4③・規3⑥)

(※1) 納品書、約束手形等とされています。

(※2) 規則3⑥に基づき、タイムスタンプ等が不要とされる「平成17年1月31日付国税庁告示第4号」
(<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/kokuji/050131/02.htm>) に定める書類をいいます。

(出典)『与党税制調査会資料』を下に著者作成

重要書類と一般書類により、スキャナ保存の方法等について、下記の差異が生じます。

	入力期間の制限 (※1)	タイムスタンプの要件 (※2)
重要書類 (法4③、規3③二)	あり	あり
一般書類 (規3⑥等)	なし	なし

(※1) 下記②参照。

(※2) 下記③参照。

① 対象書類の見直し

今回直接的に見直しがなされるのは、上記の色塗り部分ですが、重要書類に適正事務処理要件を付す、としているため、現状もスキャナ保存が認められている3万円未満の領収書等や資金移動等直結資料についても、新たに適正事務処理要件が付されることとなります。

この点、「現在スキャナ保存の承認を受けている者については、適正事務処理要件を満たさなくても、3万円未満の領収書等については現行のままスキャナ保存を可能とする経過措置を別途規定」(『与党税制調査会資料』)とされていますが、大綱を見る限り明記されていません。このため、きちんと改正法を読み直す必要があります。

問題になる適正事務処理要件については、「法令により内部統制の整備を行っている納税者～については、特段の対応をしなくても、基本的には適正事務処理要件が満たされることとなる。～中小企業等においても、上記のような体制・手続等を社内規定等において整備し、事務処理を行うことで、適正事務処理要件を満たすことができる(上記の考え方を通達に規定し、社内規程等の雛形を国税庁HPに掲載予定)」(『与党税制調査会資料』)とされています。このため、詳細はこれからですが、本改正の適用を受けるためには、J-soxと類似したような社内規定等の整備が必要になる可能性を指摘できます。

② 業務処理後に保存を行う場合の要件の見直し

イメージ化前の紙段階での改ざんを防止する、という観点から、重要書類については、スキャナ保存は書類の受領後速やか（1週間以内）に行い（電子帳簿保存法施行規則3⑤一イ）、所定の承認を受けた場合には業務の処理に係る通常の間（最長1か月）経過後、速やか（1週間以内）に行う、という入力期間の制限（電子帳簿保存法施行規則3⑤一ロ括弧書き）が設けられています（なお、「速やか」や「通常の間」の解釈については、電子帳簿保存法取扱通達4-19・4-20）。

この場合の承認について本改正で廃止されますが、その趣旨は「適正事務処理要件が手当てされていることから、仮に、関係帳簿の電子保存の承認を受けていない場合であっても、適正な事務処理が期待できる」（『与党税制調査会資料』）と説明されています。

③ 電子署名要件の見直し

重要資料のスキャナ保存に対して電子署名やタイムスタンプを付すこととされているのは、改ざん検知機能と入力者の特定が必要と考えられたためです。この点、「(改ざん検知)についてはタイムスタンプを付すことで代替が可能」であるとともに、「(入力者)の特定については入力を行う者又はその者を監督する者の情報を保存～することにより確認が可能である」（『与党税制調査会資料』）と考えられ、電子署名要件がタイムスタンプと入力者等に関する情報の保存に代替されることになりました。このため、一般書類の保存については、新たにタイムスタンプを付す必要が生じると考えられます。

④ 大きさ情報・カラー保存要件の見直し

「一定以上の解像度が維持されれば、グレースケールによっても、書類の内容を確認することが可能。また、企業のデータ容量削減の観点から、重要性の低い一般書類について、大きさに関する情報の保存を不要とし、カラー階調要件を緩和する」（『与党税制調査会資料』）とされ、一般書類については、グレースケール等で保存が可能となります。重要書類については、従来通りカラー保存が必要となります。一般書類と重要書類の別で取扱いが異なる部分ですから、混同しないように注意する必要があります。

その他、本改正の適用は承認申請ベースであるところ、原則として本改正の適用を受けるためには再申請が必要になると考えられます。加えて、『与党税制調査会資料』において設けられると説明されている、従来の申請者の取扱いなど、経過措置の読み込みが重要になります。

番号利用法の制定等に伴う措置

概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律（番号利用法）の制定に伴い、税務手続に関し所定の見直しがなされます（大綱 23～24、58～60、114 頁）。一部納税者有利、一部納税者不利の改正です。

内容

① 住民票の添付省略

イ 所得税の下記特例について、番号利用法の規定により税務署長が氏名及び住所等を確認することができる場合には、確定申告書等に住民票の写しの添付が要しないこととされます。

内容	根拠法令
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例	措法 31 の 3
居住用財産の譲渡所得の特別控除	措法 35
特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例	措法 36 の 2 措法 36 の 5
住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除	措法 41
特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例	措法 41 の 3 の 2
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等	措法 41 の 5
特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等	措法 41 の 5 の 2
既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除	措法 41 の 19 の 2
既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除	措法 41 の 19 の 3
認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除	措法 41 の 19 の 4

ロ 贈与税・相続税の下記特例について、番号利用法の規定により税務署長が氏名及び住所等を確認することができる場合には、確定申告書等に住民票の写しの添付が要しないこととされます。

内容	根拠法令
贈与税の配偶者控除	相法 21 の 6
相続時精算課税制度の選択	相法 21 の 9
小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	措法 69 の 4
直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置	措法 70 の 2
特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例	措法 70 の 3
東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置	震災特例法 38 の 2

- ハ 固定資産税の下記特例について、番号利用法の規定により市町村長が氏名及び住所等を確認することができるときは、申告書に住民票の写しの添付が要しないとされます。

内容	根拠法令
バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置	地法附則 15 の 9⑤
省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置	地法附則 15 の 9⑨

② 預貯金情報の効率的な利用に係る措置

番号利用法の改正に併せて国税通則法及び地方税法を改正し、銀行等に対し、マイナンバーによって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務が課されます。

番号利用法の改正により、預金保険・貯金保険においてマイナンバーが利用できるようなるとともに、社会保障給付関係法、預金保険・貯金保険関係法令の改正により、社会保障給付事務や預金保険・貯金保険事務において、マイナンバーが付された預貯金情報の提供を求めることができることとなります。

適用関係

上記①の改正は、番号利用法附則第 1 条第 4 号に定める日（平成 28 年 1 月を予定しているようです）を基準に、下記の通り適用されます。

項目	適用関係
所得税関係（①イ）	その基準となる日の属する年分以後の所得税
相続税等関係（①ロ）	その基準となる日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税
固定資産税関係（①ハ）	その基準となる日以後に提出される申告書

上記②の改正は、内閣官房が提出を予定している高度な情報通信技術の活用の進展に伴う個人情報の保護及び有用性の確保に資するための個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）において一括して行われ、同法律案に規定する施行の日から適用することとされています。

関連法規

上記の通り

コメント

番号制度の導入に伴い、納税者の利便性向上を図る観点から、住民票の写し等を添付する特例につき、住民票の添付省略が不要とされます。この点、番号制度の納税者サイドのメリットとして行政から声高に言われるわけですが、現状においてはこれ以外に特段のメリットを見出すことができないことも事実です。

これらの特例は、相当の事情がない限り適用することはないものであるところ、税務申告や法定調書等に番号の記載が要求されるなどの負担に比して、番号制度のメリットはあまり感じられないのが正直なところでしょう。番号制度に対しては、やはり行政のメリットが大きいものであり、納税者にとっては負担が増えるため歓迎しがたい制度と考えます。

ところで、番号制度に係るスケジュールに関しては、下記の予定で進む模様です。

スケジュール	具体的内容
平成 27 年通常国会	番号法等の改正法案を提出
平成 27 年 10 月（予定）	個人番号の通知開始
平成 28 年 1 月（予定）	個人番号の利用開始・個人番号カードの交付開始
平成 30 年 1 月（予定）	マイナンバーが付された預金情報の利用開始
平成 33 年 1 月（予定）	付番状況を踏まえて更なる付番促進策について検討

（出典）『与党税制調査会資料』を基に著者作成

上記の通り、平成 30 年 1 月から預金情報の利用開始が予定されているところ、次葉の図のとおり、預貯金付番に関する関連法については、平成 27 年度の通常国会で法案提出等が予定されている模様です。なお、預金者に関しては、当面の間、預貯金者に直接的な義務は課されない模様（任意で金融機関が告知を求める形になると想定されます）です。

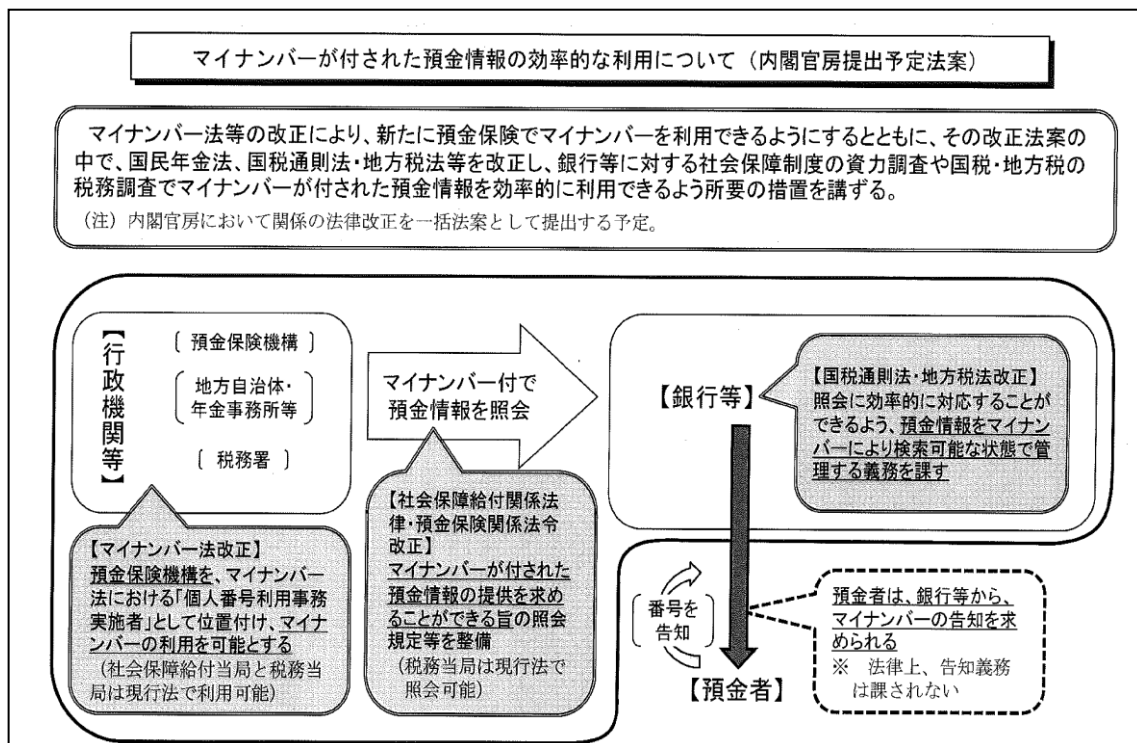
国税や社会保障給付当局に関しては、本改正を経て預金情報に係るマイナンバーの取得が可能になりますが、具体的には、下記の通りの改正が予定されているようです。

『与党税制調査会資料』

- ① 番号法において、社会保障制度の資力調査でマイナンバーを利用できる旨を明らかにし（※対象となる社会保障給付法を番号法政令に規定）、社会保障制度の資力調査の際、法律で銀行等に報告を求めることができる事項を規定しているもの（※精査中）について、マイナンバーを追加する。（※税務調査でマイナンバーを利用できる旨は規定済み）
- ② 国税通則法及び地方税法に金融機関は預貯金口座情報をマイナンバー又は法人番号によって検索できる状態で管理しなければならない旨を規定するとともに、当該規定を番号法第9条第3項に明掲し、金融機関が個人番号関係事務実施者として預貯金者等に対してマイナンバーの告知を求めることができることを明らかにする。（下線は著者）

とりわけ、本改正で大きな義務を課されるのは、「預貯金口座情報をマイナンバー又は法人番号によって検索できる状態で管理しなければならない」とされる金融機関であり、この義務は国税通則法及び地方税法に明記される見込みです。

預金者に直接的な義務が課されないとは言っても、預貯金付番がなされれば、簿外預金等不正取引の発生が極めて容易になりますから、十分にクライアントに周知する必要があるとともに、今後の改正状況についてアンテナを張っておく必要があります。



（出典）『与党税制調査会資料』

その他押さえておくべき改正事項

概要

e-Tax の利便性向上や、税務調査手続きの適正化の観点等から、所要の改正が実施されます（大綱 120～122 頁）。

概ね納税者有利の改正です。

内容

① e-Tax について、利便性向上等のための下記措置が設けられます。

イ e-Tax により申請等を行う際に送信する電子署名及び電子証明書について、個人が、開始届出等の際に行われた本人確認に基づき通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行う場合には、電子署名及び電子証明書の送信が不要とされます。

<本人確認の方法>

- ・ 携帯電話等を利用した音声通信認証による本人確認
- ・ 電子署名及び電子証明書の送信による本人確認
- ・ 税務署への来署時における税務署職員による本人確認

(※) 上記のいずれかで行われます。

ロ e-Tax により申請等を行う場合において書面により提出をする必要がある一定の書類については、スキャナによる読み取り等により作成したイメージデータを申請等に併せて送信することで、書面による提出に代えることができるとされます。

この場合において、法令の規定により原本を提出することが必要とされている書類については、税務署長は、確定申告等の期限から 5 年間（贈与税及び移転価格税制に係る法人税等については 6 年間、法人税に係る純損失等がある場合については 9 年間）、内容の確認のためにその書類の提出等を求めることができます。

ハ 地方税当局の端末で行う所得税等の申告については、地方公共団体の職員による本人確認を前提に、申告者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないとされます。これにより、自宅等からの e-Tax 申告と同様、添付すべき書類の記載事項を入力して送信することで書類の添付が省略され、作成された申告書については、電磁的記録のまま国税当局に引き継ぐことが可能となります。

② 税務調査手続きの改正

- イ 再調査について、その前提となる前回調査の範囲が「実地の調査」に限られます。これにより、前回調査が「実地の調査以外の調査」である場合には、「新たに得られた情報」がない場合であっても再調査を行うことができることとなります。
- ロ 複数の税務代理人がある場合の調査の事前通知について、納税者本人が代表となる税務代理人を税務代理権限証書に記載して定めたときは、これらの税務代理人への事前通知は、その代表となる税務代理人に対してすれば足りることとされます。なお、地方税においても同様です。

- ③ 期限後申告書が提出された場合において、期限内申告書を提出する意思があったと認められるものにつき無申告加算税を課さない制度について、適用対象となる期限後申告書の提出期限が、法定申告期限から1月以内（現行：2週間以内）に延長されます。なお、地方税についても同様の改正がなされます。

適用関係

上記①イ・ハの改正については、平成29年1月4日以後にe-Tax等により申請等や申告を行う場合について適用され、①ロは、平成28年4月1日以後にe-Tax等により申請等を行う場合について適用されます。

上記②イの改正については、再調査の前提となる前回調査が平成27年4月1日以後に開始され、かつその前回調査後に行う再調査について適用され、②ロの改正は、平成27年7月1日以後に行う事前通知について適用されます。

上記③の改正については、平成27年4月1日以後に申告期限が到来する国税及び地方税について適用されます。

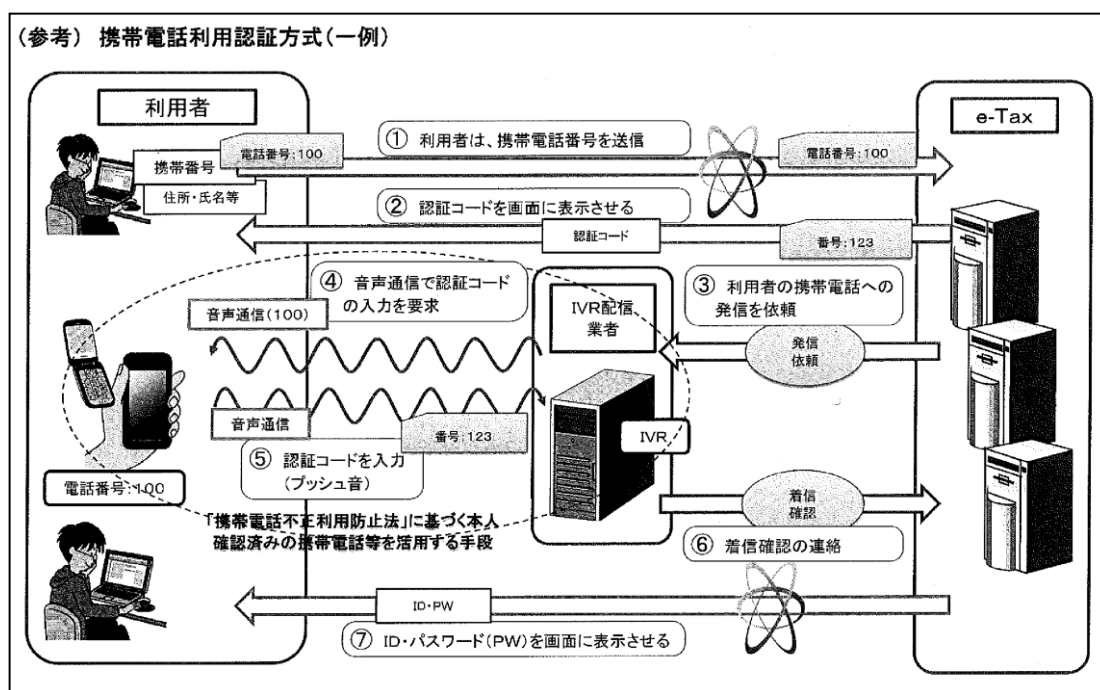
関連法規

国税オンライン化省令5、平成十八年国税庁告示第三十二号、通法74の11⑥、通法74の9①、通法66⑥等

コメント

- ① e-Taxの利便性向上について

現状、税理士等は電子署名の添付なく電子申告が可能です。不正防止の観点から、納税者が直接電子申告する場合には、原則として電子署名が必要な状況です。結果、ICカードリーダーを購入する必要等が懸念されて、立案者が当初想定していた、自宅から電子申告する割合は非常に小さい、という問題が指摘されています。このため、所定の本人確認の下、個人については事前に発行されたパスワード等を基に、電子署名を要せず電子申告等が可能になります。なお、意味がよく分からない「携帯電話等を利用した音声通信認証による本人確認」は、下記のような業務フローを想定している模様です。



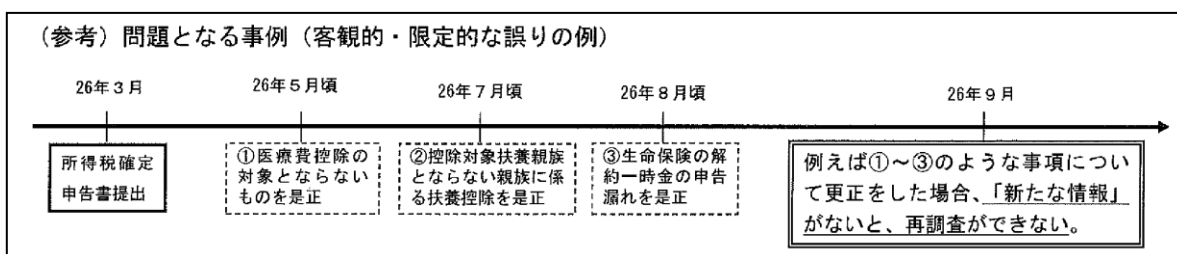
(出典) 『与党税制調査会資料』

その他、添付書類に関しては現状、原則として別途書面提出が必要になりますが、これについても所定の期間において税務署長等に原本提出をさせる権限を付すことを要件に、イメージデータベースでの送信で足りることになります。

これらの改正に関連して、地方税当局の申告書作成システムによる所得税申告においても、地方税職員の本人確認の上、電子署名等が不要になります。この改正に併せ、現状「申告書作成システムを利用して作成された所得税等の申告書については、地方税当局が紙に出力した後、税務署が回収し、KSK への入力を行っている (電子⇒紙⇒電子)」(『与党税制調査会資料』) 状況につき、直接的に電子データで国税当局に引き継ぐことに改正されます。

② 税務調査手続きの改正について

再調査について、「新たに得られた情報に照らし非違がある」ことが必要、となると、申告誤りの是正等、客観的・限定的な誤りがある場合の更正等があったケースについて、支障が生ずる、というのがこの改正の趣旨です。更正や決定は「調査により」行うものですから（通法 24・25）、一度更正してしまうと、再調査のためには「当初の調査の際には有していなかった「新たな情報」が入手」する必要があります。しかし、客観的・限定的な誤りを是正させる更正は、実地調査を行わずに行われることも多々ありますので、十分な実態確認が行えないまま再調査の制限を受けることは問題、と考えられた模様です。



(出典) 『与党税制調査会資料』

次に、複数の税理士がある場合の事前通知ですが、「代表となる税務代理人を税務代理権限証書に記載して定めたとき」に適用されますので、実務上は定めない方がいい、と考えられます。複数回行わせることで、税務調査の日程調整等が困難になりますし、重要な事前通知事項について十分な確認ができるようになるからです。この点、「全ての税務代理人に対して事前通知を行っており、日程調整等に時間を要している」（『与党税制調査会資料』）という国税サイドの問題意識が触れられていますが、税務調査対策上はその逆に行くべき、と考えます。

③ 無申告加算税の宥恕について

この改正の趣旨については、「期限内納付があった法人税に係る期限後申告事案～のうち、2週間以内に期限後申告がされたものは72%、1月以内に期限後申告がされたものは92%であった」という注意書きが『与党税制調査会資料』に見られます。1月以内とすれば9割以上の納税者が救済されるわけですから、その実態に合わせた改正と言えます。

もちろん、その期間を経過してしまえば、期限内納付があったとしても宥恕の適用はありませんし、この規定は5年に一度しか使えませんから（通令 27 の 2①一）、従来同様安心することなく、慎重な対応が必要になります。

VI 国際課税に関する改正

外国子会社配当益金不算入制度の見直し

概要

外国子会社等から受ける配当等の額のうち、いわゆる損金算入配当が 95%益金不算入の対象外とされます。(大綱 105~106 頁)。

納税者不利の改正です。

内容

- ① 内国法人が外国子会社（持株割合 25%以上等の要件を満たす外国法人をいいます）から受ける配当等の額で、その配当等の額の全部又は一部がその外国子会社の本店所在地国の法令においてその外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている場合には、その受ける配当等の額については、95%益金不算入の対象外とされます。
- ② 一部損金不算入配当がある場合の特例
 - イ 外国子会社から受ける配当等の額の一部がその外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された場合には、その損金の額に算入された部分の金額のみを、95%益金不算入の対象外の金額とすることができます。
 - ロ 上記イの適用を受けた事業年度後の各事業年度において、内国法人が外国子会社から受けた配当等の額につき損金算入額が増額された場合には、その増額された後の損金算入額が、95%益金不算入の対象外の金額とされます。
 - ハ 上記イの適用については、確定申告書等にこの適用を受けようとする旨並びにこの適用に係る配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類を添付するとともに、一定の書類の保存を要することとされます。
- ③ 上記により 95%益金不算入の対象外とされる配当等の額に対して課される外国源泉税等の額は、外国税額控除の対象とされます。

④ その他、所要の措置が講じられます。

適用関係

上記の改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について適用されます。

ただし、平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当等の額（平成 28 年 4 月 1 日において有する外国子会社の株式等に係るものに限ります）については、従前どおりの取扱いとされます。

関連法規

法法 23 の 2

コメント

BEPS 行動計画の行動 2 において、ハイブリッド・ミスマッチ効果の無効化が提言されています。ハイブリッド・ミスマッチとは、「金融商品や事業体に対する複数国間における税務上の取扱いの差異」をいい、本改正における損金算入配当とわが国の 95% 益金不算入のよように、課税の空白を生じさせる各国の税制の差異をいいます。

この行動計画の策定を受けて、法制化されるのがこの制度です。従来、外国子会社から受ける配当等の額については、それが外国子会社の本国で損金算入されるものであっても、「種類株式の多様化に伴い優先配当のみを除外することに整合性が乏しくなったこと及び本制度の導入が簡素化の側面と経済対策的な側面とを併せ持つこと等」（『平成 21 年度改正税法のすべて』430 頁）の事情を踏まえて、95% 益金不算入の対象から除外されることはありませんでした。この趣旨を踏まえれば、現状の本制度はわが国の会社法制をあるべき税制よりも優先させた制度と考えられるところ、本改正は BEPS 問題に対する国際的なコンセンサスを現状の趣旨よりも優先させるべく再転換させた、と結論付けられます。

現状、損金算入配当の代表例として、ブラジルやオーストラリアの配当がありますが、各国の税制のルールは一致していないところ、今後は外国子会社の本国の税制についても詳細な検討が求められることとなります。とりわけ、一部損金算入配当、一部損金不算入配当となる国もあるところ、これらのルールを詳細に調べたり、損金不算入配当となる旨の書類を保存したりするとなると大きな手間となります。

この事務負担を勘案し、配当等の額の一部がその外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された場合の特例として、一定の書類の保存がある場合には損金不算入配当を95%益金不算入する、という選択的取扱いが設けられます。この点、損金算入額が増額した場合の取扱いが設けられていますが、増額部分についての調整の時期及び減額された場合の取扱いは、大綱上明記されていないため、改正法をしっかりと読む必要があります。

報道によれば「内国法人の配当受領年度に遡って益金不算入額を調整する方法が採用される可能性が高い」（『週刊 T&A master 576』）とされていますが、仮にこの報道の指摘の通りであれば、義務的修正申告等とするなどして加算税の対象としないといった調整が必要になるはずで、このあたりの取扱いについて特に注意したいところです。

その他、本制度の根底にあるハイブリッド・ミスマッチ効果の無効化については、平成 27 年度改正では措置されていないものの、諸外国で課税の取扱いが異なる事業体（ペイスルー方式等が適用される匿名組合や構成員課税と法人課税を選択できる米国 LLC などのハイブリッド事業体など）から得られる所得に対しても措置する必要がある、と考えられています。このあたり、今後の事情により、再度制度改正がなされると考えられるところであり、BEPS 問題を議論する OECD の動向等にもアンテナを張っておく必要があると言えそうです。

ところで、本改正はかなり大きな改正になりますので、平成 28 年 4 月 1 日以後開始事業年度において受ける配当等の額について適用する、としながら、改正前から継続して保有する外国子会社の株式等については、二年間の猶予を経過措置により設けています。大綱の記載内容からは、本経過措置は任意選択ではなく強制適用されることが考えられますから、ミスの無いよう適用したいところです。

なお、本改正における経過措置について、大綱上は事業年度において受ける配当ベースとしていますが、外国源泉税等について外国税額控除の対象とするところ、平成 21 年度改正法附則 12 のように、施行日以後に開始する事業年度において課される外国源泉税等について適用する、といった経過措置の対応が外国税額控除の改正においては必要になると考えられるところです。この点、改正法で手当てされることが期待されます。

外国子会社合算税制等の見直し

概要

損金算入配当が 95%益金不算入の対象外になるといった制度改正に合わせて、外国子会社合算税制等の見直しが行われます（大綱 109～111 頁）。概ね納税者有利の改正です。

内容

① 特定外国子会社等に該当することとされるトリガー税率が、20%未満（現行 20%以下）に変更されます（個人住民税も同様とされます）。

② 適用除外基準について、以下の見直しがなされます。

イ 事業基準の判定における被統括会社の範囲に、特定外国子会社等が発行済株式等の 50%以上を有する等の要件を満たす内国法人が加えられます。

ロ 事業基準の判定における統括会社の要件のうち、二以上の被統括会社に対して統括業務を行っていることとする要件について、二以上の外国法人である被統括会社を含む複数の被統括会社に対して統括業務を行っていることに改正されます。

ハ 事業基準の判定における事業持株会社の要件に、下記が加えられます。なお、大綱上は「加えられる」とされていますので、現行の要件（全被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額を基礎とした割合の要件）も併存することになると考えられます。

$$\frac{\text{統括会社の有する外国法人である被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額}}{\text{その統括会社の有する全ての被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額}}$$

$$\frac{\text{統括会社の外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額}}{\text{その統括会社の全ての被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額}}$$

いずれかが
50%超

ニ 非関連者基準の判定上、卸売業を主たる事業として営む統括会社が内国法人である被統括会社との間で行う取引については、関連者取引に該当するものとされます。

ホ 適用除外基準の適用がある旨を記載した書面の添付がない確定申告書の提出があり、又はその適用がある旨を明らかにする資料等を保存していない場合においても、税務署長がその添付又は保存がなかったことにつきやむを得ない事情があると認めるときは、その書面及び資料等の提出があった場合に限り、適用除外基準を適用することができることとされます。

③ 基準所得金額から控除される配当等の額の範囲の改正

イ 特定外国子会社等が持株割合 25%以上等の要件を満たす子会社から受ける損金算入配当等の額は、その特定外国子会社等の合算対象とされる金額の計算上控除しないこととされます。

ロ 特定外国子会社等が持株割合 25%以上等の要件を満たす他の特定外国子会社等から受ける損金算入配当等の額のうち、その他の特定外国子会社等の合算対象とされた金額から充てられた部分の額は、その特定外国子会社等の合算対象とされる金額の計算上控除することとされます。

④ 特定課税対象金額の益金不算入の見直し

内国法人が持株割合 25%以上等の要件を満たす特定外国子会社等から受ける損金算入配当等の額のうち、内国法人の配当等を受ける日を含む事業年度及びその事業年度開始の日前 10 年以内に開始した各事業年度において特定外国子会社等につき合算対象とされた金額の合計額に達するまでの金額は、この内国法人の所得の金額の計算上益金の額に算入しないこととされます。

⑤ その他、所要の措置が講じられます。

適用関係

上記の①・②の改正は、特定外国子会社等の平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

上記③の改正は、特定外国子会社等の平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る合

算対象とされる金額について適用されます。

上記④の改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において内国法人が特定外国子会社等から受ける配当等の額について適用されます。ただし、平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日開始事業年度において内国法人が特定外国子会社等から受ける配当等の額（平成 28 年 4 月 1 日において有する特定外国子会社等の株式等に係るものに限られます。）については、従前どおりの取扱いとされます。

上記⑤の改正は、大綱上特段の規定が設けられておりませんが、上記改正事項の所要の措置であるところ、上記改正事項と同様に適用されると考えられます。

関連法規

措法 66 の 6①～⑦、66 の 8①、措令 39 の 14①二、39 の 15①四、39 の 17①～⑤等

コメント

上記①の改正について

法人税率引下げが国際的潮流となっている中、毎年のように要望されているトリガー税率の引下げについて、現状の 20%以下から 20%未満とする改正が行われます。おそらく、2015 年からイギリスの税率が 20%とされることを見越したものと考えられます。

そもそも、トリガー税率は、わが国の実効税率の 2 分の 1 以下の税率の国等がタックスヘイブンである、という考え方を基に設定されたと言われますが、我が国の法人実効税率が現行でも 34.62%（平成 27 年度以降は 32.11%）と言われているので、もう一段階引き下げるべき、とも考えられます。加えて、今後我が国の法人税率が更に引き下げられることは確実であるところ、更なるトリガー税率の引下げが行われるのは確実ですから、今後の改正状況にも注意する必要があります。

上記②の改正について

被統括会社に内国法人を含むとすること、そして適用除外基準に係る申告要件（措法 66 の 6⑦）に宥恕規定を設けることが大きな柱となっています。

平成 22 年度改正において創設された被統括会社については、本税制の適用上、下記のようなメリットがあります。

- ・株式等の保有事業は、適用除外基準に係る事業基準（航空機リース等の事業ではないこと）を満たさないこととされるものの、被統括会社を二以上有する等の要件を満たす統括会社のうち、所定の会社（事業持株会社）は、それを満たすとされること（措法 66 の 6③括弧書き、措令 39 の 17④等）
- ・統括会社に対する本税制の適用上、被統括会社と統括会社の取引は、卸売業に係る非関連者との取引とされること（措令 39 の 17⑩）

この制度に対し、現状問題点が指摘されているのは、被統括会社が外国法人に限定されているため、統括会社が支配する被統括会社が内国法人の場合、上記メリットを享受できなくなる可能性がある、ということです。この点、例えば内国法人を被統括会社とするタックスヘイブンの統括会社を購入するようなケースで問題になります。この場合、統括会社における内国法人の株式等の帳簿価額によっては、本制度上の統括会社とはされず、本制度上の被統括会社としてのメリットを受けられないことになるからです（参考『週刊 T&A master 536』4～8頁）。この点、経済産業省が改正要望を挙げており

（http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2015/140829a/140829a_02j.pdf）、既存の枠組みをできるだけ崩さない形で、所要の調整がなされることになりました。

反面、現状の本制度の課題と言われる、一定の条件を満たす船舶・航空機リース事業については、事業基準を満たすこととする、といった改正や、内国法人である被統括会社との間で行う取引については非関連者との取引にならないなど、経済的合理性があるにもかかわらず本制度の対象となる取引につき、十分な見直しがなされたとは言い難い状況です。

その他、適用除外基準の申告要件には宥恕規定が設けられました。宥恕規定がないとなれば、制度としては非常に硬直的と考えられますので、妥当な改正と考えられます。

上記③及び④の改正について

本制度により課税対象となる金額（課税対象金額）の計算は、原則としてわが国の法制度等を前提に計算が行われるところ、平成 21 年度改正で措置された外国子会社配当益金不算入の仕組みも踏まえて計算がなされます。先に見たとおり、損金算入配当はこの制度の対象外、となりますから、所定の調整が本制度においてもなされています。

ただし、大綱を前提とすると、一部損金算入配当があった場合の取扱いは、本制度の適用上反映されないと考えられます。となれば、特定外国子会社等がその本国以外の国等の子会社から受ける配当等については、その国等の制度を調べた上で厳密に区分しなければならず、相応の事務負担が課されると考えられます。

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための 報告制度の整備

概要

非居住者の口座情報の自動的交換について国際合意があったことを受け、日本の金融機関に対し非居住者の口座情報の報告を求める制度が整備されます。(大綱 106~108 頁)。
納税者不利の改正です。

内容

① 報告金融機関に対する届出義務

下記の通り、一定の要件に該当する場合には、金融機関への届出義務等が設けられます。

イ 全体像

項目	具体的内容
報告義務が課される金融機関 (報告金融機関)	銀行等の一定の金融機関
報告義務が課される取引 (特定取引)	国内にある営業所等を通じてなされる預金又は貯金の受入れに係る契約の締結等の一定の取引
届出対象者	特定取引を行う者
届出内容 (※) (電磁的方法による提供も可)	<ul style="list-style-type: none">・ 特定取引を行う者の氏名等、住所、生年月日・ 居住者となる居住地国・ 居住地国における納税者番号 (居住地が外国の場合)・ 居住地国と住所地国等が異なる場合の詳細な事情・ その他一定の事項
届出のタイミング	特定取引を行う際

(※) 特定取引を行う者が、一定の法人 (特定法人) である場合には、その支配者 (法人の事業経営を事実的に支配できる関係にある一定の者をいいます) である個人の情報も報告する必要があります。

- ロ 届出書を提出した者は、その提出後に居住地国の異動があった場合には、報告金融機関に対し、異動後の居住地国その他必要な事項を記載した届出書を提出しなければなりません。

ハ 報告金融機関は届出書に記載されている事項につき確認をする必要があります。

- ② 報告金融機関は、次に定める方法により、届出対象者（特定法人の場合には、その支配者である個人を含みます）の居住地国を特定する必要があります。

特定対象者	特定方法
平成 29 年 1 月 1 日以後に特定取引を行う者	届出書に記載されている事項による確認
平成 28 年 12 月 31 日以前に特定取引を行い、同日においてその契約を有する者	保有する記録を検索する等の一定の方法 (※)

(※) この方法により特定した後に居住地国に異動が生じたことを知った場合には、一定の方法により、その者の居住地国を特定する必要があります。

- ③ 報告金融機関の税務署長への情報提供

報告金融機関は、下記の通り、所定の事項を報告しなければなりません。

項目	内容
報告が必要な場合	その年の 12 月 31 日において国内にある営業所等に報告対象契約がある場合
報告対象契約	特定取引に係る契約のうち、次のいずれかの者が有するもの イ 租税条約等の相手国等のうち一定の国等を居住地国とする者 ロ 上記以外の国等を居住地国とする特定法人のうち、この特定法人の支配者である個人がイの要件を満たす者
報告事項	・報告対象契約を有する者の氏名又は名称、住所、生年月日 ・居住地国及び居住地国における納税者番号 ・その年 12 月 31 日における報告対象契約に係る財産の価額 ・その年における報告対象契約に係る財産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他必要な事項
報告方法	電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等に記録して提出する方法
期限と報告先	翌年 4 月 30 日までに本店所在地等の所轄税務署長に報告

- ④ 報告金融機関は、特定取引を行った者等の居住地国の特定のために採った措置その他必要な事項に関する記録を作成し、保存しなければならないこととされます。
- ⑤ 報告事項の提供に関する調査に係る質問検査権の規定が整備されます。

⑥ 届出書の不提出・虚偽記載又は報告事項の不提供・虚偽記載若しくは報告事項の提供に関する調査に係る検査忌避等に対する罰則が設けられます。

⑦ その他、所要の措置が講じられます。

適用関係

上記の改正は、平成 29 年 1 月 1 日から適用されます。

関連法規

新設

コメント

『与党税制調査会資料』によると、下記の通り本改正の背景が説明されています。

『与党税制調査会資料』

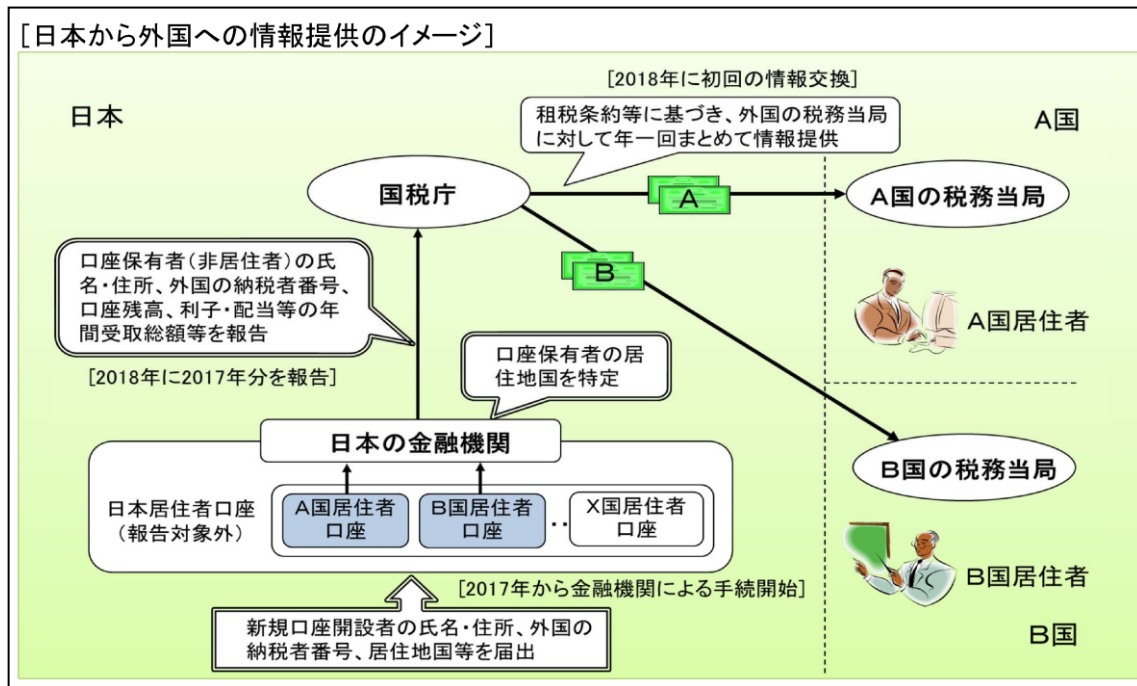
- 2013 年、G20 首脳は、海外の金融機関を利用した国際的な脱税・租税回避に対処するため、税務当局間で非居住者に係る金融口座情報の自動的交換を実施することに合意。
- これを受け、OECD は、各国税務当局が自国の金融機関から報告される非居住者の口座情報（氏名・住所、外国の納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等）を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準（共通報告基準）を策定し、2014 年 7 月に公表。G20 は、同基準の早期実施に合意。

本改正を受けて、金融機関への報告が義務付けられることとなり、かつ金融機関はその情報のうち非居住者口座に関するものを国税に提供し、かつ国税は自動的情報交換に基づいてその非居住者の本国に情報を提供する、といった流れが形成されることとなります。

なお、本制度に基づく自動的情報交換は、下記『財務省資料』によれば、平成 29 年からの情報提供を受けて平成 30 年から毎年一回ずつなされる模様です。

本改正のタイトルにもある通り、非居住者の金融口座情報について自動的情報交換を行う、ということにはなる模様ですが、大綱上、金融機関に対する届出は非居住者に限定されていませんので、日本居住者であっても要件に該当する場合には届出の必要があると考えられます。仮に私見の通りであれば、居住地国の異動に関しては届出の必要があるようですから、平成 27 年度改正で創設された、出国税等の適否についても把握されることになる、と考えられます。

いずれにしても、海外に資産を移せば何とかなる、という時代は終焉したと言っても過言ではなく、適正な申告を選択して相応の税金を納めるか、又は住所地そのものを移転させて日本の課税を削減するか、真剣に検討する時代が到来したと言えます。



(出典) 『財務省資料』

(http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/20141230c.pdf)

その他の国際課税に関する改正

概要

平成 26 年度改正で措置された国際課税原則の帰属主義への変更の適正な実施の観点等から、規定の整備が行われます（大綱 111～112 頁）。

規定の整備であり、原則として中立的な改正と考えられます。

内容

① 国際課税原則の帰属主義への変更の円滑な実施

- イ 外国法人が得る履行期間が 6 月未満の売掛債権等に係る利子は、法人税法に規定する国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」に該当しない旨が明確化されます。
- ロ 外国法人の恒久的施設と本店等との間で、恒久的施設に帰属しなくても課税対象となる国内不動産の譲渡所得や貸付対価等の国内源泉所得を生ずべき資産の恒久的施設による譲渡又は取得に係る内部取引については、下記の通り取り扱われます（非居住者の恒久的施設と事業場等との間の内部取引についても、同様の措置が講じられます）。

項目	取扱い
外国法人の PE に対する譲渡	直前簿価で内部取引を認識
PE における資産の取得価額	直前簿価を引継ぎ

- ハ 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入制度（改正法第 142 条の 5）による損金算入額は、確定申告書等に記載された金額を限度とされます。
- ニ 内国法人の外国税額控除における国外所得金額について、国外事業所等帰属所得とそれ以外の国外源泉所得に区分して計算方法を定めるとともに、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算について明確化のための所要の整備が行われます。
- ホ 個人住民税、法人住民税及び事業税についても、所要の措置が講じられます。

へ その他、所要の措置が講じられます。

② クロスボーダーの組織再編成に係る適格性判定の特例の見直し

トリガー税率が 20%未満となることへの措置に加え、設立後まもないために、その外国法人の実際の租税負担割合を計算することができない場合には、その外国法人が所得を得たとした場合に適用される本店所在地国の外国法人税の税率をもってその外国法人の租税負担割合とされます。

適用関係

上記①の改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税、法人住民税、事業税及び平成 29 年分以後の所得税並びに平成 30 年度分以後の個人住民税について適用されます。

上記②の改正については、平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる合併等について適用されます。

関連法規

法令 180①・②、改正法 138①二・三・五、142 の 5②、措法 68 の 2 の 3、措令 39 の 34 の 3⑤二等

コメント

①国際課税原則の帰属主義への変更の円滑な実施について

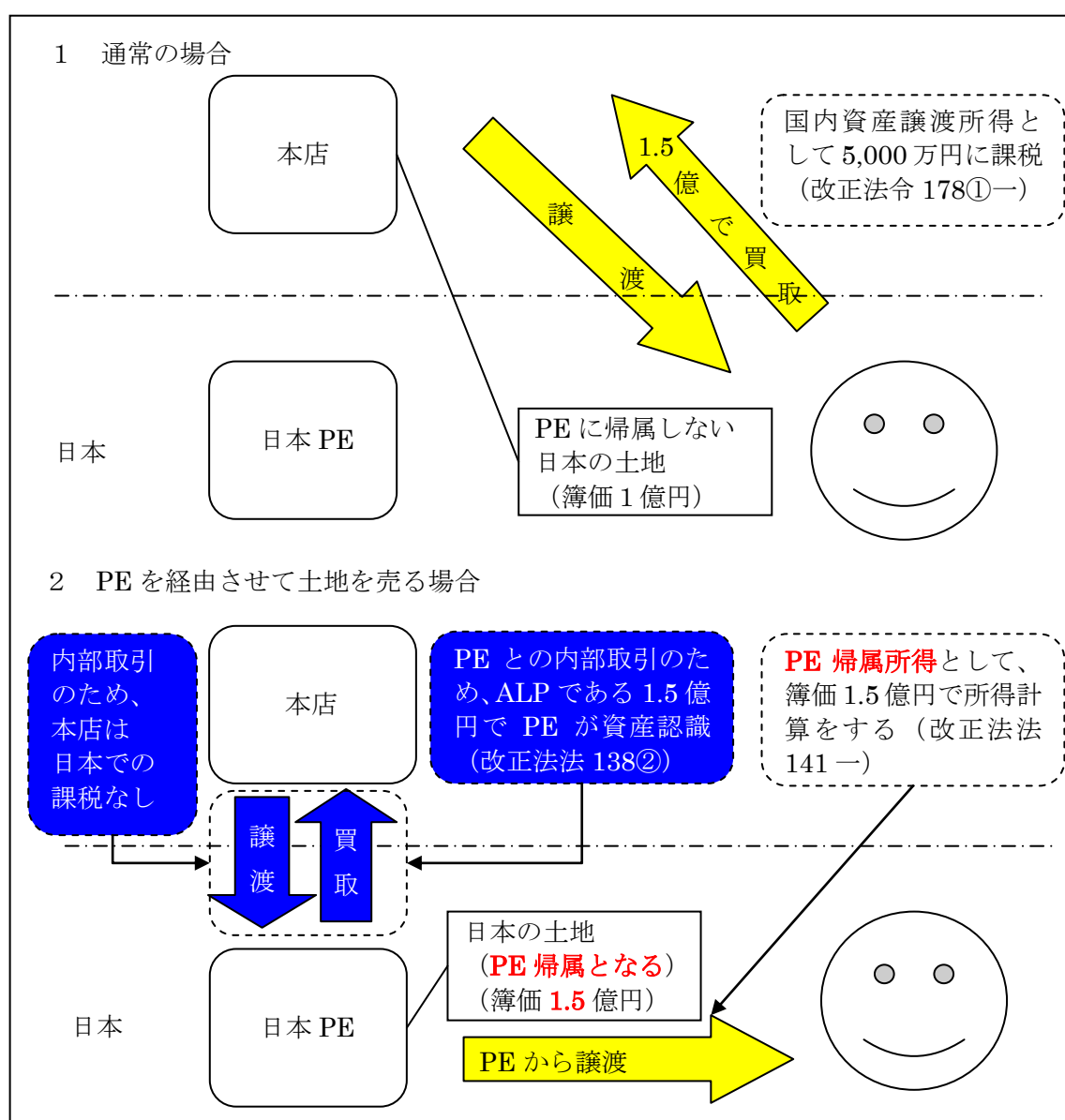
平成 28 年 4 月 1 日以後開始事業年度の適用が予定されている帰属主義について、国税サイドの懸念が反映される形での課税の適正化措置が講じられます。

①イについて。この利子は、現行も「国内資産の運用・保有所得」に該当しないこととされていますが、その旨は貸付金利子に係る政令で規定されています。この貸付金利子は、原則として源泉徴収で課税関係が関係するため、法人税においては、改正後の政令において削除されることとなっています。結果、改正後の法人税法施行令では、この旨が明記されないことになるため、その旨が明記されることになります。

①ロについて。帰属主義が実現すれば、PE は独立した企業と擬制されることとなりますので、本店と PE の取引も独立企業間価格で行う必要があります。この場合、懸念点として挙

がっていたことが、PE に帰属しない、日本で課税される外国法人の日本の土地等の譲渡につき、直接譲渡するのではなく、PE を経由させて譲渡するケースです。

PE に帰属しない土地等の譲渡については、日本で課税されるものの、PE の所得計算に影響はありません。しかし、敢えて PE を経由させることで、PE 帰属所得となるため、現行法では下記のとおり簿価のステップアップや、二重の損失計上が可能、といった指摘がなされているようです（参考『週刊 T&A master 575』8頁）。これを受けて、PE に関係なく日本で課税される所定の資産の譲渡や取得に関しては、簿価ベースで行う、という特例が整備されるようです。



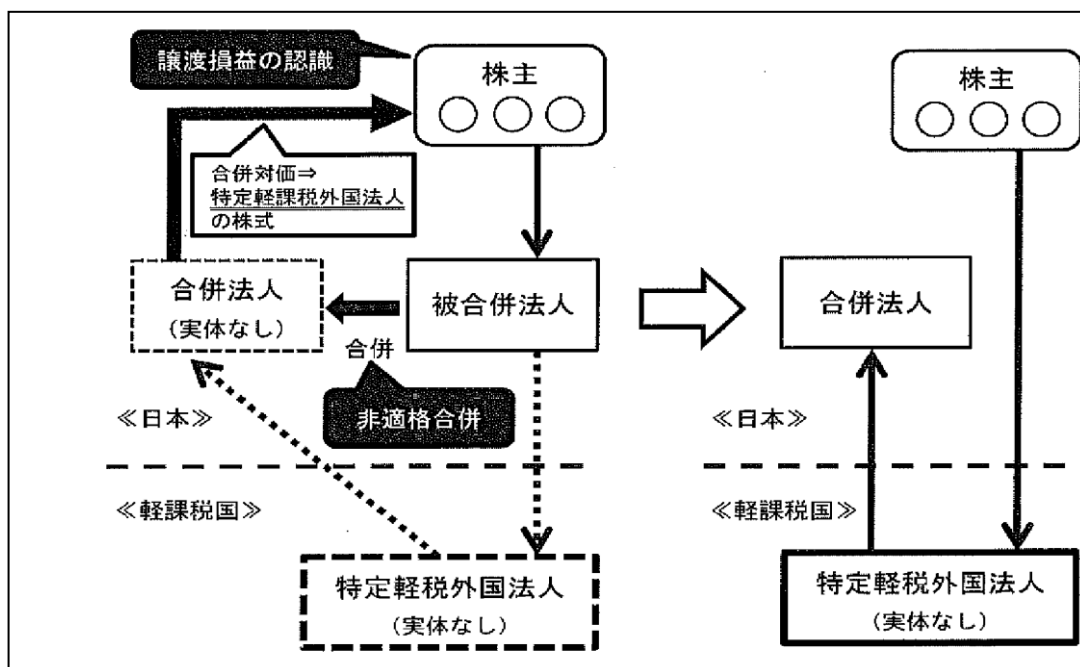
(出典) 著者作成

①ハについては、PE 帰属所得の計算上、負債利子は擬制的な計算を行うため、一定の歯止めは必要ですから、控除限度額要件を付すこともやむなし、と考えます。

その他の改正については、規定の整備の範囲内の模様ですが、改正後の法令をしっかりと確認する必要があります。

② クロスボーダーの組織再編成に係る適格性判定の特例の見直しについて

コーポレート・インバージョン対策の一環として、下記のようなタックスヘイブンを活用した三角合併等のグループ会社再編については、適格組織再編成にならず、株主段階で旧株に係る譲渡所得を認識する、といった取扱いが設けられています。このうち、再編対価を交付することになる、親会社が本制度の適用対象となるか否かの判定については、合併等の組織再編成が行われる日を含むその外国法人の事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度のうち、いずれかの事業年度において租税負担割合が20%以下（改正後は20%未満）であるか否かで判断することとなっています。



(出典)『与党税制調査会資料』

この過去二年の実際の租税負担に係る判定について、過去二年の事業年度がない場合の取扱いが明確でなかったことから、所得があったと仮定した場合に適用される税率で判断する、と明確化されました。

プロフィール



税理士 松嶋洋

2002年 東京大学卒業

2003年 国民生活金融公庫（現日本政策金融公庫）入庫。

2004年 東京国税局入局。

管内税務署において、法人税等の税務調査・審理事務に従事

2007年 企業税制研究所（現日本税制研究所）入所。

主任研究員として、セミナー講師及び出版業務並びに法人税制の研究に従事

2009年 都内大手税理士法人入社。

節税実績1億5千万円の相続対策や、4,000万円超の追徴を未然に防止する税務調査対策に従事。

2011年 独立開業。総合的な税務調査対策コンサルティング業務を実施している。

税務調査対策実績

役員退職金否認の防止（追徴見込み4,000万円程度）

関連会社間取引否認の防止（追徴見込み500万円程度）など多数

著作

『最新リース税制』（共著）

『国際的二重課税排除の制度と実務』（共著）

『税務署の裏側』

『社長、その領収書は経費で落とせます！』

執筆

納税通信 3200号・3201号『過大役員報酬の適正額について』

納税通信連載「税務調査の真実と調査官の本音」

経済界連載「国税調査官が明かす 税務調査の秘密」

レガシイ税務調査研究会 「元調査官が事例から紐解く税務調査の現場対応裏表」

元国税・東大卒税法研究者が教える！
超速！平成 27 年度税制改正

記載については、著者の個人的見解であり、正確性を保証するものではありませんので、本テキストのご利用により、利用者及び第三者が被る直接のおよび間接的な損害について、著者は賠償責任を負いません。

実務に当たりますは、法令または公的機関による情報等についてもご参照の上、ご自身の判断と責任のもとにご利用ください。

加えて、本資料は平成 26 年 12 月 30 日に公表された平成 27 年度税制改正大綱等について解説しているものですので、今後の政治情勢等により、内容の見直し等がありうる点にご注意ください

発行：合同会社アクトオーシャン 代表社員 松嶋洋

TEL : 03-3836-0363

E-mail : y.matsushima@totaltaxconsulting.com

URL : <http://yo-matsushima.com/>

Twitter : https://twitter.com/yo_mazs

Facebook : <https://www.facebook.com/yo.matsushima>

〒110-0005 東京都台東区上野 3 - 14 - 1 UENO CUBE EXECUTIVE 4 階

発行年月日 平成 27 年 1 月 13 日